

項 目	特 記 事 項
施工体制	2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。
現場代理人等	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条） * 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 （https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusuyanosennin.html）
事故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。
薬液注入工法	* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」（建設省事務次官通達）による。
石綿含有仕上塗材の除去・補修、 既存壁等への作業 契約後VE	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コ抜きやアール打作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（※ 対象工事（契約金額が400万円未満の場合を除く。） ・ 対象外工事 ）とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ（下記URL参照）に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html
CCUSの活用	* VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。〔工事全体をVE提案の対象とする場合〕 ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。〔工事目的物をVE提案の対象としない場合〕 ・（ ）〔その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する〕 * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。
<縄張り、遣方、足場等> 2.2.4 足場等	■2章 仮設工事■ * 定置する足場、栈橋、リフト等の設置：※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場：（幅： ・0.9 ※1.2 m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省令和5年12月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 * 仮囲い：※設置する ・設置しない 仮囲いの構造：※成型鋼板（H=3.0m） ・波型カラー鉄板（H=1.8m） 仮囲いの位置：図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：
<仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所：※設ける ・設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m ² 程度 * 標準仕上げ 1) 床：合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井：合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品： ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板： ・設置しない ※設置する 「PR看板設置要領（建築局発注工事）」による （PR看板設置要領（建築局発注工事） https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 参照） * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識：※設ける（他工事と共同設置を可とする） ・設けない
建設現場標識の設置	

項 目	特 記 事 項				
	《建設現場標識 共同設置の例》 工 事 名 〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) ・ ・ ・ ・ ・ 工 期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 発 注 者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 〇〇〇〇〇 工事施工者 〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 ・ ・ ・ ・ ・				
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	■建築編 3章 土工事■ * 埋め戻し及び盛土 種別 ・ A種 ※B種 ・ C種 ・ D種 ・ () [表3.2.1] 工法 ・ 水締め ・ 機器による締固め * 建設発生土の利用指定： ※無 ・ 有 () からの建設発生土を利用する				
3.2.5 建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 ・ 有 ・ 無 * 建設発生土の処理 ・ 構内処理 ・ 構外搬出（関係法令等に従い適切に処理） （搬出先名称（所在地）： () （片道運搬距離(km)： ()（片道運搬時間(時間)： () （搬出条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）： () 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。				
<試験及び報告書> 4.2.2 試験杭	■建築編 4章 地業工事■ * 試験杭の位置、本数、寸法： ※図示による ・ ()				
4.2.3 杭の載荷試験	* 杭の載荷試験： ・ 実施する（・水平載荷試験 ・鉛直載荷試験） ※実施しない * 試験杭の位置、本数、載荷荷重等： ※図示による ・ () * 試験の方法： * 報告書の記載事項： ※4.2.5(1)(2)による ・ ()				
4.2.4 地盤の載荷試験	* 平板載荷試験： ・ 実施する ・ 実施しない * 試験位置： ※図示による 載荷荷重： * 試験の方法： （公社）地盤工学会基準による * 報告書の記載事項等： （公社）地盤工学会基準による				
<既製コンクリート杭地業> 4.3.1 一般事項	* 工法： ・ 打込み工法 ・ セメントミルク工法 ・ 特定埋込杭工法				
4.3.3 材 料	* 既製コンクリート杭の種類： ・ PHC杭 ・ SC杭 ・ PRC杭 ・ () * 性能及び曲げ強度等による区分等： ・ A種 ・ B種 ・ C種 * 杭の寸法，継手の箇所数，杭先端部の形状等： ※図示による ・ ()				
4.3.4 セメントミルク工法	* 支持地盤の位置及び種類： ※図示による ・ () * 本杭の掘削深さ、杭の支持層への根入れ深さ： ※図示による ・ () * 水平方向の位置ずれの精度： ※図示による ・ () * 根固め液及び杭周固定液の管理試験 試験の回数： ※表4.3.1による ・ () 1回の試験の供試体の数： ※3個 ・ () 供試体の採取： ※4.3.4(6)(㉡)(c)による ・ () 供試体の作製： ※4.3.4(6)(㉡)(d)による ・ () 供試体の養生方法： ※6.9.3(1)(7)による ・ () 強度試験： ※JIS A 1108による ・ () 根固め液及び杭周固定液の圧縮強度の判定： ※表4.3.3による ・ ()				
4.3.5 特定埋込杭工法	* 支持層の位置及び土質： ※図示による ・ ()				
4.3.6 継 手	* 杭の継手工法 ・ アーク溶接 ・ 機械式接継手				
4.3.8 杭頭の処理等 <鋼杭地業> 4.4.3 材 料	* 杭頭処理の方法（切断する場合）： ・ 外圧方式 ・ ダイヤモンドカッター方式 * 鋼杭の材料： ※図示による ・ ()				
4.4.4 工 法	* 支持層の位置及び土質： ※図示による ・ ()				
4.4.5 継 手	* 継手の工法： ・ アーク溶接 ・ 機械式継手				
4.4.6 杭頭の処理等	* 杭頭処理の方法（切断する場合）： ・ 外圧方式 ・ ダイヤモンドカッター方式				
	設計事務所名		工事名称		図面番号
	建築士登録番号		縮尺		
	建築士氏名				
	検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	
			〇年〇月		

項 目	特 記 事 項
11.3.4シーリング材	* 種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地： ※ポリウレタン系 ・ () 伸縮調整目地、その他の目地 ： ※変成シリコン系 ・ ()
11.3.5施 工	* 下地調整塗りを行うコンクリート素地面処理： ・MCR工法 ・目荒し工法 ・ () * 壁タイル張りの種類及び工法： ※表11.3.2による ・図示による ・ () * 外装タイル接着剤張りの目地目詰め ・行わない
<共通事項> 12.1.4 表面仕上げ <材 料> 12.2.1 木 材	■建築編 12章 木工事■ * 超自動機械かんな、サンダー等による表面仕上げの場合 ・ () ※図示による * 施工一般 含水率 下地材： ※A種 ・B種 造作材： ※A種 ・B種 * 材料のホルムアルデヒド放散量等： ・12.2.1(1) (ウ)による ・図示による ・ () * 製材 「JAS1083(製材)」による製材 下地用製材 寸法、含水率、保存処理： ※図示による ・ () 等級： ※2級 ・図示による 造作用製材 寸法、等級、含水率、保存処理： ※図示による ・ () 板類における等級： ※桝、額縁、敷居、かもし、かまちの類の見え掛り面は上小節以上 それ以外は小節以上 ・図示による ・ () 広葉樹製材 寸法、保存処理： ※図示による ・ () 等級： ※1等 ・図示による ・ () 含水率： ※10%以下 ・図示による ・ () 「JAS1083(製材)」以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材 寸法、材面の品質、防虫処理及び含水率： ※図示による 造作材の材面の品質の基準： ※A種 ・B種 [表12.2.2] * 造作用集成材等 「集成材のJAS」による造作用集成材 造作用集成材 品名、樹種名、見付け材面、寸法： ※図示による ・ () 見付け材面の品質： ※1等 ・図示による ・ () 化粧ばり造作用集成材 品名、樹種名、化粧薄板厚さ、見付材の面、寸法： ※図示による ・ () 見付け材面の品質： ※1等 ・図示による ・ () 「集成材のJAS」以外の造作用集成材 造作用集成材 樹種、寸法、見付け材面の品質： ※図示による ・ () 含水率： ※15%以下 ・図示による ・ () 化粧ばり造作用集成材 樹種、寸法化粧薄板の厚さ、見付材面の品質： ※図示による ・ () 含水率： ※15%以下 ・図示による ・ () * 造作用単板積層材 「JAS0701(単板積層材)」に基づく造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理： ※図示による ・ () 「JAS0701(単板積層材)」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理： ※図示による ・ () 含水率： ※14%以下 ・図示による * 直交集成板 品名、強度等級、種別、接着性能（使用環境）、樹種名及び寸法： ※図示による * 合板等 下地用普通合板 品名、単板の樹種名、防虫処理： ※図示による 厚さ： ※5.5mm ・ () mm 接着の程度： ※1類 ・ () 板面の品質： ※2等以上（広葉樹） ※C-D以上（針葉樹） ・ () 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度： ※1類 ・図示による 下地用構造用合板 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級： ※図示による 厚さ： ※12mm ・ () mm ・図示による 接着の程度： ※1類（湿潤箇所を除く） ※特類（湿潤箇所） ・図示による 等級： ※2級以上 ・ () 板面の品質： ※C-D以上 ・ () ※「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による。 化粧ばり構造用合板 品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理： ※図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度： ※特類 天然木化粧合板 品名、厚さ、接着程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理： ※図示による 特殊加工化粧合板 品名、厚さ、接着程度、表面性能、単板樹種名、化粧方法、防虫処理： ※図示による パーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ： ※図示による 曲げ強さによる区分、厚さ： ※ 13タイプ、15mm ・ () 耐水性による区分、厚さ： ※ MR1 (M) タイプ、15mm ・MR2 (P) タイプ、15mm ・ () 構造用パネルの品名及び厚さ： ※図示による ・ () ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)：表裏面の状態、曲げ強さ、耐水性による区分、 難燃性による区分、厚さ： ※図示による
12.2.2 接合具等	* 造作材の化粧面の釘打ち： ※隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し * 諸金物の形状、寸法、材質： ※12.2.2(2) (フ)による ・図示による [表12.2.3]～[表12.2.5]
<防腐・防蟻・防虫処理> 12.3.1 防腐・防蟻処理	* 木材への防腐・防蟻処理の適用部材及び処理の種類： ※図示による ・ () 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理： 適用部材 () 保存処理性能区分 () 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理： ・行う ・行わない 薬剤の種類、適用部材： ・図示による ・ () 処理の方法： ・製造所の仕様による ・ () 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理： ・図示による ・行う ・行わない 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理： ・図示による ・行う ・行わない * 表面処理用木材保存（防腐・防蟻）剤は監督職員が承諾するものとする。
12.3.2 防虫処理	* 防虫処理： ※行う ・行わない
12.3.3 不燃処理木材等 <鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組> 12.4.1 木 材	* 不燃材料、準不燃材料、難燃材料の使用： ※図示による ・ () * 間仕切軸組に用いる木材： ・杉 ・松 ・ () * 床組に用いる木材(土間タイプ)類の土台、転ばし大引・根太)： ・ひのき ・保存処理木材 ・ () 床組に用いる木材(上記以外)： ・杉 ・松 ・ ()
<窓、出入口その他> 12.5.1 木 材	* 窓、出入口その他に用いる木材 吊元桝、水掛りの下桝、敷居： ・ひのき ・ () その他： ・松または杉 ・ ()

項 目	特 記 事 項
<床板張り> 12.6.1 木 材 <壁及び天井下地> 12.7.1 木 材	* 縁甲板、上がりがまちに用いる木材： ・ひのき ・（ ） * 木材： ・杉 ・松 ・（ ） ■建築編 13章 屋根及びとい工事■ * 長尺金属板の種類に応じた板、コイルの種類： ※JIS G 3322屋根用コイル（塗膜の種類： 厚さ： ） 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等： ・図示による ・（ ） * 下葺材料（釘又はステーブルが打てる下地の場合）： ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材（・一般タイプ ・複層基材 ・粘着層付タイプ） * 屋根葺形式： ※図示による ・（ ） * 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： * 屋根葺形式に応じた葺板の寸法・厚さ、下地、留付け方法等： ※図示による ・（ ） * 横葺の場合 ・つかみ込み納め ・けらば包み納め ※図示による * 雪止め： ・設ける ※設けない
<折板葺> 13.3.2 材 料	* 折板 形式： ※重ね形 ※はぜ締め形 ・（ ） ・図示による 山高、山ピッチ、耐力、厚さ： ・図示による ・（ ） 材料による区分： ※鋼板製(表13.2.1による) ・（ ） ・図示による * 折板に使用する材料： 材質の種類（ ） ・図示による [表13.2.1] * 軒先面戸板： ・有 ・無 * 断熱材張りを行う場合の断熱材の種類、厚さ、防火性能等： ・図示による ・（ ）
13.3.3 工 法	* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： * 耐雪性能に対応した工法の適用： ・有 ・無 ・図示による * 折板葺の工法 折板のけらば納め： ※けらば包み ・（ ） ・図示による
<粘土瓦葺> 13.4.2 材 料	* 粘土瓦 製法・形状・寸法による区分： ※図示による ・（ ） 産地等： ※愛知県産 ・（ ） 役物瓦の種類： 雪止め瓦の使用等： JIS A 5208に基づく凍害試験等： ・行う ・行わない * 瓦棧木 材質： ※杉 ・（ ） 寸法等(幅21×高さ15(mm)以上) ※図示による ・（ ） * 棟補強用心材 材質： ※杉 ・（ ） 寸法(幅40×高さ30(mm)以上) ※図示による・（ ） * 瓦緊結用釘又はねじの種類、径及び長さ ※図示による ・（ ） * 棟補強等に使用する金物等の材質、形状、寸法、留付け方法： ・図示による ・（ ） * 下葺材料（釘又はステーブルが打てる下地の場合）： ・アスファルトルーフィング 940 ・改質アスファルトルーフィング 下葺材
13.4.3 工 法	* 建築基準法に基づく耐風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等の工法： * 瓦緊結用釘又はねじの有効長さの最小値 ・先端が野地板厚さの2分の1以上に達する長さ ・野地板の裏面（下地）まで貫通する長さ * 瓦棧木の留付け工法： * 棟の工法： ・7寸丸伏せ棟 ・F形用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 ・（ ） ・図示による * 面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部の仕上げ ・モルタル ・瓦葺き用しっくい ・図示による
<と い> 13.5.2 材 料	* 材種等 ・配管用鋼管 ・排水管継手 ・硬質ポリ塩化ビニル管 ・硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・ルフトレシ ・硬質塩化ビニル雨どい ・ステンレス鋼板 ・とい緊結用銅線 ・表面処理鋼板（耐酸被覆鋼板） ・表面処理鋼板（耐酸被覆鋼板以外）（JIS規格： 塗膜の種類： ） * とい受金物及び足金物 材種： ※表13.5.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの ・（ ） 形状、取付け間隔： ※図示による ・（ ）
13.5.3 工 法	* 防露巻き（鋼管製とい）： ※表13.5.4による ・（ ） ■建築編 14章 金属工事■ * 表面処理の種別： ・図示による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 [表14.2.1] ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・ C種（常温乾燥形の塗装（ ）） * 陽極酸化皮膜の着色方法： ※二次電解着色 ・（ ） 色合等：
<表面処理> 14.2.1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	
14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっき	* 鉄鋼の亜鉛めっきの種別： ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ・図示による [表14.2.2]
<軽量鉄骨天井下地> 14.4.2 材 料	* 野縁等の種類 屋内： ※19形 ・25形 屋外： ・19形 ※25形 [表14.4.1]
14.4.3 形式及び寸法	* 屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔： ・（ ） mm ・図示による * 屋外の野縁間隔： ・（ ） mm ・図示による
14.4.4 工 法	* ダクト等によりつりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法： ※図示による ・（ ） * 天井のふところが3mを超える場合の補強方法： ※図示による ・（ ） * 天井下地材の耐震性を考慮した補強： ※図示による ・（ ） * 耐風圧性を考慮した補強（屋外の軒、ピロティ等の天井）： ※図示による ・（ ）
<軽量鉄骨壁下地> 14.5.3 形状及び寸法	* スタッド、ランナの種類： ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※表14.5.1による ・（ ） * スタッド高さが5.0mを超える場合： ・図示による ・（ ）
14.5.4 工 法	* 出入口及びこれに準ずる開口部の補強： ※14.5.4(5)による ・（ ） ・図示による

項 目	特 記 事 項		
＜金属成形板張り＞ 14.6.2 材 料	* 金属成形板 種別、表面处理： ・（ ） ・図示による		
14.6.3 工 法	* 取付け用下地： ※4節 軽量鉄骨天井下地による ・（ ） ・図示による * 長尺ものの温度変化に対する伸縮調整継手： ・設ける（ ） ・設けない		
＜アルミニウム製笠木＞ 14.7.2 材 料	* 主な構成部材による種類： ・250形 ・300形 ・350形 ・図示による [表14.7.1] * 笠木本体の材料の表面处理の種別： ・図示による ・（ ） [表14.2.1]		
14.7.3 工 法	* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法： ・図示による ・（ ）		
＜下地＞	■建築編 1 5 章 左官工事■		
15.2.5 せっこうボードその他のボード下地	* 材料 せっこうボード及びラスボードの種類、厚さ： ・図示による ・（ ） 木質系セメント板の種類、厚さ： ・図示による ・（ ）		
15.2.6 こまい下地	* 建築基準法に基づく耐力壁の指定がある場合： ・図示による		
15.2.7 木ずり下地 ＜モルタル塗り＞ 15.3.2 材 料	* 木ずり用小幅板の樹種： ・杉[心去り材] ・（ ） ・図示による * モルタル： ・現場調合材料 ・既調合材料 ・図示による * 既製目地材： ・使用する（形状 ） ※使用しない		
15.3.5 工 法	* 床の目地割り： ・目地割2㎡程度、最大目地間隔3m程度 ・（ ） ・図示による * 種類： ※押し目地 ・（ ） ・図示による * 外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験： ・行う ※行わない		
＜仕上塗材仕上げ＞ 15.6.2 材 料	* 仕上塗材の種類（呼び名）： ※図示による ・（ ） [表15.6.1] 仕上の形状： ・ゆず肌状 ※凹凸状 ・凸部処理 ・（ ） 工法： ・吹付け ・ローラー塗り ・こて塗り ・（ ） * 内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材： ・使用する（ ） ・使用しない * 複層仕上塗材の耐候性： ・耐候形（ ）種 * 複層仕上塗材の上塗材 樹脂： ・アクリル系 ・シリカ系 ・ポリアルケン系 ・アクリルシリコン系 ・フッ素系 溶媒： ・水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 外観： ・つやあり ・つやなし ・メタリック [表15.6.2] * 外装厚塗材Si、外装厚塗材Eの上塗材： ・適用する ・適用しない * 外装厚塗材Cの上塗材（セメントタコ以外の場合）：		
＜マスチック塗材塗り＞ 15.7.2 材料及び工法	* 品質及び性能： ・製造所の仕様による ・図示による ・（ ） * 種別： ・A種 ・B種 [表15.7.1]		
＜ロックウール吹付け＞ 15.12.3 配合及び密度等	* 仕上げ吹付け厚さ： （ ） mm ・図示による		
＜共通事項＞	■建築編 1 6 章 建具工事■		
16.1.3 防火戸	* 防火戸の適用： ※図示による * 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの： ・ヒューズ装置 ・熱感知器 ・煙感知器 ・図示による		
16.1.4 見本の制作等	* 建具見本の制作： ・有 ※無 特殊な建具の仮組： ・実施する ・実施しない		
16.1.6 その他	* 開口部の侵入防止対策上有効な措置が講じられた「防犯建物部品」の使用箇所： ※玄関錠前 ・面格子 ※接地階バルコニー側		
＜アルミニウム製建具＞ 16.2.2 性能等	* 建具の品質及び性能：※製造所の仕様による ・（ ） * 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] [表16.2.1] ・ A種 ・ B種 ・ C種（枠の見込み寸法： ） ・ 図示による * 外部に面する建具[木下地] [表16.2.2] ・ D種 ・ E種 ・ 図示による 枠の見込み寸法（ ） * 色彩等の種類： ※シルバー ・ブロンズ ・（ ） * 防音ドアセット、防音サッシ： ・適用する（遮音性等級： ） ・適用しない ・図示による * 断熱ドアセット、断熱サッシ： ・適用する（断熱性等級： ） ・適用しない ・図示による		
16.2.3 材 料	* 網戸 防虫網： 材質 ※合成樹脂 ・ガラス繊維入り合成樹脂 ・ステンレス（SUS316） ・図示による 線径、網目 ※0.25mm以上（合成樹脂）、16～18メッシュ ・（ ）		
16.2.4 形状及び仕上げ	* 構造： 網戸用レールは、一般網戸対応型とする。 * アルミニウムの表面处理： 種別 ・図示による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 [表14.2.1] ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・ C種(常温乾燥形塗装（ ）） 色 ・標準色 ・特注色 * ステンレス製くつずりを使用する場合の仕上： ※HL ・図示による ・（ ） * 結露水の処理方法： ・図示による ・製作所の仕様による ・（ ）		
16.2.5 工 法	* 水切り板、ぜん板等： ※図示による ・（ ） * 内付け建具： ・適用する ・適用しない		
＜樹脂製建具＞ 16.3.2 性能等	* 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] [表16.3.1] ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 枠の見込み寸法（ ） * 外部に面する建具[木下地] [表16.2.2] ・ D種 ・ E種 ・ 図示による 枠の見込み寸法（ ） * 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級： ・図示による ・ T－1 ・ T－2 * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級： ・ H－4 ・ H－5 ・ H－6 ・ H－7 ・ H－8 ・ 図示による [表16.3.3] * 外壁に面する建具の日射熱取得性の等級 ・図示による ・（ ）		
16.3.3 材 料	* ガラス： ※複層ガラス ・単層ガラス ・三重ガラス ・（ ）		
16.3.4 形状及び仕上げ	* 表面色： ・標準色 ・特注色		

項	目	特	記	事	項	
<鋼製建具>						
16.4.2	性能等	* 玄関ドアの品質及び性能： ※製造所の仕様による ・（ ） * 簡易気密型ドアセットの気密性・水密性の等級： ※気密性A-3 ・水密性W-1 ・（ ） [表16.4.1] * 耐風圧性の等級（外部に面する建具）： ・S-4 ・S-5 ・S-6（適用箇所： 階以上） * 遮音性の等級： 断熱性の等級： 内面変形追随性の等級： * 防音ドアセット、防音サッシ： ・適用する（遮音性等級： ） ・適用しない ・図示による * 断熱ドアセット、断熱サッシ： ・適用する（断熱性等級： ） ・適用しない ・図示による * 耐震ドアセット： ・適用する（面内変形追随性の等級： ） ・適用しない ・図示による				
16.4.3	材 料	* 点検口の類のくつずりの材料 ・図示による ・（ ）				
16.4.4	形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ： ・表16.4.2による（1枚戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下） ※図示による *くつずりの仕上げ ・H L（ステンレス鋼板を用いる場合） ・図示による ・（ ）				
16.4.6	標準型鋼製建具	* 形式及び寸法 ・図示による ・（ ）				
<鋼製軽量建具>						
16.5.2	性能等	* 簡易気密型ドアセット（気密性：A-3）： ・適用する ・適用しない ・図示による ・（ ） * 防音ドアセット、防音サッシ： ・適用する（遮音性等級： ） ・適用しない ・図示による * 断熱ドアセット、断熱サッシ： ・適用する（断熱性等級： ） ・適用しない ・図示による * 耐震ドアセット： ・適用する（面内変形追随性の等級： ） ・適用しない ・図示による				
16.5.3	材 料	* 鋼板類の種類： ・図示による ・（ ） * 召合せ、縦小口包み板等： ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金 * 充填剤(防音性能)： ・グラスウール ・ロックウール ・図示による ・使用しない				
16.5.4	形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ： ・表16.5.1による（1枚戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下） ※図示による				
<ステンレス製建具>						
16.6.2	性能等	* 簡易気密型ドアセットの気密性： ・気密性A-3、水密性W-1 ・適用しない ・図示による * 外部に面するステンレス製鋼製建具の耐風圧性等級： ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・図示による * 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級： ・図示による ・（ ） * 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級： ・図示による ・（ ） * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級： ・図示による ・（ ）				
16.6.3	材 料	* ステンレス鋼板： ・SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・図示による ・（ ）				
16.6.4	形状及び仕上げ	* 表面仕上げ： ※H L ・（ ）				
16.6.5	工 法	* 曲げ加工： ※普通曲げ ・角出し曲げ				
<木製建具>						
<建具用金物>						
16.8.2	材質、形状及び寸法	* 金物の種類及び見え掛り部の材質： ※表16.8.1による ・（ ） * 表16.8.1中の＊印の適用並びに備考中の特記について： ※図示による ・（ ） * 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前： ※図示による ・（ ） * 各住戸玄関扉用及び内装扉用ドア・クローザーの品質及び性能： ※図示による ・（ ） ※ドアクローザーは、B L 部品のⅡ型の性能を有するものとする。 * 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ： ・表16.8.2による ・図示による ・（ ） * 樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ： ・表16.8.3による ・図示による ・（ ） * 木製建具用丁番の枚数及び大きさ： ・表16.8.4による ・図示による ・（ ） 戸車及びレール： ・表16.8.5による ・図示による ・（ ）				
16.8.3	取付け施工	* 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置： ・図示による ・（ ）				
16.8.4	鍵	* 各住戸玄関扉用錠前の種別： ※図示による ・サムターン、シリンダー面付箱錠 ・シリンダー彫込箱錠（・(1)(a)(①) ・(1)(a)(②)） ・（ ） * その他錠前の種別： ・サムターン付シリンダー面付箱錠 ・シリンダー彫込箱錠（・(1)(a)(①) ・(1)(a)(②)） ・（ ） * タンブラー類の本数： ※6本以上 ・（ ） * 鍵： ※図示による ・3本1組とし、室名札を付ける 鍵箱： ・要 ・不要 * キーは、アクリル製室名札をつけ、スチール製箱に収納して提出する。 * コンストラクションキー装置： ※取付ける ・取付けない * マスターキー： ・製作する（ ） ・製作しない * マスターキーは、共用部のみで使用でき、各住戸の玄関戸では使用できないものとする。 * 引違い戸、引違い窓 鍵違いの種類： ・（ ）種類 ・6種類以上 ・図示による				
<ガラス>						
16.14.2	材 料	* ガラスの種別及び厚さ： 図示による * フロート板ガラス 品種及び厚さによる種類 ・図示による ・（ ） 型板ガラス 厚さによる種類 ・図示による ・（ ） 網入り・線入り板ガラス 網/線の形状、板の表面状態、厚さの呼びの種類 ・図示による ・（ ） 合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ、合計厚さ ・図示による ・（ ） 特性による種類： ・Ⅰ類 ・Ⅱ-1類 ・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類 ・図示による 強化ガラス 形状による種類、材料板ガラスの種類、厚さの呼びの種類 ・図示による ・（ ） 特性による種類： ・Ⅰ類 ・Ⅲ類 熱線吸収板ガラス 材料板ガラスの種類、厚さによる種類 ・図示による ・（ ） 性能による種類： ・1種 ・2種 ・図示による 複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ ・図示による ・（ ） 断熱性による区分 ・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6 ・図示による 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・G ・S ・図示による 封入気体の種類 ・空気 ・アルゴン ・クリプトン ・ネオン				
		設計事務所名			工事名称	図面番号
		建築士登録番号				
		建築士氏名				
		検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

項 目	特 記 事 項			
	熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類 () ・図示による 厚さによる種類 ・6mm ・8mm ・10mm ・12mm ・図示による ・ () 日射遮蔽性区分： ・1種 ・2種 ・3種 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類 () ・図示による 厚さによる種類 ・6mm ・8mm ・10mm ・12mm ・図示による ・ () * ガラス留め材： ・シーリング材 ・ガスケット ・図示による * アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガラスのはめ込みに用いるガスケットの用途による区分 ※グレイチングチャンネル (アルミニウム製建具に用いる引違い及び片引き障子の場合) ・ ()			
16.14.3 ガラス溝の寸法、形状等	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ：※建具の製造所の仕様による ・図示による ・ ()			
16.14.4 工 法	* ガラス端部で枠にのみこまない部分の小口加工：・図示による ・ ()			
■建築編 18章 塗装工事■				
<素地ごしらえ>				
18.2.2 木部の素地ごしらえ	* 透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種 ・ () [表18.2.1] * 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別： ※A種 ・B種 ・ () [表18.2.1]			
18.2.3 鉄鋼面の素地ごしらえ	* 鉄鋼面の素地ごしらえの種別 (DP塗り以外)： ・A種 ・B種 ※C種 [表18.2.2] * 鉄鋼面の素地ごしらえの種別 (DP塗り)： ・A種 ※B種 ・C種 [表18.2.2]			
18.2.4 亜鉛めっき面素地ごしらえ	* 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別： ・A種 ・B種 [表18.2.3]			
18.2.5 モルタル面及びプラスチック面	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.2.4]			
18.2.6 コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面	* 種別： ・A種 ※B種 【コンクリート、ALCパネル面】 【耐候性塗料塗の場合は表18.2.6による】 [表18.2.5] * 種別： ・A種 ・B種 【押出成型セメント板面】 ・図示による			
18.2.7 せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ	* 目地工法が継目処理工法のせっこうボードの素地ごしらえの種別： ※A種 ・B種 [表18.2.7] * その他のボード類の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種 [表18.2.7]			
<錆止め塗料塗り>				
18.3.2 塗料種別	* 鉄鋼面錆止め塗料の種別 [つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合]： ・As種 ※Bs種 [表18.3.1] * 亜鉛メッキ鋼面錆止め塗料 [合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合]： ※Az種 ・Bz種 ・Cz種 [表18.3.2]			
18.3.3 錆止め塗料塗り	* 見え掛け部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ※A種 ・B種 [表18.3.3] * 見え隠れ部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・A種 ※B種 [表18.3.3] * 鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ※A種 ・B種 [表18.3.5] * その他の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・A種 ※B種 [表18.3.5]			
<合成樹脂調合ペイント塗り (SOP)>				
18.4.2 木部 SOP 塗り	* 種別 屋外： ※A種 ・B種 屋内： ・A種 ※B種 [表18.4.1]			
18.4.3 鉄鋼面 SOP 塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.4.2]			
<クリヤラッカー塗り (CL)>				
18.5.2 クリヤラッカー塗り	* 種別： ・A種 (・溶剤系着色剤 ・油性染料着色剤) ※B種 [表18.5.1]			
<アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)>				
18.6.2 NAD 塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.6.1]			
<耐候性塗料塗り (DP)>				
18.7.2 鉄鋼面 DP 塗り	* 上塗り塗料の等級： ・1級 ・2級 ・3級 [表18.7.1]			
18.7.3 亜鉛めっき鋼面 DP 塗り	* 上塗り塗料の等級： ・1級 ・2級 ・3級 [表18.7.2]			
18.7.4 コンクリート面及び押出成形セメント板面 DP 塗り	* 種別： ・A種 ・B種 ・C種 [表18.7.3]			
<つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)>				
18.8.2 コンクリート面等 EP-G 塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.8.1]			
18.8.4 鉄鋼面 EP-G 塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.8.3]			
<合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)>				
18.9.2 EP 塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.9.1]			
<ウレタン樹脂ニス塗り (UC)>				
18.10.2 UC 塗り	* 種別： ・A種 ※B種 工程1の着色の適用 ・適用する ・適用しない [表18.11.1]			
<木材保護塗料塗り (WP)>				
18.12.2 WP 塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.12.1]			
■建築編 19章 内装工事■				
<共通事項>				
19.1.3 水掛りの範囲	* 水掛け範囲： ※図面による ・ () [図19.1.1]			
<ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り>				
19.2.2 材 料	* ビニル床シート 種類： ※FS ・ () ・図示による 色柄： ・ () ・図示による 厚さ： ※2.0mm ・ () ・図示による * ビニル床タイル 種類： ・KT ・ () ・図示による 色柄： ・ () ・図示による 厚さ： ※2.0mm ・ () ・図示による 寸法： ・ () ・図示による * 特殊機能床材 帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等： ・ () ・図示による 帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等： ・ () ・図示による 視覚障害者用床タイル 種類、形状： ・ () ・図示による 耐動荷重性床シート 種類、厚さ等： ・ () ・図示による 防滑性床シート 種類、厚さ等： ・ () ・図示による 防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等： ・ () ・図示による * ビニル幅木 材質の種類： ・図示による ・ () 厚さ： ※1.5mm ・ () ・図示による 高さ： ※60mm ・ () ・図示による * ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等： ・図示による ・ () * ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別 [下地がセメント系・木質系以外の場合]： ・図示による ・ () * ゴム床タイル用の接着剤種別 [下地がセメント系及び木質系以外の場合]： ・図示による ・ ()			
19.2.3 施 工	* 19.2.3(1)(ア)～(ウ)以外の下地の工法： * ビニル床シートの接合部の処理： ※熱溶接工法 ・ () ・図示による			

項 目		特 記 事 項			
<フローリング張り>					
19.5.2	材 料	* 種類： ・単層フローリング（ ・フローリングボード1等 ・フローリングブロック1等 ） ・複合フローリング（ ・天然木化粧複合フローリング ・特殊加工化粧複合フローリング ） ・図示による			
19.5.3	工法一般	* 工法： ・釘留め・根太張り工法 ・釘留め・直張り工法 ・接着工法			
19.5.4	釘留め工法	* 根太張り工法 フローリングボードの樹種 ・なら ・（ ） ・図示による [表19.5.1] 複合フローリング(天然木化粧複合フローリング)の種類、樹種 [表19.5.2] 種別： ・A種 ・B種 ※C種 樹種： ・なら ・（ ） ・図示による 複合フローリング(特殊加工化粧複合フローリング)の種類、厚さ、幅及び長さ 表層の化粧シートの種別： ・製造所の仕様による ・図示による 厚さ： ・12mm ・図示による 幅： ・303mm ・図示による 長さ： ・1,818mm ・図示による			
		* 直張り工法 フローリングボードの樹種 ・なら ・（ ） ・図示による [表19.5.3] 複合フローリング(天然木化粧複合フローリング)の種類、樹種 [表19.5.4] 種別： ・A種 ・B種 ※C種 樹種： ・なら ・（ ） ・図示による			
19.5.5	接着工法	* フローリングの材料： ・フローリングボード(直張用) ・複合フローリング(直張用) ・フローリングブロック * フローリングボードの樹種： ※なら ・（ ） 複合フローリングの種類・樹種： ・図示による ・（ ） * フローリングブロックの樹種、厚さ、幅及び長さ： ・図示による ・（ ） * フローリング裏面の緩衝材： ※合成樹脂発泡シート ・（ ） ・図示による			
<畳敷き>					
19.6.2	材 料	A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914（建材畳床）に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形（厚み50）を使用する。 1）畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905（繊維板）に規定するタタミボードとする。 2）畳床に使用するポリスチレンフォーム板は、JIS A9511（発泡プラスチック保温材）の6の方法で試験して、密度が27kg/m ³ 以上で、かつ同規格に規定する6.13.a)の方法で試験して燃焼試験に合格したものとする。 3）畳床に使用する裏面材（防湿シート）は、JIS P3401（クラフト紙）に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものとする。 4）畳床に使用する保護材は、不織布とする。 5）縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。 縦糸間隔(cm)： 8.5以下 縫い目又は横糸間隔(cm)： 5以下 6）畳床の構造は下図を標準とする。 表側 裏側 保護材 インシュレーションボード（15以上） ポリスチレンフォーム保温板 インシュレーションボード 裏面材			
		C. 畳へりはJIS L3108（畳へり地）によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地は畳用へり下紙巾7.5mm以上とする。 D. 畳表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。 E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914（建材畳床）附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902(畳)附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含浸又は浸透させたものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902(畳)の規定による。 * 畳の種別： ・A種（畳床の記号 WR-Ⅰ） ・B種 ・C種（畳床の記号 ） ・D種（畳床の記号 KT-Ⅲ ） [表19.6.1] * 衝撃緩和型畳の品質及び性能： ・（ ） ・図示による			
19.6.3	工 法	A. 製作及び敷き込み 1）製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。 2）畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。 3）畳の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ2.2mm、巾3mm以上とする。 4）畳の返しボードは、不織布糸又はポリエステル系糸の畳用返しボードとする。 5）敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。 B. 畳框、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。 製造所及び製造年月、種類及び等級 C. 畳焼け防止の措置をする。 D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめた上、監督職員に提出する。			
<せっこうボード・その他ボード・合板張り>					
19.7.2	材 料	* ボード類の種類、厚さ等： ・図示による ・（ ） * ボード表面への化粧張り仕上げ等： ※図示による ・（ ） * 普通合板 品名、単板の樹種名、防虫処理： ※図示による ・（ ） 厚さ ※5.5mm ・図示による 板面の品質 ※2等以上(広葉樹)、C-D以上(針葉樹) ・図示による * 天然木化粧合板 化粧板に使用する単板の樹種名、厚さ： ※図示による ・（ ） * 特殊加工化粧合板 品目、化粧加工の方法、単板の樹種名、接着の程度、厚さ、防虫処理： ※図示による ・（ ） * 合板の防虫処理： ・図示による ・（ ）			
19.7.3	工 法	* 天井ボードの重ね張り(ロックール吸音板を除く)： ・図示による ・（ ） * 合板類の張付け種別： ・A種 ・B種 [表19.7.3] * せっこうボードの目地工法の種類： ・継目処理工法 ・突付け工法 ・目透し工法 [表19.7.5] * せっこうボードのエッジの種類(突付け工法、目透し工法の場合)： ・ベベルエッジ ・スクエアエッジ ・図示による			
		設計事務所名		工事名称	図面番号
		建築士登録番号			
		建築士氏名			
		検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
				○年○月	

項 目	特 記 事 項
<壁紙張り> 19.8.2 材 料	* 壁紙の種類：・図示による ・（ ） 防火性能：・図示による ・（ ）
19.8.3 施 工	* 素地ごしらえ モルタル及びせつこうプラスター面：・A種 ※B種 [表19.8.1] コンクリート面：・A種 ※B種 [表19.8.2] せつこうボード面及びけい酸カルシウム板面：・A種 ※B種 [表19.8.3]
<断熱・防露> 19.9.3 断熱材打込み工法	* 断熱材（JIS A 9521 建築用断熱材） 種類、厚さ：・図示による ・（ ）
19.9.4 断熱材現場発泡工法	* 種類（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（難燃性））：・A種1 ・A種1H ・（ ） ・図示による * 吹付け厚さ：・（ ）mm ・図示による
19.9.5 断熱材あと張り工法（SI工法等）	* 種類及び厚さ：・図示による ・（ ）
<発泡プラスチック系床下地張り工法> 19.10.1 材 料	* 発泡プラスチック系下地材の適用部位：・図示による ・（ ） * 発泡プラスチック系下地材の厚さ：・図示による ・（ ） * 下張り用合板の厚さ：・図示による ・（ ）
<乾式遮音二重床下地張り工法> 19.11.1 材 料	* 乾式遮音二重床下地材の適用部位：・図示による ・（ ） * パーティクルボードの厚さ：・図示による ・表19.11.1による * 下張り用合板の厚さ：・図示による ・表19.11.1による
<内装プレハブ工法> 19.12.1 適用範囲	* 内装プレハブ工法：「愛知県公営住宅課 内装プレハブ工事特記仕様書」による （内装下地材は県産材を使用すること。）
<ユニット工事等> 20.2.3 可動間仕切	■建築編 20章 ユニット及びその他の工事■ * 材料等： 構造形式による種類（ ） 構成基材の種類（ ） 遮音性（ ） パネル表面仕上げ（ ） パネル内に取り付ける建具： 寸法（ ） 形状（ ） ・図示による
20.2.4 移動間仕切	* 材料等 パネルの操作方法による種類： パネル表面材：（材質 仕上げ ） * 性能等 パネル圧接装置の操作方法： 遮音性： ハンカール取付け下地の補強： ※20.2.4(3)(イ)による ・（ ） ・図示による パネルをランナーに取り付ける部品： ※20.2.4(3)(ロ)による ・（ ） ・図示による ハンカールランナー： ※20.2.4(3)(ハ)による ・（ ） ・図示による * 工法 あと施工アンカー： 材質（ ） 寸法（ ） その他（ ）
20.2.5 トイレブース	* 材料 パネル表面材：・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・図示による 脚部の種類： ※幅木タイプ ・（ ） ・図示による ドアエッジの材質：・トイレブースの製造所の仕様による ・（ ） ・図示による
20.2.6 手すり	* 手すりユニットの品質及び性能：・図示による ・製造所の仕様による * 廊下用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 * バルコニー用手すりユニットの材質： ※アルミニウム合金製 ・スチール製 ・ステンレス製 * 手すりユニットの形状：・手すりタイプ ・目隠しパネルタイプ ・図示による 寸法： ※図示による ・（ ） * 手すりユニットの躯体への支持方法の種類： ※図示による ・（ ） * 風の影響による音の発生が想定される場合には、中間支持材を入れる等の対応をする。 * 補助手すりの品質及び性能：・図示による ・製造所の仕様による * 補助手すりの形状、寸法、材質： 図示による
20.2.7 階段滑り止め	* 材種、形状、寸法等：・（ ） ・図示による * 取付け工法の種類： ※接着工法 ・埋込み工法 ・図示による
20.2.9 黒板及びホワイトボード	* 黒板 区分： ※焼付け ・（ ） ・図示による 種類： ・鋼製黒板 ・ほうろう黒板 ・（ ） ・図示による * ホワイトボード：・（ ） ・図示による
20.2.10 鏡	* 厚さ： ※5mm ・（ ）
20.2.11 表 示	* 衝突防止表示 ガラススクリーンの対人衝突防止表示 形状、寸法、材質等：・図示による ・（ ） * 非常用進入口等：・図示による * 室名札、ピクトグラム、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等： ※図示による ・（ ）
20.2.12 タラップ	* 材料の種類： ※ステンレス製 ・図示による ・（ ） * 仕上げ： ※研磨等の仕上げを行わない ・（ ） ・図示による
20.2.16 カーテン及びカーテンレール	* 形式・付属金物等 種類： ・シングル ・ダブル 形式： ・片引き ・引分け ・（ ） 開閉操作方法：・図示による ・（ ） * きれ地の種別、品質、特殊加工等：・図示による ・（ ） レール、ブラケット 強さによる区分： ※10-90 ・（ ） カーテンレール 材料による区分： ・アルミウム ・アルミニウム合金の押出し成型材 仕上げ： ※アルマイト ・（ ） 形状： ※角形 ・（ ） * フック（ひるかん）： ※鋼製 ・樹脂製 * 工法 ひだの種類： ・フランスひだ ・箱ひだ ・つまみひだ ・ブレンひだ ・片ひだ ・図示による 暗幕用カーテンの両端、上部、召し合せの重なり： ※300mm以上 ・（ ） ・図示による
20.2.17 浴室ユニット	* 品質、性能：・図示による ・製造所の仕様による * 種類：・図示による ・（ ） 形状：・図示による ・（ ） 寸法（内法）：・図示による ・（ ） 材質：・図示による ・（ ）
20.2.18 キッチンユニット	* キッチンユニットの品質、性能：・図示による ・製造所の仕様による * キッチンユニットの種類： ※セクショナルキッチン ・システムキッチン * キッチンユニットの寸法、材質、付属部品： 図示による

項 目		特 記 事 項			
20.2.19	郵便受箱	* 品質、性能： ※図示による ・製造所の仕様による ・（ ） * 形状、寸法： ※図示による ・（ ） * 材質： ※ステンレス製 ・（ ） ・図示による			
20.2.20	機械式宅配ボックス装置	* 品質及び性能： ・図示による ・（ ）			
20.2.21	隔板	* 品質及び性能： ・図示による ・製造所の仕様による ・（ ） * 形状、寸法、材質： ・図示による ・（ ）			
<間知石及びコンクリート間知ブロック積み>					
20.4.2	材 料	* 間知石 材質： ・（ ） ・図示による * コンクリート間知ブロック 種類、質量区分： ・（ ） ・図示による			
20.4.3	工 法	* 間知石積み 積み方： ※谷積み ・布積み 目塗り（ ） 伸縮調整目地 材種、厚さ等： ・図示による ・（ ） * コンクリート間知ブロック積み 積み方： ※谷積み ・布積み 目塗り（ ） 伸縮調整目地 材種、厚さ等： ・図示による ・（ ）			
<屋外雨水排水>		■建築編 2 1 章 排水工事■			
21.2.1	材 料	* 材種、種類・記号、呼び径等： ・図示による ・（ ） [表21.2.1] * 側塊の形状、寸法： ・図示による ・（ ） * 排水樹、ふたの種類等： ・図示による ・（ ） 鋳鉄製ふたの場合 名称、種類、適用荷重： ・図示による ・（ ） * グレーチングの材質、用途、適用荷重、メインビッチ、ボルト固定の有無等： ・図示による ・（ ） * 現場打ちコンクリート 種類： ・普通コンクリート ・（ ） ・図示による 設計基準強度： ※18N/mm2 ・（ ） ・図示による スランブ： ・15cm ・18cm ・（ ） ・図示による 鉄筋の種類・記号等： ・SD295 ・（ ） ・図示による			
		* 凍上抑制層の材料： * 砂の粒度試験： ・行う ・行わない * 埋戻し材料種別： ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土 [表3.2.1]			
21.2.2	施 工	* 現場打ち排水樹の足掛け金物の材料： ・ステンレス製(幅400mm、径22mm) ・鋼製(径22mm、防錆処置済み) ・合成樹脂被覆加工を行ったもの(径19mm) ・図示による * 遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類： ・図示による ・（ ） * 硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類： ・図示による ・（ ） * 継手： ※接着剤 ・ゴム輪 * 車両の通行が多い場合及び軟弱地盤に管路を敷設する場合の工法は図示による			
<街きよ、縁石及び側溝>					
21.3.1	材 料	* 街きよ、縁石の種類、形状、寸法等： ・図示による ・（ ） [表21.3.1] * 側溝の種類、形状、寸法等： ・図示による ・（ ）			
21.3.2	施 工	* 砂利地業の厚さ： ・100mm ・図示による ・（ ）			
<路 床>		■建築編 2 2 章 舗装工事■			
22.2.2	路床の構成及び仕上り	* 路床 (1) 凍上抑制層： ・適用する(厚さ) ※適用しない (2) 透水性舗装に用いるフィルター層： ※適用する(厚さ： 図示による) ・適用しない (3) 路床安定処理： ・適用する(厚さ 方法) ※適用しない			
22.2.3	材 料	* 盛土種別： ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※発生土の中の良質土 [表3.2.1] * 凍上抑制層に用いる材料： * 路床安定処理用添加材料 種類： ※普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライッシュセメントB種 ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号 [表22.2.1]			
22.2.4	施 工	* 添加材料による路床安定処理： ・（ ） ・図示による			
22.2.5	試 験	* 路床土の支持力比(CBR)試験： ・実施する ・実施しない * 路床締固め度試験： ・実施する(埋戻し及び盛土部は原則実施) ・実施しない * 現場CBR試験： ・実施する ・実施しない			
<路 盤>					
22.3.2	路盤の厚さ及び仕上り	* 路盤の厚さ： ・図示による ・（ ）			
22.3.3	材 料	* 路盤材料： ※RC-40(透水性舗装除く) ・C-40 ・CS-40 ・（ ） [表22.3.1]			
<アスファルト舗装>					
22.4.2	舗装の構成及び仕上り	* アスファルト舗装の構成及び厚さ： ・図示による ・（ ） * 平坦性： ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・（ ）			
22.4.3	材 料	* 再生アスファルトの種類： ・60～80 ・80～100 ・図示による [表22.4.1]			
22.4.4	配合その他	* 表層の加熱アスファルト混合物等の種類： ・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・密粒度アスファルト混合物(13F) [表22.4.4]			
22.4.6	試 験	* アスファルト混合物等の抽出試験： ・実施する ・実施しない			
		設計事務所名		工事名称	図面番号
		建築士登録番号		縮尺	
		建築士氏名			
		検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項 目	特 記 事 項
＜コンクリート舗装＞	
22.5.2 舗装の構成及び仕上り	＊コンクリート舗装の構成及び厚さ： ※図示による ・（ ） ＊歩行用コンクリート版の厚さ： ※70mm ・（ ） ・図示による
22.5.3 材 料	＊コンクリートの種類： ※普通コンクリート ・（ ） ・図示による ＊コンクリートの設計基準強度、スラブ、粗骨材の最大寸法： ・図示による ・表22.5.1による ・（ ） ＊早強ポルトランドセメント： ・使用する ・使用しない ・図示による ＊注入目地材： ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ ・図示による [表22.5.2]
22.5.4 施 工	＊コンクリート版の目地の種類及び間隔： ※図示による ・表22.5.3による目地を設ける ・（ ） ＊目地の構造： ※図示による ・図22.5.1による ・（ ）
＜カラー舗装＞	
22.6.2 舗装の構成及び仕上り	＊種類： ・加熱系 ・常温系 ・図示による ＊加熱系カラー舗装 構成及び厚さ： ※図示による ・（ ） 表層に用いる加熱系混合物の結合材の種類： ※アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・図示による ＊常温系カラー舗装 工法： ・図示による ・（ ） 着色部の下部： ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・図示による
22.6.3 材 料	＊加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石： ・図示による ・（ ）
22.6.4 配合その他	＊加熱系混合物 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量： ・図示による ・（ ） ＊ニート工法、塗布工法の配合、その他： ・図示による ・（ ）
＜透水性アスファルト舗装＞	
22.7.2 舗装の構成及び仕上り	＊舗装構成： ※図示による ・（ ） 平坦性： ※著しい不陸がないこと ・（ ）
＜ブロック系舗装＞	
22.8.2 舗装の構成及び仕上り	＊コンクリート平板舗装の目地材： ・砂 ・モルタル ※図示による ＊舗石舗装の基層： ・アスファルト混合物 厚さ： ・50mm ・（ ） ※図示による ・コンクリート版 厚さ： ・70mm ・（ ） ※図示による ＊コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材： ・砂 ・空練りモルタル ・図示による ＊平坦性： ※平板等間の段差3mm以内 ・（ ）
22.8.3 材 料	＊コンクリート平板 種類、寸法： ※図示による ・（ ） 厚さ： ・60mm ・（ ） ・図示による ＊インターロッキングブロックの種類、形状、寸法、厚さ、曲げ強度、表面加工等 車道部： ・曲げ強度5.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ80mm ・（ ） ※図示による 歩道部： ・曲げ強度3.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ60mm ・（ ） ※図示による ＊舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ： ※図示による ・（ ）
＜砂利敷き＞	
22.9.2 材 料	＊種別 通路： ※A種 ・B種 建物周囲その他： ・A種 ※B種 [表22.9.1] ■建築編 23章 植栽、屋上緑化及びその他施設整備等工事■
＜ウォール・擁壁＞	
23.6.2 一般事項	＊支持力試験： ・実施する（方法 ） ・実施しない ＊石材： ・図示による ・（ ） ＊裏込めに使用する透水材料及び伸縮目地の材料、厚さ： ※図示による ・（ ） ＊水抜きパイプの口径： ※75mm ・100mm ・（ ） ・図示による ＊水抜きパイプの設置条件： 3㎡に1カ所以上
23.6.5 ブロック(張)擁壁	＊コンクリートブロックの材料： ・JIS A 5371 Dの規格に適合するもの ・（ ） ・図示による ＊コンクリートブロック積み： ・谷積み ・（ ） ・図示による
23.6.6 石積(張)擁壁	＊材 料 割 石： ・花こう岩（規格 ） ・安山岩（規格 ） 雑割石： ・花こう岩（規格 ） ・安山岩（規格 ） ＊工法一般 目地仕上げ方法（雑割石積み、野面石積みの練積みの場合）： ・図示による ・（ ） ＊水抜きパイプの口径： ※75mm ・100mm ・（ ） ・図示による
＜遊戯施設及びサービス施設＞	
23.8.2 一般事項	＊木材の防腐処理方法： ※メーカー仕様による ・（ ） ・図示による ＊木材の防腐処理に使用する防腐剤： ・23.8.2(4)(イ)(a)～(c)による ・図示による ＊遊具の構造・強度・材料・寸法・安全領域等： ・図示による ・遊具の安全に関する基準の規定による
23.8.3 遊具組立設置	＊材 料 コンクリート工作物の品質など： ※図示による ・（ ） 木製遊戯器具などの木材の規格、樹種、防腐処理など： ※図示による ・（ ） 木材その他の工作物の木材の規格、樹種、防腐処理など： ※図示による ・（ ） 切石などの仕上げ： ※図示による ・（ ）
＜管理施設＞	
23.9.2 柵 工	＊材 料 ネットフェンスの構成部材の種類、寸法等： ※図示による ・（ ） ひし形金網の種類、寸法等： ※図示による ・（ ）
＜建築施設組立＞	
23.10.2 自転車置場ユニット	＊材 料 品質、性能： ※図示による ・製造所の仕様による ・（ ） 材質、収納台数： ※図示による ・製造所の仕様による
23.10.3 物置ユニット	＊品質及び性能： ・図示による ・製造所の仕様による ・（ ） ＊強度区分の種類： ・120型 ・300型 ・450型 ※図示による ・製造所の仕様による ＊材質、寸法、形状等： ※図示による ・製造所の仕様による ＊基礎工事の工法： ・図示による ・（ ） ・製造所の仕様による
＜グラウンド舗装＞	
23.11.3 グラウンド舗装	＊材 料 荒木田土： ※図示による ・（ ） グラウンドのライン： ※図示による ・（ ） ＊工法（クレー舗装） 荒木田土の高さ、厚さ： ※図示による ・（ ） 表層安定剤の量： ※図示による ・（ ）

項 目		特 記 事 項			
<一般事項> 24.1.3 関連設備工事 <PC部材製造に用いる材料及び部品> 24.2.1 セメント 24.2.3 練混ぜ水 24.2.4 混和材料 24.2.5 鋼材及び鉄筋等 24.2.6 接合金物類 < P C 部材の製造> 24.3.2 コンクリートの種類 24.3.3 コンクリートの設計基準強度 24.3.4 コンクリートの調合 24.3.9 P C 部材のかぶり厚さ 24.3.12 表面仕上げ 24.3.16 P C 部材の補修 <現場打ちコンクリート部分の施工> 24.4.1 一般事項 <溶接接合> 24.6.6 添えプレート 24.6.7 溶接施工 24.6.8 溶接後の検査 <機械式継手> 24.7.1 スリーブ継手及びねじ式継手 <その他接合> 24.8.1 一般事項 <狭小部充填コンクリート> 24.9.1 狭小部充填コンクリートの設計基準強度 24.9.3 調 合 24.9.6 打込み <敷きモルタル> 24.10.1 敷きモルタルの圧縮強度 建築札 材料等の使用制限		■建築編 2 4 章 P C 工法による工事■			
		* 関連設備工事の施工区分 PC部材に先付けされるスリーブ、電気配管、電気ボックス： ・ 建築工事 ・ () 衛生、電気及びガス設備工事の穴埋め： ・ 建築工事 ・ ()			
		* 種別： ・ 普通ポルトランドセメント ・ 早強ポルトランドセメント ・ 混合セメント(高炉セメント、フライアッシュセメント)A種 ・ () ・ 図示による			
		* 練混ぜ水にスラッジ水を使用する場合のコンクリート設計基準強度： ・ () N/mm ² ・ 36N/mm ² 未満			
		* 混和剤： ・ AE剤 ・ 減水剤 ・ AE減水剤 ・ 高性能減水剤 ・ 高性能AE減水剤 ・ 流動化剤 ・ 硬化促進剤 * 混和材： ・ フライアッシュ(Ⅰ種) ・ フライアッシュ(Ⅱ種) ・ フライアッシュ(Ⅳ種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・ シリカフェーム ・ 火山ガラス微粉末 ・ 膨張剤 * 上記以外の混和材料及びその他の材料の品質：			
		* 鉄筋種別： ※図示による ・ () * 鋼材の形状及び寸法： ※図示による ・ ()			
		* 接合金物類の仕上がり形状及び寸法： ※図示による ・ ()			
		* 気乾単位容積質量による種類： ・ 普通コンクリート ・ 軽量コンクリート1種 ・ 軽量コンクリート2種 * 使用材料による種類： ・ 普通エコセメントを用いたコンクリート ・ 再生骨材を用いたコンクリート ・ ()			
		* 設計基準強度：			
		* 水セメント比： * スランプ及びスランプフロー： ・ () ・ 図示による			
		* PC部材及びPC部材接合部のかぶり厚さ 非耐力壁・床・屋根： 耐力壁・柱・梁：			
		* コンクリート打込み面の仕上げ及び表面処理の種類： ・ () ・ 図示による * タイル張り仕上げの製造方法： ※PC部材にタイルを打ち込む工法（先付け工法） ・ ()			
		* 補修基準及び補修方法： ※図示による ・ ()			
		* 設計基準強度： ※図示による ・ ()			
		* PC部材の接合部に用いる添えプレートの材質： ※図示による ・ ()			
		* フレア溶接の余盛り： ※図示による ・ ()			
		* 超音波探傷試験： ・ 実施する () ・ 実施しない ・ 図示による			
		* スリーブ継手及びねじ式継手の材料及び施工方法： ※図示による ・ () * 検査方法及び判定基準： ※図示による ・ ()			
		* その他の接合の種類・箇所及び施工方法： ※図示による ・ () * 検査方法及び判定基準： ※図示による ・ ()			
		* 狭小部充填コンクリートの設計基準強度： ※図示による ・ ()			
* 調 合： ※図示による ・ ()					
* 保温養生の方法（凍害のおそれがある場合）： ※図示による ・ ()					
* 敷きモルタルの圧縮強度： ※図示による ・ ()					
■建築編 その他事項■					
※設置する(材種： ※黒御影石、厚25mm ・ その他[]) ・ 設置しない					
県 営 ○ ○ 住 宅 施 工 ○ ○ 建 設 ○ ○ 電 気 ○ ○ 設 備 完 成 年 月 愛 知 県 建 築 局 300 450 文字は丸ゴシック体（彫り込み）とする。 取付位置及び文面は監督職員の指示による。					
【化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則】 本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。					

		設計事務所名		工事名称		図面番号
		建築士登録番号		縮尺		
		建築士氏名				
検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課			

項	目	特	記	事	項
		1) スチレンを発散する建築材料等の使用制限の原則			
		対 策 を と る 建 築 材 料 等		使 用 制 限 の 原 則	
		①	合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板、積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	
		②	家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	
		③	ユリア樹脂板	発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	
		④	壁紙	発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	
		⑤	壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		
		⑥	保温材、緩衝材、断熱材		
		⑦	塗料		
		⑧	仕上塗材		
		2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則			
		対 策 を と る 建 築 材 料 等		使 用 制 限 の 原 則	
		①	壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	
		②	塗料		
		3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノプロカルブを含有する防腐・防蟻剤の使用制限			
		対 策 を と る 建 築 材 料 等		使 用 制 限 の 原 則	
		木材保存（木材の防腐・防蟻処理）剤		含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	
		4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則			
		対 策 を と る 建 築 材 料 等		使 用 制 限 の 原 則	
		①	壁紙用接着剤	フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	
		②	木工用接着剤	フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。	
建築工事指定資材	本工事に使用する資材・機材は、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（以下「評価名簿登載品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベタリーピングが認定した優良住宅部品（BL部品）。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。） なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。 また防犯建物部品とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して (ア)騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、(イ)騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。				
東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。				
		試 験 名	計 測 項 目		
		通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び		
		熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)		
		圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み		
		製品検査	外観、寸法、性能		
	ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。				
特定建設資材の再資源化等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。}に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。				

項 目		特 記 事 項				
別表 1 建築物に係る解体工事						
		解 作 工 体 及 業 程 方 び 内 毎 法 容 の	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	
			・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
			・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
			・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
			・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
			・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
		別表 2 建築物に係る新築工事等（外構・増築・修繕・模様替）				
		解 作 工 体 及 業 程 方 び 内 毎 法 容 の	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	
			・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
			・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
			・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
			・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
			・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
			・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
別表 3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）						
解 作 工 体 及 業 程 方 び 内 毎 法 容 の	工 程	作業内容	分別・解体等の方法			
	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用		
	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用		
	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用		
	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用		
	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用		
	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用		
別表 4 再資源化等をする施設の名称及び所在地						
廃 棄 物 の 種 類		施設の名称	所 在 地			
・ コンクリート						
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材						
・ アスファルト・コンクリート						
・ 木材						
南海トラフ地震防災対策推進地域における対応		1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。				
		設計事務所名		工事名称	図面番号	
		建築士登録番号		縮尺		
		建築士氏名				
		検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	
				○年○月		

項 目	特 記 事 項
南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 * 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる（愛知県内全市町村） ・含まれない 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる（豊橋市・田原市・南知多町） ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない * 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をする。こと。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛け金を明示するものとする。 * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 * 貨物自動車等の車種規制 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/caryokohome.html) * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条） * 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html) * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（ ※ 対象工事（契約金額が400万円未満の場合を除く。） ・ 対象外工事 ）とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ（下記URL参照）に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。〔工事全体をVE提案の対象とする場合〕 ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。〔工事目的物をVE提案の対象としない場合〕 ・（ ） 〔その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する〕 * VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 * 建設現場標識： ※設ける（他工事と共同設置を可とする） ・ 設けない
＜仮設物＞ 2.3.1 建設現場標識の設置	

項	目	特	記	事	項																								
		《建設現場標識 共同設置の例》																											
		工 事 名 〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) ・ ・ ・ ・ ・ 工 期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 発 注 者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 〇〇〇〇〇 工事施工者 〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 ・ ・ ・ ・ ・																											
		■建築編 19章 内装工事■																											
	<畳敷き> 19.6.2 材 料	A. 本工事に使用する材料は、見本品を提出の上、監督職員の承認を受けたものを使用する。 B. 畳床はJIS A5914（建材畳床）に規定するインシュレーションボード畳床Ⅲ形（厚み50）を使用する。 1）畳床に使用するインシュレーションボードは、JIS A5905（繊維板）に規定するタタミボードとする。 2）畳床に使用するポリスチレンフォーム板は、JIS A9511（発泡プラスチック保温材）の6の方法で試験して、密度が27kg/m³以上で、かつ同規格に規定する6.13.a)の方法で試験して燃焼試験に合格したものとする。 3）畳床に使用する裏面材（防湿シート）は、JIS P3401（クラフト紙）に規定するクラフト紙3種にポリエチレンクロスなどを圧着したものとする。 4）畳床に使用する保護材は、不織布とする。 5）縦糸間隔、縫い目又は横糸間隔及び糸間面積は下記のとおりとする。 縦糸間隔(cm)：8.5以下 縫い目又は横糸間隔(cm)：5以下 6）畳床の構造は下図を標準とする。 表側 保護材 ←—— インシュレーションボード（15以上） ←—— ポリスチレンフォーム保温板 ←—— インシュレーションボード 裏面材 裏側 C. 畳へりはJIS L3108（畳へり地）によるP・Pへりとし、光輝へり10畳分450g以上とする。へり下地は畳用へり下紙巾75mm以上とする。 D. 畳表は、JAS3種2等品とし、動力綿糸引き通し重量1.40kg以上とする。 E. 畳床に使用する縫糸は、JIS A5914（建材畳床）附属書に規定する糸又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とし、畳の仕上げに使用する縫糸は、JIS A5902(畳)附属書に規定する糸、又は、それらと同等以上の性能をもつ糸とする。ただし、これらの糸に害虫予防等のための薬剤を含まない浸透させたものは使用しない。なお、針足寸法は、JIS A5902(畳)の規定による。 * 畳の種別：・A種（畳床の記号 WR-1） ・B種 ・C種（畳床の記号 ） ・D種（畳床の記号 KT-Ⅲ） * 衝撃緩和型畳の品質及び性能：・（ ） ・図示による																											
	19.6.3 工 法	A. 製作及び敷き込み 1）製作に先立ち、監督職員と打ち合わせ、各所の寸法、曲がりの手等を計り割り合わせする。 2）畳ごしらえは、畳割りに正しく切り合わせ、へり巾は表2目を標準として表の筋目通りよく、たるまないよう針足寸法に合わせ縫い付ける。また、畳床の手かけは無しとする。 3）畳の角止めは、ホッチキス針金具戸止めとし、針は長さ22mm、巾3mm以上とする。 4）畳の返しボードは、不織布糸又はポリエステル糸の畳用返しボードとする。 5）敷き込みは、敷居畳寄せ等と段違い、隙間、不陸等のないように行う。 B. 畳框、及び畳表の等級表示側の裏面に剥がれないように張り付け、次の事項を表示する。 製造所及び製造年月、種類及び等級 C. 畳焼け防止の措置をする。 D. 畳は、敷き込み前に30畳につき1畳の割合で任意に抽出し、縫い目間隔を測定し、社内検査報告書にまとめた上、監督職員に提出する。 ■建築編 その他事項■ 1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。																											
	南海トラフ地震防災対策 推進地域における対応	<table><tr><td colspan="2">設計事務所名</td><td colspan="2">工事名称</td><td rowspan="2">図面番号</td></tr><tr><td colspan="2">建築士登録番号</td><td colspan="2">縮尺</td></tr><tr><td colspan="2">建築士氏名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>検 図</td><td>製 図</td><td>設 計</td><td colspan="2">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>〇年〇月</td><td colspan="2"></td></tr></table>				設計事務所名		工事名称		図面番号	建築士登録番号		縮尺		建築士氏名					検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課				〇年〇月		
設計事務所名		工事名称		図面番号																									
建築士登録番号		縮尺																											
建築士氏名																													
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																										
		〇年〇月																											

項 目	特 記 事 項
	2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

項 目		特 記 事 項				
		設計事務所名		工事名称		図面番号
		建築士登録番号		縮尺		
		建築士氏名				
		検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

項	目	特	記	事	項
	【植栽工事】				
	<共通事項>				
1.1.1	一般事項	■ 1 章 一般共通事項 ■			1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（令和7年度版） 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。 3. 設計図書は優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答書（2）から5）に対するもの） 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）
1.1.2	用語の定義	*			公共住宅建設工事共通仕様書 1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。
1.1.3	官公署等への届出手続等	*			工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
1.1.4	工事実績情報システムへの登録	*			請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報システム（COR INS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。
1.1.5	書類の書式及び取扱い	*			情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、利用することができる。 1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 2. 本工事における情報共有システムは、（公財）愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。（https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/） 3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」に基づき利用すること。（https://www.pref.aichi.jp/site/cals/johokoyouu.html） 4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。
1.1.8	疑義に対する協議等	*			設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」（令和7年2月1日改正）及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html）
1.1.9	工事の一時中止に係る事項	*			工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」（以下「基本計画書」という。）を提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。
1.1.14	遠隔臨場の実施	*			遠隔臨場の適用： ・発注者指定方式 ・受注者希望方式 ・適用しない 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（愛知県建築局）」（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjyo.html）に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること（施工計画書に所定の内容を明記し、監督職員が承諾した場合は、省略可）。
	<工事関係図書>				
1.2.4	工事の記録等	A.			本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準（案）」（https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照）に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。情報共有システム利用時の成果品の作成及び電子納品対象物は、「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き（案）」による。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。ただし、情報共有システムを利用する場合、工事関係図書（電子納品対象物として「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に加えて情報共有システムで処理した工事書類）については、1部とする。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、現況を撮影する。 2) 工事中：①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠べい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項：件名（工事名）、名称（工種）、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照）により行うことができる。 3) 竣工時：カラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。
	<工事現場管理>				
1.3.1	施工管理	*			主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。 請負代金が500万円未満の工事の場合は、約款に定める現場代理人に代わり、現場責任者を定めることとする。また、現場責任者が現場に不在の際の現場の安全管理を司る作業主任者及び現場責任者が不在の場合も含めた緊急時の体制及び対応を施工計画書に記載するものとする。

目		特 事 項																									
1.3.3	電気保安技術者	* 電気保安技術者： ・配置する ※配置しない																									
1.3.5	施工条件	* 施工日・施工時間 制限： ・無 ※有（ ） * 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項： 準備期間 ・30日 ※（ ） 休日（年末年始休暇及び夏期休暇） ・9日 ※（ ） その他作業不能日 ・（ ）日 ※図示による * 部位別の施工順序： ・無 ・有（ ） * 工事車両の駐車場所 駐車制限： ※有（ ） ・無 * 資機材置場所 置場制限： ※有（ ） ・無 * その他： （ ）																									
	週休２日制工事	* 週休２日制工事実施対象工事 ※完全週休2日(土日)Ⅰ型 ・完全週休2日(土日)Ⅱ型 ・その他 建築工事における週休２日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukuyhutuka.html)																									
	ウィークリースタンス	* ウィークリースタンスの適用： ・有り ・無し * ウィークリースタンス適用工事の場合、「建設部門ウィークリースタンス実施要領（工事）」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/ws.html)に基づき、受発注間で確認・共有した内容を施工計画書へ記載するものとする。																									
	ワンデーレスポンス	* 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事であるため、発議する協議又は承諾について請負者からの回答希望日がある場合、監督員は回答希望日までに関答するように対応する。ただし、回答希望日までに関答が困難な場合は、請負者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに回答予定日を請負者へ連絡する。																									
1.3.11	発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの： ＰＣＢを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物： ・有（処理方法： ） ※ 無 現場において再利用を図るもの：																									
	引渡し等	* 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * ＰＣＢを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はＰＣＢの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和４７年以前の建築物： ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器： 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、 （絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、ＰＣＢ混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。																									
	建設副産物	1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「宅地造成及び特定盛土等規制法」、その他関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。）に基づき適正に行う。 2. 事前に建設副産物情報交換システム等（以下「コプリス・プラス」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書①、②を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書①、②の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（ t 又はm3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日）が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。																									
	再資源化	* 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ） * 以下の資料は次のWebページから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資料一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ 、コプリス・プラス https://fkplus.jacic.or.jp 、再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]																									
<材 料>	撤去時等のフロン等の取扱 分別収集 非飛散アスベスト処分	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表３に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法： ・指定しない ※指定する（処分方法： ）																									
1.4.1	環境への配慮	* 「愛知県環境物品調達方針」（ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html を参照）別記２（２５）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。																									
1.4.2	材料の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。																									
	再生資源の利用	* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（ https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/541207.pdf を参照）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第３のＡグループ及びＡグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。																									
		<table><tr><td colspan="2">設計事務所名</td><td colspan="2">工事名称</td><td rowspan="3">図面番号</td></tr><tr><td colspan="2">建築士登録番号</td><td colspan="2">縮尺</td></tr><tr><td colspan="2">建築士氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>検 図</td><td>製 図</td><td>設 計</td><td colspan="2">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>○年○月</td><td colspan="2"></td></tr></table>			設計事務所名		工事名称		図面番号	建築士登録番号		縮尺		建築士氏名				検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課				○年○月		
設計事務所名		工事名称		図面番号																							
建築士登録番号		縮尺																									
建築士氏名																											
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																								
		○年○月																									

項	目	特	記	事	項																													
<解体後の整地> 3.13.1 埋戻し、盛土及び整地		* 埋戻し、盛土種類： ・ 山砂の類 ・ 根切り土の中の良質土 ・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂工法： ※機器による締め固め及び良質土以外は水締めも行う ・ () * 解体後の整地工事完了時の掘削等による確認： ・ 行う〔確認方法等：図面又は監督職員の指示による〕 ・ 行わない																																
■ 4 章 建設廃棄物の処理 ■																																		
<共通事項> 4.1.4 建設廃棄物の処理計画 <建設廃棄物の運搬、処分の委託等> 4.3.1 運搬、処分の委託		* 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表 3 に従い、分別収集を行う。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（t または m ³ ）、マニフェスト返却日又は運搬・処分・最終処分終了日が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。																																
<再資源化等及び最終処分> 4.4.1 再資源化等		* 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・ () また、鉄骨・建具・ダクト・配管・機器等の金属類については、積極的に再資源化を図ること。 * (1)水銀使用製品産業廃棄物： ※再資源化する ・ 再資源化しない (2)硬質ポリ塩化ビニル管及び継手： ※再資源化する ・ 再資源化しない (3)ガラス： ※再資源化する ・ 再資源化しない * 木材を指定建設資材廃棄物として縮減： ※しない（再資源化施設へ搬出） ・ する * 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用： ・ する () ・ しない																																
特定建設資材の再資源化等		* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。}に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表 1 または 3 の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも、変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等、再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 （注）別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																																
別表 1 建築物に係る解体工事																																		
		<table><tr><th rowspan="6">工 程 及 毎 の 解 作 体 業 方 内 法 容</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th colspan="2">分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・ 建築設備、内装材等</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 屋根ふき材</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 外装材、上部構造部材</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 基礎、基礎ぐい</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ その他 ()</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr></table>				工 程 及 毎 の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用				
工 程 及 毎 の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																															
	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
別表 3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）																																		
		<table><tr><th rowspan="7">工 程 及 毎 の 解 作 体 業 方 内 法 容</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th colspan="2">分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・ 仮設</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 土工</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 基礎</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 本体工事</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 本体付属品</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ その他 ()</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr></table>				工 程 及 毎 の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用
工 程 及 毎 の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																															
	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
	・ その他 ()	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																														
別表 4 再資源化等をする施設の名称及び所在地																																		
		<table><tr><th>廃 棄 物 の 種 類</th><th>施設の名称</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td>・ コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ アスファルト・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 木材</td><td></td><td></td></tr></table>				廃 棄 物 の 種 類	施設の名称	所 在 地	・ コンクリート			・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材			・ アスファルト・コンクリート			・ 木材																
廃 棄 物 の 種 類	施設の名称	所 在 地																																
・ コンクリート																																		
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材																																		
・ アスファルト・コンクリート																																		
・ 木材																																		
建設副産物		* 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」その他関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。 1. 事前に建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、COBRISより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書（①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 2. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をCOBRISに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。																																
4.4.2 産業廃棄物広域認定制度		* 産業廃棄物の広域的処理に係る特例による建設廃棄物の処理： ・ 行う ※行わない																																
4.4.3 最終処分		* 最終処分する建設廃棄物： 最終処分場： 《注意》これは設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、上記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処分に先立ち、処分場等の受入の可否を確認すること。																																
<処理に注意を要する建設廃棄物> 4.5.1 処理に注意を要する建設廃棄物		* 処理に注意を要する建設廃棄物の処理： ※4.5.1 (ア) 、(イ)による ・ 図面による ・ () * ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理： ・ 製造業者に処分を委託 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 * 4.5.1 (イ) (a)、(b)以外のせっこうボードの処理： ※4.5.1 (c) ①による ・ 4.5.1 (c) ②による																																
■ 5 章 特別管理産業廃棄物の処理 ■																																		
<共通事項> 5.1.2 施工計画調査		* 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督職員の立会いを受ける。 * 特別管理産業廃棄物の分析調査： ・ 行う ・ 行わない																																

項	目	特	記	事	項																												
<特別管理産業廃棄物の処理等> 5.4.1 特別管理産業廃棄物の処理等 * 5.4.1(1)～(6)以外の特別管理産業廃棄物の種類及び処理等 ・ () ・ 図示による * 撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 微量PCBの分析調査： ・ 行う ※行わない * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（チオコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * 廃油の処分： ※焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ () * 廃酸・廃アルカリの処分： ※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・ () * ダイオキシン類のサンプリング調査： ・ 行う ※行わない * 廃棄物の焼却施設 解体方法： ※図示による ・ () 処分方法： ※図示による ・ () ■ 6 章 石綿含有建材の除去及び処理 ■ <共通事項> 6.1.1 一般事項 6.1.3 石綿粉じん濃度測定 * 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 除去等を行う石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等及び石綿含有成形板の仕様等 ※図示による * 石綿除去工事の有無にかかわらず、粉じん濃度測定を行う。濃度測定の方法は下記による。 吹付け石綿除去工事がある場合 ※別途指定（図示）による ・ 表1による 石綿含有建材の処理を行う場合 ・別途指定（図示）による ※表1による 石綿含有成形板の処理のみの場合、または石綿含有建材の処理がない場合 ※ 表1のうち①及び④を実施 ・ () * 測定結果は速やかに監督職員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10f/Lを超えた場合は作業を中止して、その発生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督職員の承諾を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督職員に報告する。 * 【表 1】 <table><tr><th>測定時期</th><th colspan="2">測定場所</th><th>測定箇所数</th><th>備考</th></tr><tr><td>処理作業前</td><td>①</td><td>施工区画周辺又は敷地境界</td><td>4方向各1点</td><td>注1)</td></tr><tr><td rowspan="3">処理作業中</td><td>②</td><td>セキュリティゾーン入口</td><td>1点</td><td>空気の流れを確認 注1)</td></tr><tr><td>③</td><td>集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)</td><td>1点</td><td>集じん・排気装置 の性能確認 注1)</td></tr><tr><td>④</td><td>施工区画周辺又は敷地境界</td><td>4方向各1点</td><td>注1)</td></tr><tr><td>処理作業後 隔離シート撤去前</td><td>⑤</td><td>処理作業室(隔離された区域)内</td><td>2点 注2)</td><td>注3)</td></tr></table> (注)1 速報値で10 f/L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。 (注)2 各施工箇所ごとの室面積が10㎡以下は1点、50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。300㎡を超えるものは、300㎡ごとに1測定点を追加する。 (注)3 粉じん測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10f/L以下であることを確認した後、シートの撤去を行うこと。 * 石綿則第6条による隔離措置と「同等以上の効果を有する措置」により除去等作業を行う場合、上表のうち、①及び④を実施する。 * 粉じん濃度測定結果報告書の提出部数： ※2部 ・ (部) <除去工事共通事項> 6.2.8 保護具等 6.2.9 保護衣、作業衣 * 監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。 <石綿含有吹付け材の除去> 6.3.2 工 法 6.3.3 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 <石綿含有保温材等の除去> 6.4.1 石綿含有保温材等の除去 6.4.2 工 法 6.4.3 除去した石綿等の保管、運搬、処分 <石綿含有成形板等の除去> 6.5.1 石綿含有成形板等の除去 6.5.3 除去した石綿等の保管、運搬、処分 <石綿含有仕上塗材の除去> 6.6.1 石綿含有仕上塗材の除去 6.6.4 除去した石綿等の保管、運搬、処分 * 除去工法： ※粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去 ・ () * 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置： ※湿潤化 ・ 固定化 * 石綿含有吹付け材の処分： ・ 6.3.3(エ) (a)による ・ 6.3.3(エ) (b)による * 除去方法： ・ 6.4.1(7)による ・ 6.4.1(イ)による * 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置： ※湿潤化 ・ 固定化 * 石綿含有保温材等の処分： ・ 6.3.3(エ) (a)による ・ 6.3.3(エ) (b)による * 養生シート： ・ 使用する ・ 使用しない * 石綿含有成形板の処分： ・ 6.5.3(エ) (b) ①による ・ 6.5.3(エ) (b) ②による * 除去方法： ・ 6.6.3(7)による ・ 6.6.3(イ)による * 汚泥としての処理の必要有無 ・ 無 ・ ()						測定時期	測定場所		測定箇所数	備考	処理作業前	①	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)	処理作業中	②	セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認 注1)	③	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1点	集じん・排気装置 の性能確認 注1)	④	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)	処理作業後 隔離シート撤去前	⑤	処理作業室(隔離された区域)内	2点 注2)	注3)
測定時期	測定場所		測定箇所数	備考																													
処理作業前	①	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)																													
処理作業中	②	セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認 注1)																													
	③	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1点	集じん・排気装置 の性能確認 注1)																													
	④	施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)																													
処理作業後 隔離シート撤去前	⑤	処理作業室(隔離された区域)内	2点 注2)	注3)																													
		設計事務所名		工事名称		図面番号																											
		建築士登録番号		縮尺																													
		建築士氏名																															
		検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																												

項 目	特 記 事 項
＜共通事項＞ 7.1.3 施工計画調査 ＜特殊な建設副産物の処理等＞ 7.3.1 特殊な建設副産物の 処理等	■ 7 章 特殊な建設副産物の処理 ■ * 分析調査： ・行う ・行わない ・（ ） * 特定物質の処理等： ※図面による ・（ ） ■その他■ 1）杭引き抜きや構造物基礎などの解体、撤去後の処理について： 図示による 解体、撤去の完了時に、監督職員との立会い、確認を受けること。 2）災害及び公害の防止： 次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置の届出（騒音規制法第6条、振動規制法第6条）、 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出（愛知県公害防止法令第20条第2項）、 特定建設作業の実施の届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） 3）解体後の整地工事完了時の掘削等による確認： ※適用する（確認方法等： 図面又は監督職員の指示による） ・適用しない 4） ・石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等については、平成29年5月31日 基安化発0531第1号「石綿含有建築用仕上塗材の除去等作業における大気汚染防止法令上の取扱い等について」によること。 ・石綿含有仕上塗材の除去作業等における石綿飛散防止対策については、平成29年5月30日環水大大発第1705301号「石綿含有仕上塗材の除去作業等における石綿飛散防止対策について」によること。 ・既存仕上塗材層の処理方法に関する事項は、「建築物の改修・解体時における石綿含有建築物仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針（国立研究開発法人 建築研究所）」によること。 5）建設発生土の処理 *処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 ・有 ・無 * 建設発生土の処理 ・構内処理 ・構外搬出（関係法令等に従い適切に処理） （搬出先名称（所在地）： ） （片道運搬距離(km)： ）（片道運搬時間(時間)： ） （搬出条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）： ） 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。 * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。 ■建築編 その他事項■ 南海トラフ地震防災対策 推進地域における対応 1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

項 目		特 記 事 項				
		設計事務所名		工事名称		図面番号
		建築士登録番号 建築士氏名		縮尺		
		検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

項 目	特 記 事 項
再資源化	2. 事前に建設副産物情報交換システム等（以下「コプリス・プラス」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書①、②）を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（t又はm ³ ）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日）が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ） * 以下の資料は次のWebページから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ 、コプリス・プラス https://fkplus.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] 撤去時等のフロン等の取扱 分別収集 非飛散アスベスト処分 <機器及び材料> 1.4.1 環境への配慮 1.4.2 機材の品質等 再生資源の利用 * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法： ・指定しない ※指定する（処分方法： ） * 「愛知県環境物品等調達方針」（ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html を参照）別記2（2.5）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 * 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（ https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/541207.pdf を参照）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1）あいくる材使用状況報告書（様式8） 2）あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWebページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ <施 工> 1.5.3 施工の検査等 1.5.7 化学物質の濃度測定 * 濃度測定： ・実施する ※実施しない * 実施に当たっては、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」（平成15年6月6日付事務連絡）、「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（令和7年1月17日厚生労働省医薬局長通知 医薬発0117第1号）により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。 測定時期：（ ） 測定対象の化学物質 ： ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定方法 ： アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 測定対象室及び測定箇所数： 建設戸数の10％以上で各住戸2室以上とする。 <工事検査及び技術検査> 1.6.2 技術検査 <完成図等> 1.7.1 完成時の提出図書 * 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1)完成図（契約図、変更図、竣工図）の2つ折り製本（名古屋屋根張住宅管理事務所管轄は2部、それ以外は3部） 2)竣工図第2原図（PPC用が「レステルサント」和紙同等品 A3サイズ1部） 3)工事写真（工種ごとに整理されたもの） CD-R又はDVD-R 1部 4)完成図のCADデータ（JWW、PDF）、竣工写真 CD-R又はDVD-R 3部 1.7.2 完成図等 * 竣工図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. その他（ ） 竣工図のCADデータについて ・愛知県電子納品運用ガイドに基づく ※監督職員との協議による 1.7.3 保全に関する資料 <その他> 提出書類 * 次の書類を監督職員に提出する。 1）使用資材（機材）一覧 2）建築工事事務の手引等によるもの 火災保険等 * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。 法定外の労災保険の付保備図書 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔令和7年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）〔令和7年版〕（以下「標準図」という） 建設業退職金共済制度 * 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成后、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 * 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。

項 目	特 記 事 項				
各種調査への協力	* 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる（愛知県内全市町村） ・含まれない 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる（豊橋市・田原市・南知多町） ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない				
	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をする。こと。				
工事コスト調査の協力	* 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。				
光熱水費	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。				
特定住宅瑕疵担保責任	* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない				
工程表・請負代金内訳書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛け金を明示するものとする。				
騒音・振動対策	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。				
	作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：				
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用： ※有り ・なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））				
貨物自動車等の車種規制	* 貨物自動車等の車種規制制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 （https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/caryokohome.html）				
特定特殊自動車の燃料	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。				
	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。				
施工体系図の掲示					
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要綱に基づく指名停止期間中でないこと。 5）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。				
施工体制	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）				
	* 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。				
現場代理人等	* 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 （https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html）				
	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。				
事故報告					
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業（仕上塗材の除去・補修、コ抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業）をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（ ※ 対象工事（契約金額が400万円未満の場合を除く。） ・ 対象外工事 ）とする。				
	* 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ（下記URL参照）に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html				
契約後VE	* VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。〔工事全体をVE提案の対象とする場合〕				
		設計事務所名	工事名称	図面番号	
		建築士登録番号			
		建築士氏名			
		検図	製図	設計	愛知県建設局公共建築部公営住宅課
				〇年〇月	

項 目	特 記 事 項																				
CCUSの活用	・請負者がV E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。〔工事目的物をV E 提案の対象としない場合〕 ・（ ）〔その他V E 提案を求める範囲によって適宜記載する〕 * V E 提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■2章 共通工事■ ※ この節は、公共住宅建設工事共通仕様書(建築編) 2 章「仮設工事」による。 * 設置する足場、栈橋、リフト等の設置：※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場：（幅： ・0.9 ※1.2 m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省令和5年12月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成3 1 年1 月2 5 日厚生労働省告示第1 1 号）によるものとする。 * 仮囲い： ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造：※成型鋼板（H=3.0m） ・波型カラー鉄板（H=1.8m） 仮囲いの位置：図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設： A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所： ・設ける ※設けない 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m²程度 * 標準仕上げ 1）床： 合板張り又はビニル床シート張り 2）壁、天井： 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1）標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2）選択備品： ・パソコン ・プリンター ・F A X ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事P R 看板： ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るP R 看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識：※設ける（他工事と共同設置を可とする） ・設けない 《建設現場標識 共同設置の例》 <table><tr><td>工 事 名</td><td>〇〇住宅建築工事(第〇工区)</td></tr><tr><td></td><td>〇〇住宅電気工事(第〇工区)</td></tr><tr><td></td><td>・ ・ ・ ・ ・</td></tr><tr><td>工 期</td><td>〇年〇月〇日から</td></tr><tr><td></td><td>〇年〇月〇日まで</td></tr><tr><td>発 注 者</td><td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr><tr><td>工事監理者</td><td>〇〇〇〇〇</td></tr><tr><td>工事施工者</td><td>〇〇建設株式会社</td></tr><tr><td></td><td>〇〇設備株式会社</td></tr><tr><td></td><td>・ ・ ・ ・ ・</td></tr></table>	工 事 名	〇〇住宅建築工事(第〇工区)		〇〇住宅電気工事(第〇工区)		・ ・ ・ ・ ・	工 期	〇年〇月〇日から		〇年〇月〇日まで	発 注 者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	工事監理者	〇〇〇〇〇	工事施工者	〇〇建設株式会社		〇〇設備株式会社		・ ・ ・ ・ ・
工 事 名	〇〇住宅建築工事(第〇工区)																				
	〇〇住宅電気工事(第〇工区)																				
	・ ・ ・ ・ ・																				
工 期	〇年〇月〇日から																				
	〇年〇月〇日まで																				
発 注 者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																				
工事監理者	〇〇〇〇〇																				
工事施工者	〇〇建設株式会社																				
	〇〇設備株式会社																				
	・ ・ ・ ・ ・																				
<土工事> 2.2.1 一般事項	■電気編 1 編 一般共通工事■																				
	■電気編 2 章 共通工事■																				
	* 埋め戻し及び盛土 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・（ ） [表3.2.1]																				
	工法 ・水締め ・機器による締固め																				
	* 建設発生土の利用指定：※無 ・有（ ）からの建設発生土を利用する																				
建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。																				
	* 建設発生土の有無 ・有 ・無																				
	* 建設発生土の処理 ・構内処理																				
	・構外搬出（関係法令等に従い適切に処理）																				
	（搬出先名称（所在地）：（ ））																				
	（片道運搬距離(km)：（ ））（片道運搬時間(時間)：（ ））																				
	（搬出条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）：（ ））																				
	建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。																				
<コンクリート工事> 2.4.1 一般事項	* レディーミクストコンクリートの呼び強度 ・18N/mm ² ・（ ）N/mm ² コンクリートの設計基準強度 ・18N/mm ² ・（ ）N/mm ²																				
	スランプ ・15cm ・18cm ・（ ）cm																				

項 目	特 記 事 項																								
<塗装工事> 2.7.1 一般事項	* 色合等： ・（ ） ・図示による * 塗料の種別、塗り回数： ※表2.7.1による ・（ ） ・図示による * 金属管の塗装箇所： 屋内見えがかり部分（機械室、E P S等は除く）の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。 * 溶融亜鉛めっきの種別： ※H D Z 3 5 ・（ ）																								
<スリーブ工事> 2.9.1 一般事項	* スリーブの材料及び仕様： ・表2.9.1による ・図示による ・（ ） * 建物外壁貫通部等水密を要する箇所に用いるつば付鋼管、防水鋳鉄管： ・図示による ・（ ）																								
<インサート> 2.10.1 一般事項	* インサート等、アノカー及び吊り金物の許容引抜荷重： ※表2.10.1による ・図示による ・（ ）																								
	■電気編 2 編 電力設備工事■																								
	■電気編 1 章 機 材■																								
<電線保護物類> 1.2.6 プルボックス	* 形式等： ・標準図（電力44）による ・（ ） ・図示による * 接地端子座の形状等： ・標準図(電力56)(1)(a)、(b)、(c)による ・図示による ・（ ）																								
1.2.7 金属ダクト	* 形式等： ・標準図（電力46）による ・（ ） ・図示による * 接地端子座の形状等： ・標準図(電力56)(1)(a)、(b)、(c)による ・図示による ・（ ）																								
1.2.8 ケーブルラック	* 形式等： ・標準図（電力47～49）による ・（ ） ・図示による * 接地端子座の形状等： ・標準図(電力56)(1)(a)、(b)、(c)による ・図示による ・（ ）																								
<配線器具> 1.3.1 配線器具	* 住戸内のスイッチ： ・ワイドハンドル形 ・（ ） ・図示による * 住戸内のコンセント： ・ワイド形 ・（ ） ・図示による																								
<照明器具> 1.4.1 一般事項	* 記号及び形式： ・標準図（電力1～18）による ・（ ） ・図示による																								
1.4.2 構造一般	* ダウンライト形器具の構造： ・標準図（電力23）による ・（ ） ・図示による * 照明用ボール： ・配線用遮断器（引外し装置なし）設置 ・カットスイッチ（素通しヒューズ）内蔵																								
1.4.4 光 源	* 光源色： ※相関色温度4,600～5,500K(昼白色) ・図示による ・（ ） * LED照明器具の平均演色評価数(Ra)： ※ベースライト形器具は80以上、ダウンライト形及び高天井形器具は70以上 ・（ ） ・図示による																								
<防災用照明器具> 1.5.1 一般事項	* 形式等： ・標準図（電力1、2、9～12）による ・（ ） ・図示による																								
<照明制御装置> 1.6.2.1 照明制御器	* 形式等： ・標準図（電力2、8）による ・（ ） ・図示による																								
1.6.3.1 共通事項	* 機器構成： ・図示による ・（ ）																								
1.6.3.2 照明監視制御装置	* 表1.6.1において基本機能に追加するもの ・図示による ・照明器具個別通信制御 ・調色制御 ・連動制御 ・強制制御 ・管理機能																								
1.6.3.4 監視操作装置	* 外部出力端子の種別： ※図示による ・（ ）																								
1.6.3.7 照明制御器	* 微動検知人感センサ： ・標準図（電力8）による ・図示による ・（ ） * 人の通り抜けと滞在を識別した照明器具の光出力又は点滅の制御： ・図示による ・（ ）																								
<分電盤> 1.7.1 一般事項	* 形式等： ・標準図（電力35）による ・（ ） ・図示による																								
1.7.2 構造一般	* ガタースペースの寸法： ・標準図（電力36）による ・（ ） ・図示による																								
1.7.3 キャビネット	* 屋内用キャビネット種別： ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合： ・図示による ・（ ） ドアの錠のハンドルの施錠・解錠状態表示： ・表示付きとする ・表示付きとしない その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用： * 接地端子座の形状等： ・標準図（電力56）による ・図示による ・（ ）																								
1.7.6 器具類	* 積算計器： ※計量法による検定付きとする ・検定付きとしない * 低圧用 S P D 低圧用SPDクラスⅡの性能： ※表1.7.12による ・（ ） 低圧用SPDクラスⅠの性能： ※図示による ・（ ） * 計測ユニット 計測回路数： ※図示による ・（ ） 演算値等を外部へ出力する場合の信号回路数及び信号種別： ・図示による ・（ ） 演算値等を計測ユニットに蓄積する場合の電力量の蓄積期間： ・図示による ・（ ） 外部出力端子種別： ※図面による ・（ ） * 変流器 定格電流： ※図示による ・（ ） 配線用遮断機に変流器を内蔵： ・内蔵する ・内蔵しない 配線用遮断機に計測ユニットの機能： ・全部内蔵する ・一部内蔵する ・内蔵しない * 表示器： ・設ける ・設けない ・図示による * 住宅用分電盤 過電流警報装置の品質及び性能： ※図示による ・（ ）																								
<耐熱形分電盤> 1.8.1 一般事項	* 形式： ・標準図（電力35）による ・（ ） ・図示による																								
<〇A盤> 1.9.1 一般事項	* 形式： ・標準図（電力37）による ・（ ） ・図示による																								
1.9.2 構造一般	* 端子盤部の寸法： ・標準図（通信2、3）による ・（ ） ・図示による																								
	<table><tr><td colspan="2">設計事務所名</td><td colspan="2">工事名称</td><td rowspan="2">図面番号</td></tr><tr><td colspan="2">建築士登録番号</td><td colspan="2">縮尺</td></tr><tr><td colspan="2">建築士氏名</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td>検 図</td><td>製 図</td><td>設 計</td><td colspan="2">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">〇年〇月</td><td></td></tr></table>	設計事務所名		工事名称		図面番号	建築士登録番号		縮尺		建築士氏名					検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課				〇年〇月		
設計事務所名		工事名称		図面番号																					
建築士登録番号		縮尺																							
建築士氏名																									
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																						
		〇年〇月																							

項目	特記事項																																																																																																		
	* 特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律{(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。}に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。 別表1 建築物に係る解体工事 <table><thead><tr><th rowspan="6">工程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th colspan="2">分別・解体等の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 建築設備、内装材等</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 屋根ふき材</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 外装材、上部構造部材</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 基礎、基礎ぐい</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ その他（ ）</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr></tbody></table> 別表2 建築物に係る新築工事等（外構・増築・修繕・模様替） <table><thead><tr><th rowspan="6">工程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th colspan="2">分別・解体等の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 造成等</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 基礎、基礎ぐい</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 上部構造部分、外装</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 屋根</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 建築設備、内装等</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ その他（ ）</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr></tbody></table> 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等） <table><thead><tr><th rowspan="6">工程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th colspan="2">分別・解体等の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ 仮設</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 土工</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 基礎</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 本体工事</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 本体付属品</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ その他（ ）</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業</td><td>・ 手作業と機械作業の併用</td></tr></tbody></table> 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地 <table><thead><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ アスファルト・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 木材</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	工程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	工程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	工程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法		・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	・ コンクリート			・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材			・ アスファルト・コンクリート			・ 木材		
工程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容	工 程		作業内容	分別・解体等の方法																																																																																															
	・ 建築設備、内装材等		・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																														
	・ 屋根ふき材		・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																														
	・ 外装材、上部構造部材		・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																														
	・ 基礎、基礎ぐい		・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																														
	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
工程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																																
	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																																
工程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																																																																
	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																															
・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用																																																																																																
廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																																																																																	
・ コンクリート																																																																																																			
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																																																																			
・ アスファルト・コンクリート																																																																																																			
・ 木材																																																																																																			

項目	特記事項				
《電気設備工事指定資材》					
分類	指定資材	適用範囲	品質性能基準		
照明類	LED照明器具（一般屋内用に限る。）		評価名簿登載品（★1）		
	LED照明器具（屋外用）		★1のLED照明器具（一般屋内用に限る。）の評価名簿登載品メーカーの製品		
	照明制御装置		評価名簿登載品		
	可変速運転用インバータ装置		評価名簿登載品		
	非常用照明器具		(財)日本建築センターの防災性能評定マークの表示が貼付されたもの または (一社)日本照明工業会のJIL適合マークが貼付されたもの		
	誘導灯		(社)日本電気協会（誘導灯審査委員会）の認定証票が貼付されたもの		
電線類	耐火・耐熱電線		社団法人電線総合技術センター（J E C T E C）の認定を受けたもの		
盤類	分電盤（0A盤、実験盤を含む）		評価名簿登載品		
	制御盤		評価名簿登載品		
	消防防災用制御盤		(財)日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの		
	キュービクル式配電盤		評価名簿登載品		
	高圧スイッチギヤ（CW形）		評価名簿登載品		
高圧機器	高圧スイッチギヤ（PW形）		評価名簿登載品		
	高圧交流遮断器		評価名簿登載品（★2）		
	高圧進相コンデンサ		評価名簿登載品		
	高圧限流ヒューズ		評価名簿登載品		
	高圧負荷開閉器		評価名簿登載品		
	高圧変圧器（特定機器）		評価名簿登載品		
電磁開閉器類	電磁開閉器、接触器		評価名簿登載品		
絶縁監視装置	電磁開閉器、接触器		★2の遮断器類の評価名簿登載メーカーの製品		
	高圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品		
	低圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登載品		
蓄電池	ペント形据置鉛蓄電池		評価名簿登載品		
	制御弁式据置鉛蓄電池		評価名簿登載品		
	据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登載品		
	シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登載品		
直流電源装置	消防設備用		蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの		
交流無停電電源装置		簡易型を除く	評価名簿登載品		
自家発電装置			(社)日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの		
太陽光発電装置/パワーコンディショナ及び系統連系保護装置			評価名簿登載品		
通信設備	構内交換装置	交換機、主装置、電話機	(財)電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの		
	監視カメラ装置		評価名簿登載品		
	自動火災報知装置	感知器、発信器、中継器、受信機	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの		
	自動閉鎖装置	連動制御盤、自動閉鎖装置	(一社)日本火災報知機工業会、(一社)日本シャッター・ドア協会及び日本防排煙工業会の自主評定マークが貼付されたもの		
	非常警報装置	ベル、表示灯、起動装置	日本消防検定協会の検定合格証票が貼付されたもの		
	非常放送	消防設備用	日本消防検定協会の認定合格証票が貼付されたもの		
	ガス漏れ警報装置	受信機、中継器	日本消防検定協会又は高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの		
		検知器	(財)日本ガス機器検査協会の認証を受けたものまたは高圧ガス保安協会の検定合格証票が貼付されたもの		
	中央監視制御装置			評価名簿登載品	
	サージ保護デバイス		低圧用SPD及びPV直流用SPD	評価名簿登載品	
注) 本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（「評価名簿登載品」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品（B L部品）。ただし、現場においてB Lマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。） なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。		設計事務所名		工事名称	図面番号
		建築士登録番号		縮尺	
		建築士氏名		検図	製図
				○年○月	

項 目	特 記 事 項
南海トラフ地震防災対策 推進地域における対応	1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

項 目	特 記 事 項			
	設計事務所名		工事名称	図面番号
	建築士登録番号 建築士氏名		縮尺	
	検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項 目	特 記 事 項
再資源化	2. 事前に建設副産物情報交換システム等（以下「コプリス・プラス」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（t又はm3）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日）が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ） * 以下の資料は次のWebページから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ 、コプリス・プラス https://fkplus.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] 撤去時等のフロン等の取扱 分別収集 非飛散アスベスト処分 <機器及び材料> 1.4.1 環境への配慮 1.4.2 機材の品質等 再生資源の利用 1.4.6 機材の検査に伴う試験 <施 工> 1.5.4 施工の検査等 1.5.6.3 総合試運転調整 1.5.10 化学物質の濃度測定 <工事検査及び技術検査> 1.6.2 技術検査 <完成図等> 1.7.1 完成時の提出図書 1.7.2 完成図等 1.7.3 保全に関する資料 <その他> 提出書類 火災保険等 法定外の労災保険の付保 常備図書
	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法： ・指定しない ※指定する（処分方法： ） * 「愛知県環境物品等調達方針」（ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html を参照）別記2（25）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 * 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（ https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/541207.pdf を参照）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAグループ及びBグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1）あいくる材使用状況報告書（様式8） 2）あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWebページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ * 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材（ ） * 見本施工： ※実施しない ・実施する（ ） * 総合試運転調整する項目： ・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度測定 ・飲料水の水質の測定 ・室内気流及びじんあい測定 ・騒音測定 ・雑用水の水質の測定 * 濃度測定： ・実施する ※実施しない * 実施に当たっては、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」（平成15年6月6日付事務連絡）、「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（令和7年1月17日 厚生労働省医薬局長通知 医薬発0117第1号）により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。 測定時期：（ ） 測定対象の化学物質 ：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定方法 ：アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 測定対象室及び測定箇所数： 建設戸数の10％以上で各住戸2室以上とする。 * 中間技術検査： ・行わない ・行う（実施回数： 実施時期： ） * 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1)完成図（契約図、変更図、竣工図）の2つ折り製本（名古屋屋張住宅管理事務所管轄は2部、それ以外は3部） 2)竣工図第2原図（PPC用が「レステルサント」と紙同等品 A3サイズ1部） 3)工事写真（工種ごとに整理されたもの） CD-R又はDVD-R 1部 4)完成図のCADデータ（JWW、PDF）、竣工写真 CD-R又はDVD-R 3部 * 竣工図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. その他（ ） 竣工図のCADデータについて ・愛知県電子納品運用ガイドに基づく ※監督職員との協議による * 保全に関する資料 提出部数： ※発注者用2部＋入居者用（ ）部 ・（ ）部 * 保守指導書（共用部分）： ※提出する ・提出しない * 保守指導書（ガス設備）： ・提出する ※提出しない * 次の書類を監督職員に提出する。 1）使用資材（機材）一覧 2）建築工事事務の手引等によるもの * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔令和7年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。） 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）〔令和7年版〕（以下「標準図」という）

項 目	特 記 事 項																	
建設業退職金共済制度	* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。																	
南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 * 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる（愛知県内全市町村） ・含まれない 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる（豊橋市・田原市・南知多町） ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない																	
各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をする。こと。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をする。こと。																	
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。																	
光熱水費	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。																	
特定住宅瑕疵担保責任	* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない																	
工程表・請負代金内訳書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛け金を明示するものとする。 * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：																	
騒音・振動対策																		
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用： ※有り ・なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））																	
貨物自動車等の車種規制	* 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱（ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/caryokohome.html ） * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。																	
特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。																	
施工体系図の揭示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。																	
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。																	
施工体制	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）																	
現場代理人等	* 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 （ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html ）																	
事故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。																	
	<table><tr><td></td><td>設計事務所名</td><td>工事名称</td><td rowspan="3">図面番号</td></tr><tr><td></td><td>建築士登録番号</td><td>縮尺</td></tr><tr><td></td><td>建築士氏名</td><td></td></tr><tr><td>検図</td><td>製図</td><td>設計</td><td rowspan="2">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>〇年〇月</td></tr></table>		設計事務所名	工事名称	図面番号		建築士登録番号	縮尺		建築士氏名		検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課			〇年〇月
	設計事務所名	工事名称	図面番号															
	建築士登録番号	縮尺																
	建築士氏名																	
検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課															
		〇年〇月																

項 目	特 記 事 項										
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業契約後V E	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コブ抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（※ 対象工事（契約金額が400万円未満及びガス工事の場合を除く。） ・ 対象外工事 ）とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後V E実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後V E実施要領」は、建設企画課Webページ（下記URL参照）に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * V E提案の範囲 ※請負者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。〔工事全体をV E提案の対象とする場合〕 ・ 請負者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。〔工事目的物をV E提案の対象としない場合〕 ・ （ ）〔その他V E提案を求める範囲によって適宜記載する〕 * V E提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評価において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■ 4 章 関連工事 ■										
C C U S の活用											
<仮設工事>	※ 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編)のほか、(建築編)2章「仮設工事」による。										
<縄張り、遣方、足場等>	* 設置する足場、栈橋、リフト等の設置： ※建築工事 ・ 本工事 ・ 別契約工事 足場：（幅： ・ 0.9 ※1.2 m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省令和5年12月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 * 仮囲い： ・ 設置する ※設置しない 仮囲いの構造： ※成型鋼板（H=3.0m） ・ 波型カラー鉄板（H=1.8m） 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：										
<仮設物>											
2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所： ・ 設ける ※設けない * 規模： ・ 10 ※20 ・ 35 ・ 65 ・ 100 m²程度 * 標準仕上げ 1) 床： 合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井： 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品： 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品： ・ パソコン ・ プリンター ・ F A X ・ 複写機 ・ インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事P R看板： ・ 設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るP R看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。										
建設現場標識の設置	* 建設現場標識： ※設ける（他工事と共同設置を可とする） ・ 設けない 《建設現場標識 共同設置の例》 <table border="1"> <tr> <td>工 事 名</td><td>〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) ・ ・ ・ ・ ・</td></tr> <tr> <td>工 期</td><td>〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで</td></tr> <tr> <td>発 注 者</td><td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr> <tr> <td>工事監理者</td><td>〇〇〇〇〇</td></tr> <tr> <td>工事施工者</td><td>〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 ・ ・ ・ ・ ・</td></tr> </table>	工 事 名	〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) ・ ・ ・ ・ ・	工 期	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで	発 注 者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	工事監理者	〇〇〇〇〇	工事施工者	〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 ・ ・ ・ ・ ・
工 事 名	〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) ・ ・ ・ ・ ・										
工 期	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで										
発 注 者	愛知県建築局公共建築部公営住宅課										
工事監理者	〇〇〇〇〇										
工事施工者	〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 ・ ・ ・ ・ ・										
<機器及び機器付属盤>	■機械編 2 編 共通工事■										
1.2.1 機 器	■機械編 1 章 一般事項■										
1.2.2 機器付属盤	* 消費電力、最大使用電流又は電気容量： ・ 図示による ・ （ ） * 機器付属盤に設ける表示及びブザーの仕様等： ※1.2.2 (2) (7)から(7)による ・ 図示による ・ （ ） * 表2.1.3、2.1.4の△項目の適用： ・ 図示による ・ （ ） * 機器に設ける入力端子、出力端子： 1.2.2(3) (7)から(7)による ・ 図示による ・ （ ） * 信号入出力条件： 図示による ・ （ ） * 表2.1.6、2.1.7の△項目の適用： ・ 図示による ・ （ ） * インバータ制御装置の高調波対策： ・ 1.2.2 (5) (4) (a)から(d)のいずれかによる ・ 図示による ・ （ ） * 200V・400V三相誘導電動機の始動方式： ・ 表2.1.9による ・ 図示による ・ （ ）										

項 目		特 記 事 項				
<配管材料>		■機械編 2章 配管工事■				
<配管付属品>		* 管材：※図示による ・ () * 継手の種類：※図示による ・ () * 2.1.2.4冷媒用 多湿箇所等を使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さ：※図示による ・ ()				
2.2.1 一般用弁及び栓		* 仕切弁（ポンプに付属するものを含む）：※JIS 10K ・ () * 屋外埋設の弁（呼び径75A以上のもの）の使用区分： ※水道用仕切弁 ・ 水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁 ・ 水道用ソフトシル仕切弁 ・ 水道用合成樹脂製ソフトシル弁 ・ 図示による ・ () * 衝撃吸収式逆止弁：・表2.2.10注9による ・ 図示による				
2.2.7.1 鋼管用		* 鋼管用伸縮管継手の種類：・ベローズ形（JIS B 2352） ・ スリーブ形（SHASE-S003）				
2.2.12.1 異種金属接触防止用		* 設置箇所及び仕様：※図示による ・ （箇所： ） 仕様： ）				
2.2.14 蒸気トラップ		* 蒸気トラップの材質（ベローズ式、フロート式、バケット式、サーモスタティック式、サーモスタチック式の場合）： ・ ステンレス製				
2.2.16 量水器		* 計量方式：・現地表示式（直読式） ・ 遠隔表示式 ・ 図示による				
2.2.22 緊急遮断弁装置		* 緊急遮断弁装置：・適用する ・ 適用しない * 遮断弁の駆動方式：・電気式 ・ 機械式				
2.2.23 水栓柱		* 本体：※合成樹脂製 ・ アルミニウム合金製 ・ ステンレス鋼製 * 寸法：※図示による ・ 約70mm角で全長約1,300mm ・ ()				
2.2.24 不凍水栓柱		* 化粧ケーシング寸法：※図示による ・ 全長約1,500mm ・ ()				
2.2.27 スリーブ		* スリーブ：・2.2.27(2)(3)(ア)から(イ)による ・ 図示による ・ ()				
<計器その他>						
2.3.6 遠隔油量指示計		* 遠隔油量指示計：・抵抗変化式液面計 ・ 磁歪式液面計 ・ 図示による * 副指示計：・要(形状等・図示による ・ ()) ・ 不要 ・ 図示による				
2.3.8 瞬間流量計		* 流量計：※固定形 ・ 着脱可能形 ・ 図示による ・ ()				
<配管施工の一般事項>						
2.4.1 一般事項		* 建築物導入部配管で不等沈下のおそれのある部分（排水、通気配管 除く）の施工方法： ・ 図示による ・ 標準図（施工4）による ・ () * 建築物エキスパンションジョイント部の配管要領：・標準図（施工8）による ・ 図示による ・ () * 給水、給湯、開放系の冷温水及び冷却水配管の絶縁継手：※図示による ・ （設置箇所 ） 仕様 ）				
2.4.7 給水配管		* 揚水ポンプ廻りの配管要領：・標準図（施工71、72）による ・ () ・ 図示による * タンク廻りの配管要領：・標準図（施工12、70）による ・ () ・ 図示による * 屋外給水管の管材料が鋼管・鋳鉄管の場合の給水用絶縁継手の設置箇所：※図示による ・ () * さや管ヘッダー配管システムの品質及び性能：・図示による ・ () * さや管ヘッダー配管システムの樹脂管：※消音テープ巻きは行わない ・ ()				
2.4.8 排水及び通気配管		* 排水及び通気配管要領：・標準図（施工69）による ・ () ・ 図示による				
2.4.10 消火配管		* 消火ポンプユニット廻りの配管要領：・標準図（施工73）による ・ () ・ 図示による				
<管の接合>						
2.5.3 塩ビライニング鋼管、 耐熱性ライニング鋼管等		* 塩ビライニング鋼管のフランジ接合の場合で、フランジを現場取付けする場合： ・標準図（施工2）による ・ () ・ 図示による				
2.5.7 ステンレス鋼管		* 呼び径60Su以下の継手の種類：・図示による ・ () * フランジの接合方法：・標準図（施工2）による ・ () ・ 図示による				
2.5.9 ビニル管		* 給水管の接合：※接着接合 ・ ゴム輪接合 * 排水管の接合：※接着接合 ・ ゴム輪接合				
2.5.10 ポリエチレン管		* 管の接合方法：・電気融着接合 ・ メカニカル接合 * 異種管との接合部に設ける点検用柵： ・標準図（機材6）による ・ 図示による ・ ()				
2.5.11 架橋ポリエチレン管		* 管の接合方法：・電気融着接合 ※メカニカル接合				
2.5.12 ポリブテン管		* 管の接合方法：・熱融着接合 ・ 電気融着接合 ※メカニカル接合				
2.5.14 耐火二層管		* 伸縮継手の設置箇所：※図示による ・ ()				
2.5.15.6 開先加工		* 開先形状及び接合部形状：・標準図（施工 25、26）による ・ () ・ 図示による				
2.5.15.12 溶接部の検査		* 溶接部の非破壊検査：・実施しない ・ 実施する（検査の種類 ） 抜取率：※表2.2.16による ・ ()				
2.5.15.13 非破壊検査の適用 範囲と判断基準		* 放射線透過検査の判定基準：・図示による ・ ()				
2.5.16.1 鋼管とS鋼管、銅管と鋼管		* 鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管の接合要領：・標準図（施工3）による ・ ()				
		設計事務所名		工事名称		図面番号
		建築士登録番号		縮尺		
		建築士氏名				
		検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

項 目	特 記 事 項
＜勾配、吊り及び支持＞ 2.6.2.1 一般事項	* 屋内配管の吊り、支持等の要領： ・標準図（施工14、15）による ・（ ） ・図示による * 機器廻り配管（呼び径80以下の配管、空調機及びタンク類に接続する配管） 形鋼振れ止め支持施工要領： ・標準図（施工11、12）による ・図示による ・（ ） * 屋上配管の支持要領： ・標準図（施工10）による ・（ ） ・図示による * 外壁の配管の施工要領： ※配管の荷重を支持できる支持金物等を用いる ・（ ） ・図示による
2.6.2.2 横走り管の吊り及び支持 ＜地中配管＞ 2.7.1 一般事項	* (2)(ｱ)から(ｲ)以外の形鋼振れ止め支持間隔： ・（ ） ・図示による * コンクリート管以外の管を土中埋設する際の埋め戻し土： ※掘削土の良質土 ・山砂の類（ ） * 埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置： ※図示による ・（ ） * 屋外地中配管の分岐及び曲り部の地中埋設標設置個所： ・図示による ・（ ）
＜貫通部の処理＞ 2.8.1 一般事項 ＜試 験＞ 2.9.3 給水及び給湯配管	* 不燃材料以外の配管が防火区画等を貫通する場合の施工要領： ・標準図（施工1）による ・図示による * 水質試験 試験項目：
＜保温工事＞	■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ * 給水管及び排水管（SGP）のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻（1／2重ね2回巻）とする。 * ガス管のコンクリート貫通部分は、硬質塩化ビニル被覆管を用いる。又は配管用炭素鋼管（白）を用いて防食テープ巻（1／2重ね2回巻）を施す。
3.1.4.1 一般事項	* (5)(ｱ)から(ﾊ)の内、保温を行うもの、また保温の種別、厚さ：※図示による ・（ ） * 表2.3.2施工箇所空欄部において保温を行うもの、また保温の種別、厚さ：※図示による ・（ ）
3.1.4.2 管、タンク及びヘッダーの保温の種別	* 冷媒管（断熱材被覆鋼管を含む）の保温化粧ケース： ・適用する（材質 ） ・適用しない * 管及び機器の保温施工種別Aの場合： ※A1（シートタイプ） ・A2（ジャケットタイプ） * ルームエアコンドレン管（φ13～20）の保温・防露厚さ： ・図示による ・（ ） * 住宅用換気ダクト（室内用給気ダクト）の保温： ・外壁より室内側にロックウール又はグラスウール（厚さ25mm） ※図示による
3.1.5.1 一般事項	* (2)(ｱ)から(ｴ)の内、保温を行うもの、また保温の種別、厚さ：※図示による ・（ ） * 表2.3.5施工箇所空欄部において保温を行うもの、また保温の種別、厚さ：※図示による ・（ ）
3.1.6 保温材の厚さ ＜塗装及び防錆工事＞ 3.2.1.3 塗料種別	* 保温材の厚さ（空調、給排水衛生設備工事） 寒冷地等で表2.3.7によらない場合： * 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料： ※JIS K 5516 1種 ・（ ） アルミニウムペイント塗り塗料： ※JIS K 5492 ・（ ）
＜土工事＞ 4.2.1 一般事項	■機械編 4章 関連工事■ * 埋戻し及び盛土： ・山砂の類 ※根切土の中の良質土 ・他現場の発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 * 建設発生土の有無 ・有 ・無 * 建設発生土の処理 ・構内処理 ・構外搬出（関係法令等に従い適切に処理） （搬出先名称（所在地）： ） （片道運搬距離(km)： ）（片道運搬時間(時間)： ） （搬出条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）： ） 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況（高さ、勾配等）がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。
＜コンクリート工事＞ 4.4.1 一般事項	* 設計基準強度： ・18N/mm2 ・（ ） ※図示による * スランプ： ・15cm ・18cm ・（ ） ※図示による
＜鋼材工事＞ 4.6.2 材 料	* 屋外部分の鋼材の仕上： ※溶融亜鉛めっき（2種35） ・溶融亜鉛めっき（2種50） ・ステンレス鋼製（SUS 304）
＜住宅用換気設備＞ 1.17.2 換気扇類及び換気口等	■機械編 3編 空調設備工事■ ■機械編 1章 機 材■ * 換気扇類及び換気口の品質・性能： ※図示による ・（ ） * 換気口部品（バントキャップ、パイプフード）の過給気防止機能： ※無 ・有（ ）
1.17.3 管（ダクト）類	* 換気設備に使用する管（ダクト）類の管材： ※図示による ・（ ）
1.17.4 継手類	* 換気設備に使用する継手類の種類： ※図示による ・（ ）
＜ダクトの取付け＞ 2.2.1 一般事項	■機械編 2章 施 工■ * シールの方法： ・標準図（施工 48、49）による ・図示による * 多湿箇所の排気ダクトの水抜管： ・設ける ・設けない ※図示による
2.2.3.1 コーナーボルト工法ダクト	* フランジ押さえ金具の取付け： ・標準図（施工45～47）による ・図示による
2.2.5.5 風量測定口	* 取付け位置： ・図示による ・（ ）
＜衛生器具＞ 1.1.1 一般事項	■機械編 5編 給排水衛生設備工事■ ■機械編 1章 機 材■ * 衛生陶器、洗面化粧ユニット及び附属部品の品質・性能： ※図示による ・（ ） * 衛生器具の区分及び種類：

項 目		特 記 事 項				
		区 分		種 類	備 考	
	洋風便器			洋風洗落とし節水Ⅰ形便器		
				洋風サイホン節水Ⅰ形便器		
				※洋風タンク式洗落とし節水Ⅰ形便器		
				洋風タンク式サイホン節水Ⅰ形便器		
				洋風タンク式洗落とし節水Ⅱ型便器		
				洋風タンク式サイホン節水Ⅱ型便器		
				洋風洗落とし便器		
				洋風サイホン便器		
				洋風タンク式洗落とし便器		
				洋風タンク式サイホン便器		
	洗面器			平付洗面器（大型）		
				平付洗面器（小型）		
	手洗器			平付手洗器（大型）		
				平付手洗器（小型）		
				隅付手洗器（大型）		
				隅付手洗器（小型）		
	湯水混合水栓	台所用			※シングルレバー式	
					・2ハンドル式	
		洗面所用			※シングルレバー式	
					・2ハンドル式	
		浴室用			・ミキシング式	シャワー：※有 ・無
					※サーモスタット式	
	洗面化粧ユニット	化粧台型			※一般型	鏡、照明、コンセント及び棚付き
					・洗髪型	
		* 衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部： ・ニッケルクロムめっき仕上げ（JIS H 8617による2級以上） ・樹脂製 ・ステンレス製				
1.1.2	衛生陶器及び付属品	* 小便器用節水装置の形式： ・小便器一体型 ・小便器分離型 ・図示による * 大便器用便座： ・温水洗浄便座 ・普通便座 ・図示による 暖房便座の場合 温水洗浄機能： ・付加する（加熱方式： ・貯湯式 ・瞬間式） ※付加しない 節電機能： ・付加する ※付加しない 脱臭機能： ・付加する ※付加しない 温風乾燥機能： ・付加する ※付加しない 擬音装置： ・付加する ※付加しない リモコン： ・付加する（電源種別 ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電） ※付加しない * 再生水栓： ・使用する ・使用しない ・図示による * 付属品 ステンレス製シートペーパーホルダー： ・要 ・不要 紙巻器 ワンハンドカット機能： ・要 ・不要 背もたれ（ふたなし）： ・設ける ※設けない * 壁掛小便器（大形、小形）のバリアフリー対応： ・無 ・有（標準図（施工65）による）				
1.1.3.1	大便器ユニット	* 大便器の種類及び洗浄弁の組合せ： ※図示による ・（ ） * 配管材 給水管： ・図示による ・（ ） ※水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 通気管： ・図示による ・（ ） ※塩ビ管 排水管： ※塩ビ排水管 ・図示による * ケーシング： 化粧前板（ ） 甲板の仕様（ ）				
1.1.3.2	小便器ユニット	* 小便器の種類及び節水装置の組合せ： ・（ ） ・図示による				
1.1.3.3	洗面器ユニット	* 洗面器の種類： ※図示による ・（ ） 給湯管： ・要 ・不要				
1.1.3.4	壁掛型汚物流しユニット	* 汚物流しの種類、ホース付きストーマ装具洗浄用水栓及び給湯方式： ※図示による ・（ ）				
1.1.3.5	その他のユニット	* 仕様 掃除流しユニット： ※図示による 手洗器ユニット： ※図示による 車椅子対応ユニット： ※図示による				
1.1.4	浴室ユニット	* 浴室ユニットの種類、形状、寸法（内法）、材質等は次のとおりとする。 1）種類： B L長寿社会対応型（ ・A型 ※B型） 2）形状、寸法（内法）： ※B L 1 2 1 6型 ※B L 1 4 1 6型（身障者タイプ） 3）材質： 下記によるほかメーカー仕様による。（ただし、身障者タイプは図面による） 4）構成部品仕様： 下記によるほかメーカー仕様による。（ただし、身障者タイプは図面による） 天井パネル： メーカー仕様、点検口（600×600）付 壁パネル： メーカー仕様（塩ビ鋼板不可、無地でない事） ドア枠： アルミアルマイト処理 ドア： 非常時救出用折戸又は内開戸・簡易ロック付 浴槽： F R P製専用浴槽（取替可）腰掛入浴槽・追焚用・蓋付 追焚用リモコン加工： リモートコントローラー取付用補強 追焚配管壁加工： 配管用壁開口 浴槽水栓： シングルレバー混合水栓・シャワー付 浴槽用1個 スライドバー： 手摺兼用無段階シャワーフック付 照明： 1 0 0 V樹脂製グローブ（防湿型） ・L E D 換気扇開口加工： 開口及び補強 給水・給湯エルボ： 浴槽用・青銅鋳物製				
		設計事務所名		工事名称	図面番号	
		建築士登録番号		縮尺		
		建築士氏名				
		検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	
				○年○月		

項 目		特 記 事 項
		排水トラップ：ABS樹脂製 排水管：VP50A タオル掛：SUＳ製 手摺：樹脂コーティング 浴槽前部・出入口部（I型 L=500 2本） 浴槽長辺方向（L型 L=600×700）
1.1.6	水 栓	* こまを組込む水栓の種類： ・（ ） ※図示による
1.1.7	自動水栓	* 電源種別： ・AC電源 ・乾電池 ・自己発電 手動スイッチ： ・有 ・無
1.1.8	大便器用洗淨弁	* 操作方式： ・手動式 ・電気開閉式（・センサー式 ・タッチスイッチ式）
1.1.14	浴槽 ＜ポンプ＞	* 浴槽 品質及び性能： ・図示による ・（ ）
1.2.1	揚水用ポンプ(横形)	* 付属品 フート弁呼び径： ・（ ） ※図示による
1.2.2	揚水用ポンプ(立形)	* 付属品 フート弁呼び径： ・（ ） ※図示による
1.2.3	小形給水ポンプユニット	* 制御方式： ・吐出し圧力一定制御 ・末端圧力推定制御 ・図示による * 運転方式： ・（ ） ※図面による 24時間強制ローテーション機能： ・有 ・無 * 付属品 フート弁呼び径： ・（ ） ※図示による
1.2.4	水道用直結加圧形 ポンプユニット	* 水道用直結加圧形ポンプユニット 逆流防止装置 設置位置： ※吸込側 ・（ ） ・図示による * 圧力計、連成計： ※図示による ・（ ）
1.2.5	深井戸用水中モーター ポンプ	* 付属品 揚水管の材質： ・（ ） ※図示による 低水位用電極及び制御ケーブルの長さ： ・（ ） ※図示による 水中ケーブルの長さ： ・（ ） ※図示による
1.2.7	汚水、雑排水及び汚物用 水中モーターポンプ	* ケーシングの材質： ・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図示による * 羽根車の材質： ・FC150以上、CAC406、SUS304又はSCS13 ・合成樹脂製 ・図示による * 水中形三相誘導電動機： ・油封式 ・乾式 * 汚物用水中モーターポンプの電動機の極数： ・4極 ・6極 ・（ ） * 着脱装置： ・適用する ※適用しない ・図示による ・（ ） * 付属品 ストレーナー： ・要 ・不要 ・図示による 水中ケーブル長さ： ・（ ） ・図示による
1.2.8	消火ポンプユニット	* 付属品 フート弁呼び径： ・（ ） ・図示による
1.2.9	試 験	* ポンプ機器類の騒音測定 測定場所： ※ポンプ室内 ※ポンプ室出入口付近 ※直近住戸 ・（ ）
1.2.10	加圧式給水システム ＜タンク＞	* 品質及び性能： ・（ ） ※図示による
1.4.1	一般事項	* 設計用水平震度： ※図示による ・（ ） * 設計用鉛直震度： ※設計用水平震度の1/2 ・図示による ・（ ） * 鋼板製一体形タンク、ステン鋼板製 ^ハ ネルタンク、FRP製一体形タンク、FRP製 ^ハ ネルタンク、貯湯タンク及び消火用充水タンク 形状、寸法その他： ※図示による ・（ ） * タンク(水槽) 品質及び性能： ※図示による ・（ ） * 鋼板製タンクの塗装 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料： ※JIS K 5516 1種 ・（ ） アルミニウムペイント塗り塗料： ※JIS K 5492 ・（ ）
1.4.2.3	鋼板製一体形タンク	* 乾燥方法： ※加熱硬化 ・（ ） ・図示による * 給水栓用配管の接続口： ・設ける ・設けない ・図示による * はしごの安全ガード： ・設ける ・設けない ・図示による
1.4.2.4	ステン鋼板製 ^ハ ネルタンク 溶接組立形	* 電極棒の切替等によりタンクの容量制限を行う場合の気相部の水位レベル： ・（ ） ・図示による * タンク外部の保温： ・施す ・施さない ・図示による * 二層式タンクの中仕切板の設計用震度： ・図示による ・（ ） * 給水栓用配管の接続口： ・設ける ・設けない ・図示による * はしごの安全ガード： ・設ける ・設けない ・図示による
1.4.2.5	ステン鋼板製 ^ハ ネルタンク ボルト組立形	* 電極棒の切替等によりタンクの容量制限を行う場合の気相部の水位レベル： ・（ ） ・図示による * タンク外部の保温： ・施す ・施さない ・図示による * 二層式タンクの中仕切板の設計用震度： ・図示による ・（ ） * 給水栓用配管の接続口： ・設ける ・設けない ・図示による * はしごの安全ガード： ・設ける ・設けない ・図示による
1.4.3	貯湯タンク	* 鋼製はしごの安全ガード： ・設ける ・設けない ・図示による
1.4.4	給湯用膨張・補給水タンク	* 給湯用膨張・補給水タンク 乾燥方法： ※加熱硬化 ・（ ） ・図示による
1.4.6	消火用充水タンク	* 本体の材質： ・鋼板製（ ^{エポキシ樹脂ライニング} ） ・ステンレス鋼板製（SUS304、SUS316又はSUS444） ・FRP製 ・図示による * 付属品 鋼製はしご： ・要 ・不要 ・図示による
＜消火機器＞		
1.5.1	一般事項	* 屋内消火栓箱（易操作性1号消火栓）、屋内2号消火栓箱（2号消火栓、広範囲型2号消火栓栓箱、放水用、補助散水栓）、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱 形状、寸法その他： ※図示による ・（ ）
1.5.2.2	屋内消火栓箱	* 材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ステンレス鋼板（1.5mm厚以上） ・図示による
1.5.3.1	送水口	* 送水口： ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステンレス製 ・図示による * 型式： ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図示による
1.5.3.2	放水口	* 呼称： ・65 ・50 ・図示による 材質： ・青銅製 ・ステンレス鋳物製 ・図示による

項	目	特記事項				
1.5.3.3	放水用器具格納庫	＊材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ステンレス鋼板(1.5mm厚以上） ・図示による				
1.5.3.4	放水口格納庫	＊材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ステンレス鋼板(1.5mm厚以上） ・図示による				
1.5.4.1	屋外消火栓開閉弁	＊材質(地上式)： ・ 鋳鉄製(要部青銅製） ・ステンレス鋳物製 ・図示による				
1.5.4.2	屋外消火栓箱	＊材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ステンレス鋼板(1.5mm厚以上） ・図示による ＊鋼板の内面・露出面の塗装： ・メラミン樹脂焼付 ※粉体塗装 ・図示による ＊形状： ※自立形片流れ屋根付き ・（ ）				
1.5.5	スプリンクラー	＊共同住宅用スプリンクラー設備： ・「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成18年消防庁告示第17号） ・（ ）				
1.5.5.1	スプリンクラーヘッド	＊閉鎖型スプリンクラーヘッドのヘッド種別： ・（ ） ・図示による				
1.5.8.3	感知用ヘッド	＊形式： ・図示による ・（ ）				
1.5.10.1	散水ヘッド	＊形式： ・開放型散水ヘッド ・閉鎖型スプリンクラーヘッド ・図示による				
1.5.10.3	送水口	＊送水口： ・青銅製 ・ステンレス製 ・図示による ＊型式： ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図示による 1の送水区域の散水ヘッド数が4以下のもの： ※単口形 ・（ ） ・図示による				
<排水金具>						
1.7.6	排水金物	＊排水共栓： ※ステンレス製 ・黄銅製 ・（ ） ・図示による				
1.7.7	通気金具	＊防錆処理(見え掛かり部がねずみ鋳鉄製の場合)： ※溶融亜鉛めっき ・（ ）				
1.7.8	グリース阻集器	＊本体材質： ※ステンレス鋼板製 ・強化プラスチック製(FRP) ・図示による				
1.7.9	洗濯機用防水パン	＊品質及び性能： ・（ ） ・図示による				
1.7.10	ディスポーザー排水処理システム	＊投入方式及び粉碎方式： ・（ ） ・図示による ＊排水処理槽の材質： ・（ ） ・図示による				
<柵及びふた>						
1.8.1	一般事項	＊柵等の形状、寸法等： ・標準図（機材56～63）による ・（ ）				
■機械編 2章 施 工■						
<給排水衛生機器>						
2.2.1	一般事項	＊基礎の形式： ・標準基礎 ・防振基礎 ※図示による 大きさ： ・図示による ・（ ） 高さ、配筋要領等： ・標準図（施工27）による ・図示による ・（ ） 防振基礎のストッパーの形状及び取付要領： ・標準図（施工30）による ・図示による ・（ ） ＊機器の固定方法： ・標準図（施工27、30）による ・（ ） ＊設計用震度： ・（ ） ・2.2.1(4)(7)～(4)による ・図示による				
2.2.2.1	揚水用ポンプ(横形)及び小形給水ポンプユニット	＊揚水用ポンプ（横形）及び小型給水ポンプユニット、消火ポンプユニットの基礎： ・標準図（施工27、30）による ・（ ） ＊振動絶縁効率： ※95%以上 ・（ ） ＊ポンプ周りの配管要領： ・標準図（施工71）による ・（ ）				
2.2.2.2	揚水用ポンプ(立形)	＊揚水用ポンプ（立形）の基礎： ・標準図（施工27、30）による ・（ ） ＊ポンプ周りの配管要領： ・標準図（施工72）による ・（ ）				
2.2.2.7	消火ポンプユニット	＊ポンプ周りの配管要領： ・標準図（施工73）による ・（ ）				
2.2.3.9	風呂がま	＊給湯器ユニットのALC板への取付方法： ・（ ） ※図示による				
2.2.4.1	FRP製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンク	＊FRP製、鋼板製及びステンレス鋼板製タンクの基礎： ・標準図（施工27）による ※図示による ・（ ）				
2.2.4.2	貯湯タンク	＊貯湯タンクの基礎： ・標準図（施工27）による ・（ ）				
2.2.4.3	給湯用膨張・補給水タンク	＊給湯用膨張・補給水タンクの基礎： ・標準図（施工27）による ・（ ）				
2.2.4.4	給湯用密閉形隔膜式膨張タンク	＊給湯用密閉形隔膜式膨張タンクの給湯配管に溶解栓を取付ける場合： ・標準図（施工63）による ・（ ）				
2.2.4.5	消火用充水タンク	＊消火用充水タンクの基礎： ・標準図（施工27）による ・（ ）				
2.2.6	厨房機器	＊床又は壁に固定する機器： ※図示による ・（ ） ＊厨房機器の据付け： ・標準図（施工76）による ・（ ）				
2.2.7	雨水利用機器	＊網かご形スクリーン(床置形)： ・図示による ・（ ）				
		設計事務所名		工事名称	図面番号	
		建築士登録番号		縮尺		
		建築士氏名				
		検図	製図	設計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

項	目	特	記	事	項										
■機械編 6編 ガス設備工事■															
■機械編 2章 都市ガス設備■															
<機 材>															
2.1.1	管及び継手	* 管材：※図示による ・（ ）			[表6.2.1]										
2.1.3	ガス漏れ警報器	* 外部出力端子： ・有 ・無 ・図示による													
2.1.7	ガスメーター	* ガスメーターユニット： ・ユニットとしない ※図示による													
<施 工>															
2.2.3.1	一般事項	* 地中埋設標の設置箇所： ※図示による ・（ ）													
■機械編 3章 液化石油ガス設備■															
<機 材>															
3.1.1	管及び継手	* 管材：※図示による ・（ ）			[表6.3.1]										
3.1.3.1	充てん容器	* 配管要領： ・標準図(施工73)による ・図示による ・（ ）													
<施 工>															
3.2.1.4	その他の設備の取付け	* 充填容器廻りの施工： ・標準図（施工74、75） ・図示による													
3.2.2	管の接合	* 鋼管の接合溶接部の非破壊検査： ・行う（表6.2.3による。種類及び抜取率： ） ・行わない													
■機械編 その他事項■															
* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がないもの）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。															
<table><tr><th>試 験 名</th><th>計 測 項 目</th></tr><tr><td>通常状態での試験（常態試験）</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table>						試 験 名	計 測 項 目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
試 験 名	計 測 項 目														
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び														
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）														
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み														
製品検査	外観、寸法、性能														
ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。															
* 特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。															
別表1 建築物に係る解体工事															
解 作工 体及業程 方び内毎 法 容の	工 程		作業内容		分別・解体等の方法										
	・ 建築設備、内装材等		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
	・ 屋根ふき材		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
	・ 外装材、上部構造部材		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
	・ 基礎、基礎ぐい		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
	・ その他（ ）		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
別表2 建築物に係る新築工事等（外構・増築・修繕・模様替）															
工 程 及 毎 びの 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程		作業内容		分別・解体等の方法										
	・ 造成等		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
	・ 基礎、基礎ぐい		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
	・ 上部構造部分、外装		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
	・ 屋根		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
	・ 建築設備、内装等		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										
	・ その他（ ）		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用										

項	目	特	記	事	項	
		別表 3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）				
		解 作 工 体 及 業 程 方 び 内 毎 法 容 の	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	
			・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
		・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用		
		別表 4 再資源化等をする施設の名称及び所在地				
		廃 棄 物 の 種 類			施設の名称	所 在 地
・ コンクリート						
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材						
・ アスファルト・コンクリート						
・ 木材						
《機械設備工事指定資材》						
分 類	指 定 資 材	適 用 範 囲		品 質 性 能 基 準		
ボイラー	鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー			評価名簿登載品		
	铸铁製ボイラー及び铸铁製簡易ボイラー			評価名簿登載品		
	鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー			評価名簿登載品		
	鋼製ボイラー			評価名簿登載品		
温水発生機	真空式温水発生機			評価名簿登載品		
	無圧式温水発生機			評価名簿登載品		
冷凍機	リシクユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット			評価名簿登載品		
	吸収冷温水機			評価名簿登載品		
	吸収冷温水機ユニット			評価名簿登載品		
	遠心冷凍機			評価名簿登載品		
冷却塔	冷却塔			評価名簿登載品		
空気調和機	ユニット形空気調和機			評価名簿登載品		
	ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット			評価名簿登載品		
	コンパクト形空気調和機			評価名簿登載品		
	パッケージ形空気調和機	圧縮機用電動機の出力7.5kw以上		評価名簿登載品		
	マルチパッケージ形空気調和機			評価名簿登載品		
	ガスポンプヒートポンプ式空気調和機	冷房能力28kwを超えるもの(マルチ形除く)		評価名簿登載品		
空気清浄装置	エアフィルター (パネル形・折込み形)			評価名簿登載品		
	自動巻取形エアフィルター			評価名簿登載品		
	電気集じん器			評価名簿登載品		
				評価名簿登載品		
全熱交換器	全熱交換器(回転形)			評価名簿登載品		
	全熱交換ユニット			評価名簿登載品		
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機）			評価名簿登載品		
	斜流送風機			評価名簿登載品		
	軸流送風機			評価名簿登載品		
	消音ボックス付送風機			評価名簿登載品		
ポンプ類	横形遠心ポンプ			評価名簿登載品		
	水中モーターポンプ	(汚水用・雑排水用・汚物用)		評価名簿登載品		
	立形遠心ポンプ			評価名簿登載品		
ダクト付属品	吹出口・吸込口			評価名簿登載品		
自動制御	風量ユニット(定風量・変風量)			評価名簿登載品		
自動制御	自動制御システム			評価名簿登載システム		
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット			JISマーク表示品または 評価名簿登載品		
タンク	F R P製パネルタンク			評価名簿登載品		
	密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用)			評価名簿登載品		
	ステンレス鋼板性パネルタンク(溶接組立形)			評価名簿登載品		
	ステンレス鋼板性パネルタンク(ボルト組立形)			評価名簿登載品		
				評価名簿登載品		
消火装置	スプリンクラー消火システム			評価名簿登載システム		
	不活性ガス消火システム			評価名簿登載システム		
	泡消火システム			評価名簿登載システム		
	ハロゲン化物消火システム			評価名簿登載システム		
厨房機器	厨房システム			評価名簿登載システム		
铸铁製ふた	マンホールふた・弁室ふた			評価名簿登載品		
注) 本工事に使用する資材・機材は、この表によるほか、公共住宅事業者等連絡協議会編集の公共住宅建設工事共通仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（「評価名簿登載品、評価名簿登載システム」という）。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベタリーピングが認定した優良住宅部品（B L部品）。ただし、現場においてB Lマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。（定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督職員に承諾が得られること。） なお、「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。						
		設計事務所名		工事名称		図面番号
		建築士登録番号		縮尺		
		建築士氏名				
		検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	
				○年○月		

項 目	特 記 事 項
南海トラフ地震 防災対策推進地域 における対応	1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

項 目	特 記 事 項			
	設計事務所名		工事名称	図面番号
	建築士登録番号		縮尺	
	建築士氏名			
検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

項 目	特 記 事 項
再資源化	2. 事前に建設副産物情報交換システム等（以下「コプリス・プラス」と言う。）に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（t又はm ³ ）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日）が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ） * 以下の資料は次のWebページから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ 、コプリス・プラス https://fkplus.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式] 撤去時等のフロン等の取扱 分別収集 非飛散アスベスト処分 <機器及び材料> 1.4.1 環境への配慮 1.4.2 機材の品質等 再生資源の利用 1.4.6 機材の検査に伴う試験 <施 工> 1.5.4 施工の検査等 1.5.6.3 総合試運転調整 1.5.10 化学物質の濃度測定 <完成図等> 1.7.1 完成時の提出図書 1.7.2 完成図等 1.7.3 保全に関する資料 <その他> 提出書類 火災保険等 法定外の労災保険の付保 常備図書 建設業退職金共済制度
	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法： ・指定しない ※指定する（処分方法： ） * 「愛知県環境物品等調達方針」（ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html を参照）別記2（25）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 * 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（ https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/541207.pdf を参照）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のA Aグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1）あいくる材使用状況報告書（様式8） 2）あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWebページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ * 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材（ ） * 見本施工： ※実施しない ・実施する（ ） * 総合試運転調整する項目： ・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度測定 ・飲料水の水質の測定 ・室内気流及びじんあい測定 ・騒音測定 ・雑用水の水質の測定 * 濃度測定： ・実施する ※実施しない * 実施に当たっては、「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」（平成15年6月6日付事務連絡）、「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」（令和7年1月17日厚生労働省医薬局長通知 医薬発0117第1号）により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。 測定時期：（ ） 測定対象の化学物質：ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定方法：アクティブ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 測定対象室及び測定箇所数：建設戸数の10％以上で各住戸2室以上とする * 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1)完成図（契約図、変更図、竣工図）の2つ折り製本(名古屋屋張住宅管理事務所管轄は2部、それ以外は3部) 2)竣工図第2原図(PPC用ボリエステルシート [®] と紙同等品 A3サイズ1部) 3)工事写真(工種ごとに整理されたもの) CD-R又はDVD-R 1部 4)完成図のCADデータ(JWW、PDF)、竣工写真 CD-R又はDVD-R 3部 * 竣工図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. その他（ ） 竣工図のCADデータについて ・愛知県電子納品運用ガイドに基づく ※監督職員との協議による * 保全に関する資料 提出部数： ※発注者用2部＋入居者用（ ）部 ・（ ）部 * 保守指導書（共用部分）： ・提出する ※提出しない * 次の書類を監督職員に提出する。 1）使用資材（機材）一覧 2）建築工事事務の手引等によるもの * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。 * 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔令和7年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。） * 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。

項 目	特 記 事 項																
南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 * 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる（愛知県内全市町村） ・含まれない 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる（豊橋市・田原市・南知多町） ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない																
各種調査への協力 工事コスト調査の協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をする。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。																
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない																
工程表・請負代金内訳書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛け金を明示するものとする。 * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：																
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用： ※有り ・なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））																
貨物自動車等の車種規制	* 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 （https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/caryokohome.html） * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。																
特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。																
施工体系図の揭示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。																
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。																
施工体制	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）																
現場代理人等	* 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 （https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html）																
事故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。																
石綿含有仕上塗材の 除去・補修、 既存壁等への作業 契約後VE	* 既存の壁等に対して作業（仕上塗材の除去・補修、コバ抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業）をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含まれている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（ ・対象工事（契約金額が400万円未満の場合を除く。） ※対象外工事）とする。																
	<table><tr><td></td><td>設計事務所名</td><td>工事名称</td><td>図面番号</td></tr><tr><td></td><td>建築士登録番号</td><td></td><td>縮尺</td></tr><tr><td></td><td>建築士氏名</td><td></td><td></td></tr><tr><td>検 図</td><td>製 図</td><td>設 計 ○年○月</td><td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr></table>		設計事務所名	工事名称	図面番号		建築士登録番号		縮尺		建築士氏名			検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
	設計事務所名	工事名称	図面番号														
	建築士登録番号		縮尺														
	建築士氏名																
検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課														

項 目	特 記 事 項
＜仮設工事＞ ＜縄張り、遣方、足場等＞	※ 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ（下記URL参照）に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html ※ VE提案の範囲 ※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。〔工事全体をVE提案の対象とする場合〕 ・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。〔工事目的物をVE提案の対象としない場合〕 ・ （ ） 〔その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する〕 ※ VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 ※ 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 ■ 4 章 関連工事 ■ ※ 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書（機械編）のほか、（建築編）2 章「仮設工事」による。
＜仮設物＞ 2.3.1 監督職員事務所等	※ 設置する足場、栈橋、リフト等の設置： ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場： （幅： ・0.9 ※1.2 m）手すり先行工法 ※ 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（建築編）」の「2.2.4足場等」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省令和5年12月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の（1）手すり据置き方式又は2の（2）手すり先行専用足場方式により行うこと。 ※ 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 ※ 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 ※ 仮囲い： ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造： ※成型鋼板（H=3.0m） ・波型カラー鉄板（H=1.8m） 仮囲いの位置： 図面による ※ 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：
建設現場標識の設置	A. 監督職員事務所 ※ 監督職員事務所： ・設ける ※設けない ※ 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m²程度 ※ 標準仕上げ 1）床： 合板張り又はビニル床シート張り 2）壁、天井： 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り ※ 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1）標準備品： 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2）選択備品： ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 ※ 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 ※ 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 ※ 工事PR看板： ・設置する ※設置しない ※ 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 ※ 建設現場標識： ※設ける（他工事と共同設置を可とする） ・設けない
＜機器及び機器付属盤＞ 1.2.1 機 器 1.2.2 機器付属盤 ＜配管材料＞	■機械編 2 編 共通工事 ■ ■機械編 1 章 一般事項 ■ ※ 消費電力、最大使用電流又は電気容量： ・図示による ・（ ） ※ 機器付属盤に設ける表示及びブザーの仕様等： ※1.2.2 (2) (7) から (7) による ・図示による ・（ ） ※ 表2.1.3、2.1.4の△項目の適用： ・図示による ・（ ） ※ 機器に設ける入力端子、出力端子： 1.2.2 (3) (7) から (7) による ・図示による ・（ ） 信号入出力条件 ・図示による ・（ ） ※ 表2.1.6、2.1.7の△項目の適用： ・図示による ・（ ） ※ インバータ制御装置の高調波対策： ・1.2.2 (5) (々) (a) から (d) のいずれかによる ・図示による ・（ ） ※ 200V・400V三相誘導電動機の始動方式： ・表2.1.9による ・図示による ・（ ） ■機械編 2 章 配管工事 ■ ※ 管材： ※図示による ・（ ） ※ 継手の種類： ※図示による ・（ ） ※ 2.1.2.4冷媒用 多湿箇所等に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さ： ※図示による ・（ ）

項 目		特 記 事 項			
2.5.14	耐火二層管	* 伸縮継手の設置箇所：※図示による ・（ ）			
2.5.15.6	開先加工	* 開先形状及び接合部形状： ・標準図（施工 25、26）による ・（ ） ・図示による			
2.5.15.12	溶接部の検査	* 溶接部の非破壊検査： ・実施しない ・実施する（検査の種類） 抜取率：※表2.2.16による ・（ ）			
2.5.15.13	非破壊検査の適用範囲と判断基準	* 放射線透過検査の判定基準： ・図示による ・（ ）			
2.5.16.1	鋼管とS鋼管、銅管と銅管の接合部	* 鋼管とステンレス鋼管、銅管と鋼管の接合要領： ・標準図（施工3）による ・（ ）			
2.6.2.1	一般事項	* 屋内配管の吊り、支持等の要領： ・標準図（施工14、15）による ・（ ） ・図示による * 機器廻り配管（呼び径80以下の配管、空調機及びタンク類に接続する配管） 形鋼振れ止め支持施工要領： ・標準図（施工11、12）による ・図示による ・（ ） * 屋上配管の支持要領： ・標準図（施工10）による ・（ ） ・図示による * 外壁の配管の施工要領： ※配管の荷重を支持できる支持金物等を用いる ・（ ） ・図示による			
2.6.2.2	横走り管の吊り及び支持	* (2)(7)から(9)以外の形鋼振れ止め支持間隔： ・（ ） ・図示による			
2.7.1	一般事項	* コンクリート管以外の管を土中埋設する際の埋め戻し土： ※掘削土の良質土 ・山砂の類（ ） * 埋設給水本管の分岐、曲り部等の衝撃防護措置： ※図示による ・（ ） * 屋外地中配管の分岐及び曲り部の地中埋設標設置箇所： ・図示による ・（ ）			
<貫通部の処理>					
2.8.1	一般事項	* 不燃材料以外の配管が防火区画等を貫通する場合の施工要領： ・標準図（施工1）による ・図示による			
2.9.3	給水及び給湯配管	* 水質試験 試験項目：			
<保温工事>		■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ * 給水管及び排水管（SGP）のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻（1/2重ね2回巻）とする。 * ガス管のコンクリート貫通部分は、硬質塩化ビニル被覆管を用いる。又は配管用炭素鋼鋼管（白）を用いて防食テープ巻（1/2重ね2回巻）を施す。			
3.1.4.1	一般事項	* (5)(7)から(9)の内、保温を行うもの、また保温の種別、厚さ：※図示による ・（ ） * 表2.3.2施工箇所空欄部において保温を行うもの、また保温の種別、厚さ：※図示による ・（ ）			
3.1.4.2	管、タンク及びヘッダーの保温の種別	* 冷媒管（断熱材被覆鋼管を含む）の保温化粧ケース： ・適用する（材質 ） ・適用しない * 管及び機器の保温施工種別Aの場合： ※A1（シートタイプ） ・A2（ジャケットタイプ） * ルームエアコンドレン管（φ13～20）の保温・防露厚さ： ・図示による ・（ ） * 住宅用換気ダクト（室内用給気ダクト）の保温： ・外壁より室内側にロックワール又はグラスワール（厚さ25mm） ※図示による			
3.1.5.1	一般事項	* (2)(7)から(9)の内、保温を行うもの、また保温の種別、厚さ：※図示による ・（ ） * 表2.3.5施工箇所空欄部において保温を行うもの、また保温の種別、厚さ：※図示による ・（ ）			
3.1.6	保温材の厚さ	* 保温材の厚さ（空調、給排水衛生設備工事） 寒冷地等で表2.3.7によらない場合：			
3.2.1.3	塗料種別	* 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料： ※JIS K 5516 1種 ・（ ） アルミニウムペイント塗り塗料： ※JIS K 5492 ・（ ）			
<土工事>		■機械編 4章 関連工事■			
4.2.1	一般事項	* 埋戻し及び盛土：・山砂の類 ※根切土の中の良質土 ・他現場の発生土の中の良質土 ・再生コンクリート砂 * 建設発生土の有無 ・有 ・無 * 建設発生土の処理 ・構内処理 ・構外搬出（関係法令等に従い適切に処理） （搬出先名称（所在地）： ） （片道運搬距離(km)： ）（片道運搬時間(時間)： ） （搬出条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）： ） 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況（高さ、勾配等）がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。			
<コンクリート工事>					
4.4.1	一般事項	* 設計基準強度： ・18N/mm ² ・（ ） ※図示による * スランプ： ・15cm ・18cm ・（ ） ※図示による			
<鋼材工事>					
4.6.2	材 料	* 屋外部分の鋼材の仕上： ※溶融亜鉛めっき（2種35） ・溶融亜鉛めっき（2種50） ・ステンレス鋼製（SUS 304）			
		■機械編 3編 空調和設備工事■			
<住宅用換気設備>		■機械編 1章 機 材■			
1.17.2	換気扇類及び換気口等	* 換気扇類及び換気口の品質・性能： ※図示による ・（ ） * 換気口部品（ペントキャップ、パイプフード）の過給気防止機能： ※無 ・有（ ）			
1.17.3	管（ダクト）類	* 換気設備に使用する管（ダクト）類の管材： ※図示による ・（ ）			
1.17.4	継手類	* 換気設備に使用する継手類の種類： ※図示による ・（ ）			
		設計事務所名		工事名称	図面番号
		建築士登録番号		縮尺	
		建築士氏名			
		検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項 目	特 記 事 項
<ダクトの取付け> 2.2.1 一般事項	■機械編 2章 施 工■ * シールの方法： ・標準図（施工 48、49）による ・図示による * 多湿箇所への排気ダクトの水抜管： ・設ける ・設けない ※図示による
2.2.3.1 コーナーボルト工法ダクト	* フランジ押さえ金具の取付け： ・標準図（施工45～47）による ・図示による
2.2.5.5 風量測定口 <消火機器>	* 取付け位置： ・図示による ・（ ）
1.5.1 一般事項	* 屋内消火栓箱（易操作性1号消火栓）、屋内2号消火栓箱（2号消火栓、広範囲型2号消火栓栓箱、放水用、補助散水栓）、消火器併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱 形状、寸法その他： ※図示による ・（ ）
1.5.2.2 屋内消火栓箱	* 材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ステンレス鋼板（1.5mm厚以上） ・図示による
1.5.3.1 送水口	* 送水口： ・呼称65の青銅製 ・呼称65のステンレス製 ・図示による * 型式： ・壁埋込型 ・スタンド型 ・図示による
1.5.3.2 放水口	* 呼称： ・65 ・50 ・図示による 材質： ・青銅製 ・ステンレス鋳物製 ・図示による
1.5.3.3 放水用器具格納庫	* 材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ステンレス鋼板（1.5mm厚以上） ・図示による
1.5.3.4 放水口格納庫	* 材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ステンレス鋼板（1.5mm厚以上） ・図示による
1.5.4.1 屋外消火栓開閉弁	* 材質（地上式）： ・鋳鉄製（要部青銅製） ・ステンレス鋳物製 ・図示による
1.5.4.2 屋外消火栓箱	* 材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ステンレス鋼板（1.5mm厚以上） ・図示による * 鋼板の内面・露出面の塗装： ・メラミン樹脂焼付 ※粉体塗装 ・図示による * 形状： ※自立形片流れ屋根付き ・（ ）
	■機械編 6編 ガス設備工事■
<機 材> 2.1.1 管及び継手	■機械編 2章 都市ガス設備■ * 管材： ※図示による ・（ ） [表6.2.1]
2.1.3 ガス漏れ警報器	* 外部出力端子： ・有 ・無 ・図示による
2.1.7 ガスメーター <施 工>	* ガスメーターユニット： ・ユニットとしない ※図示による
2.2.3.1 一般事項	* 地中埋設標の設置箇所： ※図示による ・（ ）
<機 材> 3.1.1 管及び継手	■機械編 3章 液化石油ガス設備■ * 管材： ※図示による ・（ ） [表6.3.1]
3.1.3.1 充てん容器 <施 工>	* 配管要領： ・標準図（施工73）による ・図示による ・（ ）
3.2.1.4 その他の設備の取付け	* 充填容器廻りの施工： ・標準図（施工74、75） ・図示による
3.2.2 管の接合	* 鋼管の接合溶接部の非破壊検査： ・行う（表6.2.3による。種類及び抜取率： ） ・行わない

項 目		特 記 事 項			

項 目		特 記 事 項
		* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のA Aグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1）あいくる材使用状況報告書（様式8） 2）あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWebページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/
1.4.6 機材の検査に伴う試験<施 工>		* 標準仕様書等に指定されたもの以外の試験の必要な機材（ ）
1.5.4 施工の検査等<完成図等>		* 見本施工： ※実施しない ・実施する（ ）
1.7.1 完成時の提出図書		* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1)完成図（契約図、変更図、竣工図）の2つ折り製本(名古屋尾張住宅管理事務所管轄は2部、それ以外は3部) 2)竣工図第2原図(PPC用紙「リサイクル紙」と紙同等品 A3サイズ1部) 3)工事写真(工種ごとに整理されたもの) CD-R又はDVD-R 1部 4)完成図のCADデータ(JWW、PDF)、竣工写真 CD-R又はDVD-R 3部
1.7.2 完成図等		* 竣工図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. その他（ ） 竣工図のCADデータについて ・愛知県電子納品運用ガイドに基づく ※監督職員との協議による
1.7.3 保全に関する資料<その他>		* 保全に関する資料 提出部数： ※発注者用2部＋入居者用（ ）部 ・（ ）部
提出書類		* 次の書類を監督職員に提出する。 1）使用資材（機材）一覧 2）建築工事事務の手引等によるもの
火災保険等		* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。
法定外の労災保険の付保常備図書		* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔令和7年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。）
建設業退職金共済制度		* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。
南海トラフ地震臨時情報発表時の対応		* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。
		* 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる（愛知県内全市町村） ・含まれない 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる（豊橋市・田原市・南知多町） ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない
各種調査への協力 工事コスト調査の協力		* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力をする。こと。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任		* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない
工程表・請負代金内訳書		* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛け金を明示するものとする。 * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。
騒音・振動対策		* 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：
排出ガス対策型建設機械		* 排出ガス対策型建設機械の適用： ※有り ・なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））
貨物自動車等の車種規制		* 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiiki/caryokohome.html） * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。
特定特殊自動車の燃料		* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。
施工体系図の掲示		* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。
工事の下請負		* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。

項 目		特 記 事 項			
施工体制		* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 （公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）			
現場代理人等		* 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 （https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html）			
事故報告		* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。			
石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業契約後VE		* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、ｺﾞﾌﾞﾙ抜き打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること * 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式（以下「契約後VE」という。）の（ ※ 対象工事（契約金額が400万円未満の場合を除く。） ・ 対象外工事 ）とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ（下記URL参照）に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html * VE提案の範囲 ※請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。〔工事全体をVE提案の対象とする場合〕 ・請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。〔工事目的物をVE提案の対象としない場合〕 ・（ ）〔その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する〕			
CCUSの活用		* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。			
<仮設工事>		■ 4 章 関連工事 ■			
<縄張り、遣方、足場等>		※ 仮設工事については、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編)のほか、(建築編)2章「仮設工事」による。			
		* 定置する足場、桟橋、リフト等の設置： ※建築工事 ・本工事 ・別契約工事 足場：（幅： ・0.9 ※1.2 m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省令和5年12月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 * 仮囲い： ・設置する ※設置しない 仮囲いの構造： ※成型鋼板（H=3.0m） ・波型カラー鉄板（H=1.8m） 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：			
<仮設物>					
2.3.1 監督職員事務所等		A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所： ・設ける ※設けない * 規模： ・10 ※20 ・35 ・65 ・100 m ² 程度 * 標準仕上げ 1）床： 合板張り又はビニル床シート張り 2）壁、天井： 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1）標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2）選択備品： ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 ・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事PR看板： ・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。			

項 目	特 記 事 項												
建設現場標識の設置	* 建設現場標識： ※設ける（他工事と共同設置を可とする） ・設けない 《建設現場標識 共同設置の例》 工 事 名 〇〇住宅建築工事(第〇工区) 〇〇住宅電気工事(第〇工区) ・ ・ ・ ・ ・ 工 期 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 発 注 者 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 工事監理者 〇〇〇〇〇 工事施工者 〇〇建設株式会社 〇〇設備株式会社 ・ ・ ・ ・ ・												
<総則> 1.1.1 一般事項 <住宅用マシルームレス型エレベーター> 7.2.1 一般事項	■機械編 9編 昇降機設備工事■ ■機械編 1章 一般事項■ * 回生電力備蓄システム： ・使用する ・図示による ■機械編 7章 住宅用エレベーター■ * 品質及び性能： B L 認定品 <table><tr><th>形 式</th><th>積載量</th><th>定員</th><th>定 格 速 度</th></tr><tr><td>※R U-9-2 S-4 5 (T,W,Q,F)</td><td>600kg</td><td>9名</td><td>45m／min (1 0階以下)</td></tr><tr><td>・ R U-9-2 S-6 0 (T,W,Q,F)</td><td>600kg</td><td>9名</td><td>60m／min (1 1階以下)</td></tr></table> 7.2.2 基本仕様 * 運転操作方式 ： ※方向性乗合全自動乗捨て方式 ・群乗合全自動方式（2台併設時） ・全自動群管理方式（3台以上併設時） * 基準階帰着機能： ・付加する ※付加しない ・図示による * 耐震施工 耐震安全性の分類(耐震クラス)： ※A14 ・ S14 * 電源盤・制御盤 設置位置： ※昇降路内 ・乗場 高調波対策： ※図示による ・適用する 動力計測用電力量計： ※図示による ・設ける（パルス発信機能付き） ・設けない 制御装置の機能： ※図示による ・表9.2.2による * かご かご内正面の幅木： ・設置する ※設置しない ・図示による * 乗場枠の仕上： ・ラッカー塗装仕上 ・合成樹脂系塗装並仕上 ・化粧鋼板 ・図示による ※メーカー仕様による * 乗場の戸の仕上： ・ラッカー塗装仕上 ・合成樹脂系塗装並仕上 ・化粧鋼板 ・図示による ※メーカー仕様による * 電気配線・配管 保守遠隔監視用(電話回線)配管・配線： ※図示による ・（ ） 7.2.3 付加仕様 * 基本仕様にオプションを設ける場合： ※図示による ・（ ） * 停電時救出運転装置 帰着階： ※図示による ・最寄り階 ・避難階 * 火災時管制運転装置 火災報知設備との連動： ※行う ・行わない * エレベーター内防犯カメラシステム： ※設置する（仕様：下記による） ・設置しない 1）撮影機能： 広角レンズ付きデジタルカメラ、解像度25万画素以上 2）録画機能： デジタルハードディスク等記録装置、記憶容量30GB以上 3）その他： 外部接続端子（モニター、レコーダー、コンピューター等を接続すれば画像の確認及び抽出 画像のバックアップが可能なもの）、防犯カメラ設置表示ステッカー（乗降口及びかご内） 4）フリッカ補正機能の有無： ※図示による ・有 ・無 * 中間ビーム： ・図面による ・（ ） * 各階強制停止装置： ※適用する ・適用しない 作動時間： 0：00～6：00（外部からの呼びでも機能すること） 次の夜間各階停止運転表示板を建物出入口階E Vホール及びかご内に設置する。 夜間各階停止運転について このエレベーターは、防犯上、夜間の直通運 転を取り止め、各階停止運転に自動的に切り 替わります。目的階へ行くのに多少遅れます が、ご協力ください。 (各階停止運転を行う時間) 深夜0：00～午前6：00 乳白色アクリル板5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み 点字付き 【夜間各階停止運転表示板】 * かご養生： ※適用する ・適用しない ・図示による 監督職員の指示する期間、養生カバー（マグネット式）及び保護マットを施す。 * 自動診断回復旧運転： ・適用する ・適用しない ・図示による * その他： 下記の事項を適用する エレベーターの設置数が複数の場合、エレベーター番号を追番号で明記したプレート(巾110mm×高さ50mm)を かご内操作盤上部に取付ける。昇降かごの上部に、作業上便利のように運転停止用スイッチを取付ける。 7.2.4 福祉型仕様 * 専用乗場ボタン： ※適用する ・適用しない * かご内専用操作盤： ※適用する ・適用しない * かご内手すり： ※適用する ・適用しない * かご内鏡： ※適用する ・適用しない * かご出入口検出器： ※適用する ・適用しない * キックプレート： ※適用する ・適用しない * 視覚障害者用装置： ※適用する ・適用しない	形 式	積載量	定員	定 格 速 度	※R U-9-2 S-4 5 (T,W,Q,F)	600kg	9名	45m／min (1 0階以下)	・ R U-9-2 S-6 0 (T,W,Q,F)	600kg	9名	60m／min (1 1階以下)
形 式	積載量	定員	定 格 速 度										
※R U-9-2 S-4 5 (T,W,Q,F)	600kg	9名	45m／min (1 0階以下)										
・ R U-9-2 S-6 0 (T,W,Q,F)	600kg	9名	60m／min (1 1階以下)										

項 目		特 記 事 項																													
7.2.6	別途工事	<table><tr><td></td><td>建築工事</td><td>電気工事</td></tr><tr><td>昇降路築造工事</td><td>※</td><td></td></tr><tr><td>各階出入口の穴明け工事</td><td>※</td><td></td></tr><tr><td>乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事</td><td>※</td><td></td></tr><tr><td>ピット内防水工事及び排水設備工事</td><td>※</td><td></td></tr><tr><td>動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事</td><td></td><td>※</td></tr><tr><td>昇降路ピット内点検用コンセント設置工事</td><td></td><td>※</td></tr><tr><td>昇降路の煙感知器設置工事</td><td></td><td>※</td></tr><tr><td>遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事</td><td></td><td>※</td></tr></table>				建築工事	電気工事	昇降路築造工事	※		各階出入口の穴明け工事	※		乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事	※		ピット内防水工事及び排水設備工事	※		動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事		※	昇降路ピット内点検用コンセント設置工事		※	昇降路の煙感知器設置工事		※	遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事		※
			建築工事	電気工事																											
昇降路築造工事	※																														
各階出入口の穴明け工事	※																														
乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事	※																														
ピット内防水工事及び排水設備工事	※																														
動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事		※																													
昇降路ピット内点検用コンセント設置工事		※																													
昇降路の煙感知器設置工事		※																													
遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事		※																													
		1) 別途工事については、各工事関係者と十分な打合せ等を行い、本工事を遺漏なく完了する。 2) 電源引込み工事については、動力用及び電灯電源の制御盤の一次側までの引込み工事及びアース工事(配管配線並びに受電用一次端子への接続まで)とする。 3) メーカー仕様の都合により制御盤の電気工事の追加施工が必要となる場合は、エレベーター工事にて施工する。 4) 追加のインターホン工事に必要な配管・配線はエレベーター工事にて施工する。 5) 昇降路内の機器の配置と突出物に対する保護措置はエレベーター工事にて施工する。																													
	その他	* 乗用エレベーターに要する設備一切をなすものとして、監督職員の指示に従い遺漏なく期日までに、手続き、施工、試験並びに官公庁の竣工検査の一切を完了する。また、設計図又は仕様書において、これらの手続き等を完全に果たし得ない疑義を発見した場合には、直ちに監督職員と協議の上でその指示を受ける。 * 各部の製作図面及び意匠仕上げの見本を監督職員に提出し、承認を得て着手する。 * 本工事に使用する材料は、日本工業規格に適合するものとする。 * 機械レール及びブラケット等の据付にあたっては、運転時の騒音防止に特に留意する。 * インターホンは組込型とする。 * カゴ内コンセント(100V)を設置する。 * 巻き上げ機は建物最下階F Lよりも上部に設置する。 * かごの戸： ※防犯窓有(ガラス表面とかごの戸と段差0mm) ・窓無 * トランク部： 内に積載容量を表示する。 * 照明： 所要照度は平均水平面照度50lx以上とする。 * 乗場の戸： ※防犯窓有(ガラス表面とかごの戸と段差0mm) ・窓無 * インターホン連絡箇所： 図面による（設置高さは、1m以下とする。） エレベーターの故障でかご室内で缶詰状態になった場合に、外部インターホンと連絡するか、万一連絡できないときは電話回線により自動的に保守会社に連絡して通話（通報）できるシステムを取付可能な仕様とする。なお、この場合電話回線の開設及び維持は、保守契約に含む。 * エレベーター安全装置設置済マークを表示すること。 * 表示： 次のプレートを取付ける。 エレベーターの安全な使い方 I エレベーターの中では 1. 操作盤は必要なもの以外はさわらないようにしてください。 2. エレベーター内で跳んだり、はねたりしないでください。途中でとじこめられることがあります。 II エレベーターの扉は 1. エレベーターの扉は自動式ですから扉にさわったり無理に手であけたりしめたりしないでください。 2. 各扉のしきい溝にごみなどをつまらせないように各扉は荷物などぶつけないようにしてください。 III エレベーターが故障とか停電のときには 1. 途中で止まるととじこめられてもあわてることなく又無理に外に出ようとしないでください。 (停電の場合非常灯がつかます) 2. ブザーが鳴っている場合はエレベーターは故障です。エレベーター外部と連絡をとり管理人又は下記会社まで連絡してください。 IV エレベーターが故障で止まった場合は下記に連絡してください。 会社名 電 話 平 日 夜間・休日 400 透明アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み後 面白色塗装 点字付き 【かご内注意銘板】 260 ご利用の皆様にお問い合わせ 1. インターホンボックスの中のベルが鳴ったときはエレベーターに異常が発生したときです。 2. ベルが鳴っているときはボックスのふたをあけインターホンをお取りください。 3. かごの中の人と話し、ただちに下記サービス会社まで連絡してください。 会社名 電 話 平 日 夜間・休日 300 乳白色アクリル板 5 t 表面より文字刷込 黒色塗料流込み 【インターホン取扱注意銘板】 (インターホンBOX設置階に限る) 380 * 非常時通話(通報)管理システム 非常時通話(通報)システムを契約する場合、電話回線申込手続き及び毎月の利用料金を含めた必要な経費をその保守管理契約に含むこと。																													
		<table><tr><td colspan="2">設計事務所名</td><td colspan="2">工事名称</td><td rowspan="3">図面番号</td></tr><tr><td colspan="2">建築士登録番号</td><td colspan="2">縮尺</td></tr><tr><td colspan="2">建築士氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>検 図</td><td>製 図</td><td>設 計</td><td colspan="2">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>〇年〇月</td><td colspan="2"></td></tr></table>			設計事務所名		工事名称		図面番号	建築士登録番号		縮尺		建築士氏名				検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課				〇年〇月						
設計事務所名		工事名称		図面番号																											
建築士登録番号		縮尺																													
建築士氏名																															
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																												
		〇年〇月																													

項	目	特	記	事	項										
		■機械編 その他事項■													
		* 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ化工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。													
		<table><tr><th>試 験 名</th><th>計 測 項 目</th></tr><tr><td>通常状態での試験（常態試験）</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table>				試 験 名	計 測 項 目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
試 験 名	計 測 項 目														
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び														
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）														
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み														
製品検査	外観、寸法、性能														
		ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。													
南海トラフ地震防災対策推進地域における対応		1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。													

項 目	特 記 事 項			
			設計事務所名	工事名称
			建築士登録番号	縮尺
			建築士氏名	
	検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課

項

目

特

記

事

項

【外構工事】
＜共通事項＞
1.1.1 一般事項

1.1.2 用語の定義

1.1.3 官公署等への届出手続等

1.1.4 工事实績情報システムへの登録

1.1.5 書類の書式及び取扱い

1.1.7 関連工事等の調整

■ 1章 一般共通事項 ■

1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。
1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書
3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（令和7年度版）
4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質管理要領
2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。
○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。
3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」及び「機械設備工事指定資材」による。
4. 設計図書の優先順位は、次の1）から5）までの順番のとおりとする。
1) 質問回答書（2）から5）に対するもの)
2) 現場説明書 3) 特記仕様書
4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）

* 公共住宅建設工事共通仕様書 1.1.2 「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。
「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。

* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を滞りなく行う。

* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事实績情報システム(CORINS)に、工事实績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。

* 情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない
なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、利用することができる。
1. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
2. 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/)
3. 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/johokyoou.html)
4. 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。
5. 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。

項 目	建 築	電 気	給 排 水	ガ ス	外 構	汚 水 処 理 場
機 械 用 基 礎	※					※
排 水 枘	※		※		※	※
堅 樋 (横 引 き 管 共)	※					※
フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※
照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強	※					
化 粧 キ ャ ビ ネ ッ ト			※			
ク ー ラ ー 用 ス リ ー プ	※					
居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー	※					
杭 頭 処 理 及 び 補 強	※					
設 備 ス リ ー プ 箱 入		※	※	※		※
設 備 ス リ ー プ 構 造 体 補 強	※					※
設 備 ス リ ー プ 防 水 処 理	※			※		※
水 槽 (高 架 、 受 水) 架 台	※		※		※	
設 備 関 係 取 合 せ 部 内 装 穴 開	※	※	※	※		※
機 械 室 床 の 穴 開 け 及 び 穴 埋 め 工 事	※					※
液 面 電 極 棒 フ ロ ー ト ス イ ッ チ			※			
同 上 用 リ レ ー 及 び 盤		※				
水 道 用 集 中 検 診 配 管 配 線			※			
同 上 結 線 及 び 調 整			※			
エ レ ベ ー タ ー 関 連 工 事 (建 築) * 1	※					
エ レ ベ ー タ ー 関 連 工 事 (建 築) * 2		※				

この項に該当しないものと及び明らかに区分されるものは別途協議する。
1)：昇降路築造工事、各階出入口の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ビット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。
2)：動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ビット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。

1.1.8 疑義に対する協議等

1.1.9 工事の一時中止に係る事項

* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。
* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」（令和7年2月1日改正）及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。
(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)

* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。
1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」（以下「基本計画書」という。）を提出し、発注者の承諾を得るものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。

項 目	特 記 事 項
1.1.14 遠隔臨場の実施	* 遠隔臨場の適用： ・ 発注者指定方式 ・ 受注者希望方式 ・ 適用しない * 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjo.html)に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること(施工計画書に所定の内容を明記し、監督職員が承諾した場合は、省略可)。
<工事関係図書>	
1.2.1 実施工程表	* 概成工期： ・ 有 (年 月 日) ※ 無
1.2.4 工事の記録等	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html)を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。情報共有システム利用時の成果品の作成及び電子納品対象物は、「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」による。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 C. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。ただし、情報共有システムを利用する場合、工事関係図書(電子納品対象物として「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に加えて情報共有システムで処理した工事書類)については、1部とする。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 - 着工前：工事に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 - 工事中：①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠べい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 記載事項：件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kiyun.htmlを参照)により行うことができる。 - 竣工時：カラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。
<工事現場管理>	
1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。
1.3.3 電気保安技術者	* 電気保安技術者： ・ 配置する ※ 配置しない
1.3.5 施工条件	* 施工日・施工時間 制限： ・ 無 ※ 有 () * 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項： 準備期間 ・ 30日 ※ () 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) ・ 9日 ※ () その他作業不能日 ・ () 日) ※ 図示による * 部位別の施工順序： ※ 無 ・ 有 () * 工事車両の駐車場所 駐車制限： ※ 有 () ・ 無 * 資機材置場所 置場制限： ※ 有 () ・ 無 * その他： () 週休2日制工事 * 週休2日制工事実施対象工事 ※完全週休2日(土日)Ⅰ型 ・ 完全週休2日(土日)Ⅱ型 ・ その他 建築工事における週休2日制工事実施要領 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) ウィークリースタンス * ウィークリースタンスの適用： ・ 有り ・ 無し * ウィークリースタンス適用工事の場合、「建設部門ウィークリースタンス実施要領(工事)」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/ws.html)に基づき、受発注間で確認・共有した内容を施工計画書へ記載するものとする。 ワンデーレスポンス * 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事であるため、発議する協議又は承諾について請負者からの回答希望日がある場合、監督員は回答希望日までに回答するよう対応する。ただし、回答希望日までに回答が困難な場合は、請負者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに回答予定日を請負者へ連絡する。
1.3.10 施工中の環境保全等	* 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・ 無 ・ 有(詳細は図面による)
1.3.11 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：PCBを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物： ・ 有(処理方法：) ※ 無 現場において再利用を図るもの：
引渡し等	* 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡し。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。
建設副産物	1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「宅地造成及び特定盛土等規制法」、その他関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html を参照。))に基づき適正に行う。

	設計事務所名	工事名称	図面番号
	建築士登録番号	縮尺	
	建築士氏名		
検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
		〇年〇月	

項 目	特 記 事 項																				
CCUSの活用	・請負者がV E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。〔工事目的物をV E 提案の対象としない場合〕 ・（ ）〔その他V E 提案を求める範囲によって適宜記載する〕 * V E 提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 * 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。																				
<縄張り、遣方、足場等> 2.2.4 足場等	■ 2 章 仮設工事 ■ * 位置する足場、栈橋、リフト等の設置： ・ 建築工事 ・ 本工事 ・ 別契約工事 - 足場：（幅： ・ 0.9 ※1.2 m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)」の「2.2.4足場等」の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省令和5年12月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5 m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 * 仮囲い： ※設置する ・ 設置しない - 仮囲いの構造： ※成型鋼板（H=3.0m） ・ 波型カラー鉄板（H=1.8m） - 仮囲いの位置： 図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：																				
<仮設物> 2.3.1 監督職員事務所等	A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所： ・ 設ける ※設けない * 規模： ・ 10 ※20 ・ 35 ・ 65 ・ 100m²程度 * 標準仕上げ 1）床： 合板張り又はビニル床シート張り 2）壁、天井： 合板又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョインペイント塗り * 設備、備品等 - 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1）標準備品： 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2）選択備品： ・ パソコン ・ プリンター ・ F A X ・ 複写機 ・ インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事P R 看板： ・ 設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るP R 看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。																				
建設現場標識の設置	* 建設現場標識： ※設ける（他工事と共同設置を可とする） ・ 設けない 《建設現場標識 共同設置の例》<table><tr><td>工 事 名</td><td>〇〇住宅建築工事(第〇工区)</td></tr><tr><td></td><td>〇〇住宅電気工事(第〇工区)</td></tr><tr><td></td><td>・ ・ ・ ・ ・</td></tr><tr><td>工 期</td><td>〇年〇月〇日から</td></tr><tr><td></td><td>〇年〇月〇日まで</td></tr><tr><td>発 注 者</td><td>愛知県建設局公共建築部公営住宅課</td></tr><tr><td>工事監理者</td><td>〇〇〇〇〇</td></tr><tr><td>工事施工者</td><td>〇〇建設株式会社</td></tr><tr><td></td><td>〇〇設備株式会社</td></tr><tr><td></td><td>・ ・ ・ ・ ・</td></tr></table>	工 事 名	〇〇住宅建築工事(第〇工区)		〇〇住宅電気工事(第〇工区)		・ ・ ・ ・ ・	工 期	〇年〇月〇日から		〇年〇月〇日まで	発 注 者	愛知県建設局公共建築部公営住宅課	工事監理者	〇〇〇〇〇	工事施工者	〇〇建設株式会社		〇〇設備株式会社		・ ・ ・ ・ ・
工 事 名	〇〇住宅建築工事(第〇工区)																				
	〇〇住宅電気工事(第〇工区)																				
	・ ・ ・ ・ ・																				
工 期	〇年〇月〇日から																				
	〇年〇月〇日まで																				
発 注 者	愛知県建設局公共建築部公営住宅課																				
工事監理者	〇〇〇〇〇																				
工事施工者	〇〇建設株式会社																				
	〇〇設備株式会社																				
	・ ・ ・ ・ ・																				
<根切り及び埋め戻し等> 3.2.3 埋戻し及び盛土	■ 建築編 3 章 土工事 ■ * 埋め戻し及び盛土 種別 ・ A 種 ※B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ （ ） [表3.2.1] - 工法 ・ 水締め ・ 機器による締固め * 建設発生土の利用指定： ※無 ・ 有（ ）からの建設発生土を利用する																				
3.2.5 建設発生土の処理	* 処分にあたっては「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 ・ 有 ・ 無 * 建設発生土の処理 ・ 構内処理 ・ 構外搬出（関係法令等に従い適切に処理） （搬出先名称（所在地）： ） （片道運搬距離(km)： ）（片道運搬時間(時間)： ） （搬出条件（土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報）： ） - 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。																				
<材 料> 5.2.1 鉄 筋	■ 建築編 5 章 鉄筋工事 ■ * 鉄筋 ※JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 ・ 図示による * 種類の記号 ・ SR235 ・ SR295 ・ SD295 ・ SD345 ・ SD390 ・ 図示による																				
5.2.2 溶接金網	* 鉄線の形状、網目寸法及び鉄線の径： ※図示による ・ （ ）																				

項 目		特 記 事 項			
<加工及び組立>		* 加工及び組立では、公共住宅標準詳細設計図集及び(社)日本建築学会(JASS5)による。			
5.3.2	加 工	* 90° 未満の折曲げ内径直径：（ ）			
5.3.4	継手及び定着	* 鉄筋継手： ※ 重ね継手（D16以下） ※ガス圧接継手（D19以上） ・機械式継手又は溶接継手 * 鉄筋の継手位置： ※ 図示による ・（ ） * 柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ：※ 図示による ・（ ） 耐力壁鉄筋の重ね継手の長さ： ※40d(軽量コンクリートは50d)又は表5.3.2の重ね継手の長さの大きい方の値 ・図示による ・（ ） * 柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所に入れる場合(先組み工法等)： ※図示による ・（ ） * 鉄筋定着長さ：※表5.3.4による ・図示による * 定着の長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法：※5.3.4 (5)(イ)による ・図示による * 機械式定着工法の適用： あり ※なし * 機械式定着工法の適用箇所： ・適用しない ・適用する 種類： ※図示による ・（ ）			
5.3.5	鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	* 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ： ・表5.3.6による ・図示による ・（ ）			
<ガス圧接>					
5.4.10	圧接完了後の圧接部の試験	* 外観試験の試験従事者は、当該ガス圧接工事に関連がない第三者機関に所属し、(公社)日本鉄筋継手協会が発行する鉄筋継手部検査技術者技量適格性証明書を有する者とし、監督職員の承諾を受ける。 * 抜取試験： ※超音波探傷試験 ・引張試験 * 引張試験の方法等： ※図示による ・（ ）			
		■建築編 6章 コンクリート工事■			
<共通事項>		受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。			
6.1.2	基本要品品質	(1) J I S マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「◎マークを取得した工場」という。）から選定し、JIS A 5308（レディーミストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I S マーク表示認証製品を製造し、◎マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。			
<コンクリートの種類及び品質>					
6.2.1	コンクリートの種類	* 適用箇所及び施工時期： ※図面及び監督職員と協議による * 気乾単位容積質量による種類： ※普通コンクリート ・軽量コンクリート * 国土交通大臣認定コンクリート（建築基準法第37条第2号）：			
6.2.2	コンクリートの強度	* 設計基準強度(Fc)： ・普通コンクリート（ ）N/mm ² ・軽量コンクリート（ ）N/mm ² ・図示による （設計基準強度の基準値：普通コンクリート48N/mm ² 以下、軽量コンクリート27N/mm ² 以下）			
6.2.4	ワーカビリティ及びスランプ	* コンクリートの荷卸し地点によるスランプ： ※表6.2.2による ・（ ）			
6.2.5	構造体コンクリートの仕上り	* 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上りの種別： ・A種 ※B種 ・C種 [表6.2.4] * コンクリートの仕上りの平たんさの種別： ・a種 ・b種 ・c種 [表6.2.5]			
<コンクリートの材料及び調合>					
6.3.1	コンクリートの材料	* セメントの種類： ・普通ポルトランドセメント ※高炉セメント(B種) ・高炉セメントA種 ・シリカセメントA種 ・フライアッシュセメントA種 ・エコセメント * 適用箇所 高炉セメントB種： (すべて) フライアッシュセメントB種： * 骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材： ・使用する ※ 使用しない 銅スラグ細骨材： ・使用する ※ 使用しない 電気炉酸化スラグ骨材： ・使用する ※ 使用しない 再生骨材H： ・使用する ※ 使用しない * 砕石、砕砂、細骨材、骨材、砂利、砂のアルカリシリカ反応性による区分： ※A ・B * 混和剤 種類： ・AE減水剤 ※AE減水剤 ・（ ） ・使用しない * 混和材 種類： ・フライッシュ(I種) ・フライッシュ(Ⅱ種) ・フライッシュ(Ⅳ種) ・高炉スラグ微粉末 ・シリカフェム ・膨張剤			
6.3.2	コンクリートの調合	* 構造体強度補正值(S)： ・図示による ※表6.3.2による * 6.3.2(イ)(f)①～③以外の混和材料： 使用方法（ ） 使用量（ ）			
<コンクリートの品質管理>					
6.5.4	塩化物量及びアルカリ総量	* アルカリ総量： 3.0kg/m ³ 以下とする。			
<コンクリートの工事現場内運搬・打込み・締固め>					
6.6.4	打継ぎ	* 目地寸法：（ ）mm			
<型 枠>					
6.8.1	型枠一般	* 外部に面するコンクリート打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む）の打増し厚さ： ※図示による * ひび割れ誘発目地： 位置（ ） 形状（ ） 寸法（ ）mm			
6.8.2	材 料	* せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合： ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合： ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による * せき板 合板の場合 種別： ・6.8.2(2)(ア)によるもの ※6.8.2(2)(イ)によるもの ・（ ） 合板の厚さ： ※12mm ・（ ）mm * 断熱材を兼用した型枠材： ・使用する（使用箇所：（ ）） ・使用しない			
		設計事務所名		工事名称	図面番号
		建築士登録番号		縮尺	
		建築士氏名			
		検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
		○年○月			

項 目	特 記 事 項
＜塗装及び防錆工事＞ 3.2.1.3 塗料種別	* 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料： ※JIS K 5516 1種 ・ () アルミニウムペイント塗り塗料： ※JIS K 5492 ・ () ■機械編 5編 給排水衛生設備工事■ ■機械編 1章 機 材■ * 水道用直結加圧形ポンプユニット 逆流防止装置 設置位置： ※吸込側 ・ () ・ 図示による * 圧力計、連成計： ※図示による ・ ()
＜ポンプ＞ 1.2.4 水道用直結加圧形ポンプユニット	
＜タンク＞ 1.4.1 一般事項	* 設計用水平震度： ※図示による ・ () * 設計用鉛直震度： ※設計用水平震度の1/2 ・ 図示による ・ () * 鋼板製一体形タンク、ステン鋼板製ベネクトク、FRP製一体形タンク、FRP製ベネクトク、貯湯タンク及び消火用充水タンク形状、寸法その他： ※図示による ・ () * タンク(水槽) 品質及び性能： ※図示による ・ () * 鋼板製タンクの塗装 塗料種別 合成樹脂調合ペイント塗り塗料： ※JIS K 5516 1種 ・ () アルミニウムペイント塗り塗料： ※JIS K 5492 ・ ()
＜消火機器＞ 1.5.1 一般事項	* 屋内消火栓箱（易操作性1号消火栓）、屋内2号消火栓箱（2号消火栓、広範囲型2号消火栓栓箱、放水用、補助散水栓）、消火器箱併設形屋内消火栓箱、放水用器具格納箱、放水口格納箱、屋外消火栓箱形状、寸法その他： ※図示による ・ ()
1.5.2.2 屋内消火栓箱	* 材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ ステンレス鋼板（1.5mm厚以上） ・ 図示による
1.5.3.1 送水口	* 送水口： ・ 呼称65の青銅製 ・ 呼称65のステンレス製 ・ 図示による * 型式： ・ 壁埋込型 ・ スタンド型 ・ 図示による
1.5.3.2 放水口	* 呼称： ・ 65 ・ 50 ・ 図示による 材質： ・ 青銅製 ・ ステンレス鋳物製 ・ 図示による
1.5.3.3 放水用器具格納庫	* 材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ ステンレス鋼板（1.5mm厚以上） ・ 図示による
1.5.3.4 放水口格納庫	* 材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ ステンレス鋼板（1.5mm厚以上） ・ 図示による
1.5.4.1 屋外消火栓開閉弁	* 材質(地上式)： ・ 鋳鉄製(要部青銅製) ・ ステンレス鋳物製 ・ 図示による
1.5.4.2 屋外消火栓箱	* 材質： ※鋼板（1.6mm厚以上） ・ ステンレス鋼板（1.5mm厚以上） ・ 図示による * 鋼板の内面・露出面の塗装： ・ メラミン樹脂焼付 ※粉体塗装 ・ 図示による * 形状： ※自立形片流れ屋根付き ・ ()
特定建設資材の再資源化等	■機械編 その他事項■ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律{(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。}に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。
別表1 建築物に係る解体工事	
工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程
	作業内容
	分別・解体等の方法
	・ 建築設備、内装材等
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	・ 屋根ふき材
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ 外装材、上部構造部材
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	・ 基礎、基礎ぐい
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ その他 ()
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
別表2 建築物に係る新築工事等（外構・増築・修繕・模様替）	
工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	工 程
	作業内容
	分別・解体等の方法
	・ 造成等
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	・ 基礎、基礎ぐい
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ 上部構造部分、外装
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	・ 屋根
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ 建築設備、内装等
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容	・ その他 ()
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ 手作業
	・ 手作業と機械作業の併用
	・ 手作業

項 目	特 記 事 項
南海トラフ地震防災対策推進地域における対応	別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）
	工 程
	作業内容
	分別・解体等の方法
	・ 仮設
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ 土工
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ 基礎
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ 本体工事
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ 本体付属品
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	・ その他 ()
	・ 有 ・ 無
	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	
廃 棄 物 の 種 類	
施設の名称	
所 在 地	
・ コンクリート	
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材	
・ アスファルト・コンクリート	
・ 木材	
1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。	
2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合	
受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。	
2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合	
受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。	
3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。	
4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。	
5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。	
設計事務所名	
工事名称	
図面番号	
建築士登録番号	
縮尺	
建築士氏名	
検 図	
製 図	
設 計	
○年○月	
愛知県建築局公共建築部公営住宅課	

項 目	特 記 事 項																									
再資源化	① 再生資源利用計画書（実施書）（様式1） ② 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2） 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書（①、②）の内容をコプリ・プラスに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳（t又はm ³ ）、マニフェストの照合・確認日（電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号（連絡番号）、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日）が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ） * 以下の資料は次のWebページから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ 、コプリ・プラス https://fkplus.jacic.or.jp 再資源化等報告書 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]																									
撤去時等のフロン等の取扱 分別収集 非飛散アスベスト処分	* 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱 別表3に従い、分別収集を行う。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法： ・指定しない ※指定する（処分方法： ）																									
<材 料>																										
1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」（ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html を参照）別記2（25）に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。																									
1.4.2 材料の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 本工事中において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。																									
再生資源の利用	* リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」（ https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/541207.pdf を参照）を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 * 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1）あいくる材使用状況報告書（様式8） 2）あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のWebページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/																									
<施 工>																										
1.5.2 技能士	* 技能士： ※延べ面積5,000㎡以上の工事に適用する * 適用する技能検定の職種及び作業の種別は次のとおりとする。 <table><tr><th>適用職種</th><th>工事種別</th><th>工事の細分</th><th>資格（技能検定における選択作業）</th></tr><tr><td>※</td><td>鉄筋工事</td><td>加工及び組み立て</td><td>1級鉄筋施工技能士</td></tr><tr><td>※</td><td rowspan="2">コンクリート工事</td><td>型枠</td><td>1級型枠施工技能士</td></tr><tr><td>※</td><td>床コンクリートこて仕上げ</td><td>1級左官技能士</td></tr><tr><td>※</td><td rowspan="4">防水工事</td><td>アスファルト防水</td><td rowspan="4">1級防水施工技能士</td></tr><tr><td>※</td><td>シート防水</td></tr><tr><td>※</td><td>塗膜防水</td></tr><tr><td>※</td><td>シーリング</td></tr></table>	適用職種	工事種別	工事の細分	資格（技能検定における選択作業）	※	鉄筋工事	加工及び組み立て	1級鉄筋施工技能士	※	コンクリート工事	型枠	1級型枠施工技能士	※	床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士	※	防水工事	アスファルト防水	1級防水施工技能士	※	シート防水	※	塗膜防水	※	シーリング
適用職種	工事種別	工事の細分	資格（技能検定における選択作業）																							
※	鉄筋工事	加工及び組み立て	1級鉄筋施工技能士																							
※	コンクリート工事	型枠	1級型枠施工技能士																							
※		床コンクリートこて仕上げ	1級左官技能士																							
※	防水工事	アスファルト防水	1級防水施工技能士																							
※		シート防水																								
※		塗膜防水																								
※		シーリング																								
<完成図等>	* その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別：																									
1.7.1 完成時の提出図書	* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成図（契約図、変更図、竣工図）の2つ折り製本（名古屋屋根張住宅管理事務所管轄は2部、それ以外は3部） 2) 竣工図第2原図（PPC用） [※] 「レスポルト」 [※] と紙同等品 A3サイズ1部） 3) 工事写真（工種ごとに整理されたもの） CD-R又はDVD-R 1部 4) 完成図のCADデータ（JWW、PDF）、竣工写真 CD-R又はDVD-R 3部																									
1.7.2 完成図等	* 竣工図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. その他（ ） 竣工図のCADデータについて ・愛知県電子納品運用ガイドに基づく ※監督職員との協議による																									
1.7.3 保全に関する資料	* 保全に関する資料 提出部数： ※発注者用2部＋入居者用（ ）部 ・（ ）部 * 保守指導書（共用部分）： ※提出する ・提出しない																									
<その他> 提出書類	* 次の書類を監督職員に提出する。 1）使用資材（機材）一覧 2）建築工事事務の手引等によるもの * 東洋ゴム化工品㈱及びニッタ加工品㈱で製造された製品・材料を用いる場合 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table><tr><th>試 験 名</th><th>計 測 項 目</th></tr><tr><td>通常状態での試験（常態試験）</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table> ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。	試 験 名	計 測 項 目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能															
試 験 名	計 測 項 目																									
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び																									
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）																									
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																									
製品検査	外観、寸法、性能																									

項 目	特 記 事 項																							
火災保険等	* 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は、建築工事事務の手引き 参考.2「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。																							
法定外の労災保険の付保 常備図書	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通仕様書〔令和7年度版〕（「機材の品質・性能基準」を含む。） 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）〔令和7年版〕（以下「標準図」という）																							
建設業退職金共済制度	* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。																							
南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。 * 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる（愛知県内全市町村） ・含まれない 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる（豊橋市・田原市・南知多町） ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない																							
各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は、必要な協力を行うこと。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。																							
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。																							
光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任	* 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない																							
工程表・請負代金内訳書	* 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛け金を明示するものとする。 * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工程表は、発注者から請求があった場合に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名：																							
騒音・振動対策																								
排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用： ※有り ・なし （対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW）） （対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値））																							
貨物自動車等の車種規制	* 貨物自動車等の車種規制制非適合車の使用抑制等に関する要綱 （https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaiki/caryokohome.html） * 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。																							
特定特殊自動車の燃料	* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。																							
施工体系図の揭示	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。																							
工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1）受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2）下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3）下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4）下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5）下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。																							
施工体制	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）																							
現場代理人等	* 現場代理人（現場責任者）においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者（監理技術者）、監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者（監理技術者）の通知は、所定の様式（現場代理人等通知書）により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施行中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。																							
	<table><tr><td colspan="2">設計事務所名</td><td colspan="2">工事名称</td><td rowspan="3">図面番号</td></tr><tr><td colspan="2">建築士登録番号</td><td colspan="2">縮尺</td></tr><tr><td colspan="2">建築士氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>検 図</td><td>製 図</td><td>設 計</td><td colspan="2">愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr><tr><td></td><td></td><td>〇年〇月</td><td colspan="2"></td></tr></table>	設計事務所名		工事名称		図面番号	建築士登録番号		縮尺		建築士氏名				検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課				〇年〇月		
設計事務所名		工事名称		図面番号																				
建築士登録番号		縮尺																						
建築士氏名																								
検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																					
		〇年〇月																						

項	目	特 記 事 項
<機械式継手> 5.5.3	工法	* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき： ※図示による ・（ ）
5.5.5	施工完了後の継手部試験	* 施工完了後の試験 ・外観試験（試験項目及び合否判定：※種類に応じて表5.5.1～5.5.3による ・（ ）） ※超音波測定試験（試験対象： ）
5.5.6	不合格の場合の措置	* 外観試験の結果、不合格となった場合の措置 ※5.5.6(1)(ア)～(イ)による ・（ ） * 超音波試験の結果、不合格となった場合の措置 ※図示による ・（ ）
<溶接継手> 5.6.3	工法	* 適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき： ※図示による ・（ ）
<共通事項> 6.1.2	基本要求品質	■建築編 6章 コンクリート工事■ 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJ I Sマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下「◎マークを取得した工場」という。） から選定し、JIS A 5308（レディーミストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) J I Sマーク表示認証製品を製造し、◎マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
<コンクリートの種類及び品質> 6.2.1	コンクリートの種類	* コンクリートの種別： ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 [表6.2.1] * 適用箇所及び施工時期： ※図面及び監督職員と協議による * 気乾単位容積質量による種類： ※普通コンクリート ・軽量コンクリート * 国土交通大臣認定コンクリート（建築基準法第37条第2号）：
6.2.2	コンクリートの強度	* 設計基準強度(Fc)： ・普通コンクリート（ ）N/mm ² ・軽量コンクリート（ ）N/mm ² ・図示による （設計基準強度の基準値：普通コンクリート48N/mm ² 以下、軽量コンクリート27N/mm ² 以下）
6.2.4	ワーカビリティ及びスランプ	* コンクリートの荷卸し地点によるスランプ： ※表6.2.2による ・（ ）
6.2.5	構造体コンクリートの仕上り	* 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げの種別： ・A種 ※B種 ・C種 [表6.2.4] * コンクリートの仕上り方の平たんさの種別： ・a種 ・b種 ・c種 [表6.2.5]
<コンクリートの材料及び調査> 6.3.1	コンクリートの材料	* セメントの種類： ※普通ポルトランドセメント ※高炉セメント(B種) ・高炉セメントA種 ・シリカセメントA種 ・フライアッシュセメントA種 ・エコセメント * 適用箇所 高炉セメントB種：（外構 小規模構造物） フライアッシュセメントB種： * 骨材の使用 フェロニッケルスラグ細骨材： ・使用する ※使用しない 銅スラグ細骨材： ・使用する ※使用しない 電気炉酸化スラグ骨材： ・使用する ※使用しない 再生骨材H： ・使用する ※使用しない * 砕石、砕砂、細骨材、骨材、砂利、砂のアルカリシリカ反応性による区分： ※A ・B * 混和剤 種類： ・AE剤 ※AE減水剤 ※高性能AE減水剤 ・（ ） ・使用しない * 混和材 種類： ・フライッシュ(Ⅰ種) ・フライッシュ(Ⅱ種) ・フライッシュ(Ⅳ種) ・高炉スラグ微粉末 ・シリカフューム ・膨張剤
6.3.2	コンクリートの調査	* 構造体強度補正值(S)： ・図示による ※表6.3.2による * 6.3.2(イ)(f)①～③以外の混和材料： 使用方法（ ） 使用量（ ）
<コンクリートの品質管理> 6.5.4	塩化物量及びアルカリ総量	* アルカリ総量： 3.0kg/m ³ 以下とする。
<コンクリートの工事現場内運搬・打込み・締固め> 6.6.4	打継ぎ	* 打継ぎの位置 梁及びスラブ： ・図示による ※そのスパンの中央又は端から1/4の付近 ・（ ） 柱及び壁： ・図示による ※スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・（ ） * 目地寸法： ※図示による ・（ ）
<型 枠> 6.8.1	型枠一般	* 外部に面するコンクリート打放し仕上げ（仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む）の打増し厚さ： ※図示による * ひび割れ誘発目地： 位置（ ） 形状（ ） 寸法（ ）mm
6.8.2	材 料	* せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合： ※表6.2.4の表面仕上げ程度に見合ったもの ・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合： ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による * せき板 合板の場合 種別： ・6.8.2(2)(ア)によるもの ※6.8.2(2)(イ)によるもの ・（ ） 合板の厚さ： ※12mm ・（ ）mm * 断熱材を兼用した型枠材： ・使用する（使用箇所：（ ）） ・使用しない * MCR工法用シート： ・使用する（使用箇所：（ ）） ※使用しない
<軽量コンクリート> 6.10.1	一般事項	* 軽量コンクリートの適用箇所： ※図示による
6.10.2	種類及び品質	* 軽量コンクリートの種類： ・1種 ・2種 気乾単位容積質量： [表6.10.1] * スランプ： ※21cm ・図示による ・（ ）
<寒中コンクリート> 6.11.1	一般事項	* 適用期間： ※J A S S 5による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間」 ・（ ）
6.11.2	材料及び調査	* 構造体強度補正值(S)： ※6.11.2(3)(ア)による ・積算温度を基に定める（ ）
<暑中コンクリート> 6.12.2	材料及び調査	* スランプ： ※21cm ・（ ） * 構造体強度補正值(S)： ※表6.12.1による ・（ ）

項 目		特 記 事 項			
<共通事項>		■建築編 7章 鉄骨工事■			
7.1.3	鉄骨製作工場	* 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場とする。 グレード： ・ S ・ H ・ M ・ R			
7.1.4	鉄骨製作工場における 施工管理技術者	* 施工管理技術者： ※必要 ・不要			
<材 料>					
7.2.1	鋼材	* 鋼材の種類、形状及び寸法： ※図示による ・ () [表7.2.1]			
7.2.2	高力ボルト	* 種類： ※トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・ 図示による * ねじの呼び： ※図示による ・ ()			
7.2.3	普通ボルト	* ボルト及びナットの材料等： ※表7.2.3 ・ 図示による ・ () * ねじの呼び： ※図示による ・ ()			
7.2.4	アンカーボルト	* 構造用アンカーボルトの種類： ※図示による ・ () * 建方用アンカーボルトの種類： ※図示による ・ () * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度： ※表7.2.3による ・ ()			
7.2.5	溶接材料	* 溶接棒等（表7.2.4）、シールドガス以外の材料： ・ 図示による ・ ()			
7.2.6	ターンバックル	* 種類 建築用ターンバックル胴： ※割棒式 ・ 図示による ・ () 建築用ターンバックルボルト： ※羽子板ボルト ・ 図示による ・ () * ねじの呼び： ※図示による ・ ()			
7.2.7	床構造用のデッキプレート	* デッキプレートの材質、形状及び寸法： ※図示による ・ () * (1)以外のデッキプレートの材質、形状及び寸法： ※図示による ・ ()			
7.2.8	スタッド	* 種類等： ※図示による ・ ()			
7.2.9	柱底均しモルタル	* 無収縮モルタル： ※使用する ・ 使用しない ・ 図示による * 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等： ※7.2.9(2)(7)～(エ)による ・ ()			
7.2.10	材料試験等 <工作一般>	* 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験： ※実施する ・ 実施しない			
7.3.2	工作図	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等：※図示による ・ ()			
7.3.8	ボルト孔	* 母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径： ※ねじの呼び径+1.0mm ・ 図示による ・ ()			
7.3.10	仮 組 <高力ボルト接合>	* 仮組： ・実施する ※実施しない			
7.4.2	摩擦面の性能及び処理	* すべり試験： ・実施する ※実施しない * 試験の方法： 試験片の摩擦面の状態：			
7.4.7	締付け	* J I S形高力ボルトを回転法で本締めする場合 ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量：			
<溶接接合>					
7.6.3	技能資格者	* 溶接技能者に対する技量付加試験： ・実施する ※ 実施しない			
7.6.4	溶接の準備	* 開先の形状： ※ 図示による ・ ()			
7.6.7	溶接施工	* 鋼製エンドタブを切断する箇所及び切断範囲： ※ 図示による ・ () 切断面の仕上げ： ※グラインダー仕上げ[粗さ100μmRz程度以下、ノッチ深さ1mm程度以下] ・ 図示による ・ () * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の突合せ溶接 低応力高サイクル疲労を受ける部位： ※図示による ・ () スカラップの形状： ※図示による ・ ()			
7.6.12	溶接部の試験	* 溶接部の外観試験 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等： ・ 図示による ・ () 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等： ・ 図示による ・ () * 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験： ※実施する ・ 実施しない 工場溶接の場合 平均出検品質限界(AOQL)： ・ 2.5% ※4% 検査水準： ・ 第1水準 ・ 第2水準 ・ 第3水準 ・ 第4水準 ・ 第5水準 ※第6水準			
<錆止め塗装>					
7.8.2	塗料の範囲	* 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲： ※図示による ・ () * 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲： ※7.8.2(1)(ア)～(オ)以外の範囲 ・ 図示による ・ ()			
7.8.4	塗料種別	* SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面の錆止め塗料： ※表18.3.1のAs種 ・ () * 耐火被覆材の接する面： ・ 塗装する（塗料の種別： ） ・ 塗装しない			
<耐火被覆>					
7.9.2	耐火被覆の種類等	* 種類、材料及び工法等： ※図示による ・ ()			
7.9.3	耐火被覆の性能、品質等	* 耐火被覆の耐火性能： ※図示による ・ ()			
<工事現場施工>					
7.10.3	アンカーボルトの設置等	* 構造用アンカーボルトの形状・寸法： ※図示による ・ () 保持及び埋込み： ※適切な鋼製アンカーフレーム等で固定 ・ 図示による [表7.10.1] * 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法： ※A種 ・ B種 ・ C種 [表7.10.1] * 柱底均しモルタル 厚さ： () mm 種別： ※A種 ・ B種 [表7.10.2]			
		設計事務所名		工事名称	図面番号
		建築士登録番号		縮尺	
		建築士氏名			
検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課		

項 目	特 記 事 項
＜アルミニウム製建具＞ 16.2.2 性能等	■建築編 16章 建具工事■ * 建具の品質及び性能：※製造所の仕様による ・（ ） * 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] ・ A種 ・ B種 ・ C種（枠の見込み寸法： ） ・ 図示による [表16.2.1] * 外部に面する建具[木下地] ・ D種 ・ E種 ・ 図示による 枠の見込み寸法（ ） [表16.2.2] * 色彩等の種類： ※シルバー ・ブロンズ ・（ ） * 防音ドアセット、防音サッシ： ・適用する（遮音性等級： ） ・適用しない ・図示による
16.2.4 形状及び仕上げ	* 構造： 網戸用レールは、一般網戸対応型とする。 * アルミニウムの表面処理： 種別 ・ 図示による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 [表14.2.1] ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・ C種（常温乾燥形塗装（ ）） 色 ・ 標準色 ・ 特注色 * ステンレス製くつつずりを使用する場合の仕上： ※HL ・ 図示による ・（ ） * 結露水の処理方法： ・ 図示による ・ 製作所の仕様による ・（ ）
16.2.5 工 法	* 水切り板、ぜん板等： ※図示による ・（ ） * 内付け建具： ・適用する ・適用しない
＜樹脂製建具＞ 16.3.2 性能等	* 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 図示による 枠の見込み寸法（ ） [表16.3.1] * 外部に面する建具[木下地] ・ D種 ・ E種 ・ 図示による 枠の見込み寸法（ ） [表16.2.2] * 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級： ・ 図示による ・ T-1 ・ T-2 * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級： ・ H-4 ・ H-5 ・ H-6 [表16.3.3] ・ H-7 ・ H-8 ・ 図示による * 外壁に面する建具の日射熱取得性の等級 ・ 図示による ・（ ）
16.3.3 材 料	* ガラス： ※複層ガラス ・単層ガラス ・三重ガラス ・（ ）
16.3.4 形状及び仕上げ ＜鋼製建具＞ 16.4.2 性能等	* 表面色： ・ 標準色 ・ 特注色 * 玄関ドアの品質及び性能： ※製造所の仕様による ・（ ） * 簡易気密型ドアセットの気密性・水密性の等級： ※気密性A-3 ・水密性W-1 ・（ ） [表16.4.1] * 耐風圧性の等級（外部に面する建具）： ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6（適用箇所： 階以上） * 遮音性の等級： 断熱性の等級： 内面変形追随性の等級： * 防音ドアセット、防音サッシ： ・適用する（遮音性等級： ） ・適用しない ・図示による
16.4.3 材 料	* 点検口の類のくつつずりの材料 ・ 図示による ・（ ）
16.4.4 形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ： ・表16.4.2による（1枚戸の有効寸法950mm以下、有効高さ240mm以下） ※図示による * くつつずりの仕上げ ・ HL（ステンレス鋼板を用いる場合） ・ 図示による ・（ ）
16.4.6 標準型鋼製建具 ＜鋼製軽量建具＞ 16.5.2 性能等	* 形式及び寸法 ・ 図示による ・（ ） * 簡易気密型ドアセット（気密性：A-3）： ・適用する ・適用しない ・図示による ・（ ） * 防音ドアセット、防音サッシ： ・適用する（遮音性等級： ） ・適用しない ・図示による
16.5.3 材 料	* 鋼板類の種類： ・ 図示による ・（ ） * 召合せ、縦小口包み板等： ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金 * 充填剤（防音性能）： ・グラスウール ・ロックウール ・図示による ・使用しない
16.5.4 形状及び仕上げ ＜ステンレス製建具＞ 16.6.2 性能等	* 鋼板類の厚さ： ・表16.5.1による（1枚戸の有効寸法950mm以下、有効高さ2400mm以下） ※図示による * 簡易気密型ドアセットの気密性： ・気密性A-3、水密性W-1 ・適用しない ・図示による * 外部に面するステンレス製鋼製建具の耐風圧性等級： ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・図示による * 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級： ・図示による ・（ ） * 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級： ・図示による ・（ ） * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級： ・図示による ・（ ）
16.6.3 材 料	* ステンレス鋼板： ・SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 ・図示による ・（ ）
16.6.4 形状及び仕上げ	* 表面仕上げ： ※HL ・（ ）
16.6.5 工 法 ＜建具用金物＞ 16.8.2 材質、形状及び寸法	* 曲げ加工： ※普通曲げ ・角出し曲げ * 金物の種類及び見え掛り部の材質： ※表16.8.1による ・（ ） * 表16.8.1中の＊印の適用並びに備考中の特記について： ※図示による ・（ ） * 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ： ・表16.8.2による ・図示による ・（ ） * 樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ： ・表16.8.3による ・図示による ・（ ） * 木製建具用丁番の枚数及び大きさ： ・表16.8.4による ・図示による ・（ ） 戸車及びレール： ・表16.8.5による ・図示による ・（ ）
16.8.3 取付け施工	* 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置： ・図示による ・（ ）
16.8.4 鍵	* その他錠前の種別： ・サムターン付シリンダー面付箱錠 ・シリンダー彫込箱錠（・(1)(a)(①) ・(1)(a)(②)） ・（ ） * タンブラー類の本数： ※6本以上 ・（ ） * 鍵： ※図示による ・3本1組とし、室名札を付ける 鍵箱： ・要 ・不要 * キーは、アクリル製室名札をつけて提出する。 * マスターキー： ・製作する（ ） ・製作しない
＜ガラス＞ 16.14.2 材 料	* ガラスの種別及び厚さ： 図示による * フォート板ガラス 品種及び厚さによる種類 ・図示による ・（ ） 型板ガラス 厚さによる種類 ・図示による ・（ ） 網入り・線入り板ガラス 網/線の形状、板の表面状態、厚さの呼びの種類 ・図示による ・（ ）

項 目		特 記 事 項			
		合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ、合計厚さ ・図示による ・（ ） 特性による種類： ・Ⅰ類 ・Ⅱ-1類 ・Ⅱ-2類 ・Ⅲ類 ・図示による 強化ガラス 形状による種類、材料板ガラスの種類、厚さの呼びの種類 ・図示による ・（ ） 特性による種類： ・Ⅰ類 ・Ⅲ類 熱線吸収板ガラス 材料板ガラスの種類、厚さによる種類 ・図示による ・（ ） 性能による種類： ・1種 ・2種 ・図示による 複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ ・図示による ・（ ） 断熱性による区分 ・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6 ・図示による 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・G ・S ・図示による 封入気体の種類 ・空気 ・アルゴン ・クリプトン ・ネオン 熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類（ ） ・図示による 厚さによる種類 ・6mm ・8mm ・10mm ・12mm ・図示による ・（ ） 日射遮蔽性区分： ・1種 ・2種 ・3種 倍強度ガラス 材料板ガラスの種類 ・（ ） ・図示による 厚さによる種類 ・6mm ・8mm ・10mm ・12mm ・図示による ・（ ） * ガラス留め材： ・シーリング材 ・ガスケット ・図示による * アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガラスのはめ込みに用いるガスケットの用途による区分 ※グレイジングチャンネル（アルミニウム製建具に用いる引違い及び片引き障子の場合） ・（ ）			
16.14.3	ガラス溝の寸法、形状等	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ：※建具の製造所の仕様による ・図示による ・（ ）			
16.14.4	工 法	* ガラス端部で枠にのみこまない部分の小口加工： ・図示による ・（ ）			
<素地ごしらえ>		■建築編 18章 塗装工事■			
18.2.2	木部の素地ごしらえ	* 透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種 ・（ ） [表18.2.1] * 不透明塗料塗りの木部の素地ごしらえの種別： ※A種 ・B種 ・（ ） [表18.2.1]			
18.2.3	鉄鋼面の素地ごしらえ	* 鉄鋼面の素地ごしらえの種別（DP塗り以外）： ・A種 ・B種 ※C種 [表18.2.2] * 鉄鋼面の素地ごしらえの種別（DP塗り）： ・A種 ※B種 ・C種 [表18.2.2]			
18.2.4	亜鉛めっき面素地ごしらえ	* 亜鉛めっき鋼面の素地ごしらえの種別： ・A種 ・B種 [表18.2.3]			
18.2.5	モルタル面及びプラスチック面	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.2.4]			
18.2.6	コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面	* 種別： ・A種 ※B種【コンクリート、ALCパネル面】 【耐候性塗料塗の場合は表18.2.6による】 [表18.2.5] * 種別： ・A種 ・B種【押出成形セメント板面】 ・図示による			
18.2.7	せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ	* 目地工法が継目処理工法のせっこうボードの素地ごしらえの種別： ※A種 ・B種 [表18.2.7] * その他のボード類の素地ごしらえの種別： ・A種 ※B種 [表18.2.7]			
<錆止め塗料塗り>					
18.3.2	塗料種別	* 鉄鋼面錆止め塗料の種別【つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合】： ・As種 ※Bs種 [表18.3.1] * 亜鉛めっき鋼面錆止め塗料【合成樹脂エマルジョンペイント塗りの場合】： ※Az種 ・Bz種 ・Cz種 [表18.3.2]			
18.3.3	錆止め塗料塗り	* 見え掛り部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ※A種 ・B種 [表18.3.3] * 見え隠れ部分の鉄鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・A種 ※B種 [表18.3.3] * 鋼製建具等の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ※A種 ・B種 [表18.3.5] * その他の亜鉛めっき鋼面錆止め塗料塗りの種別： ・A種 ※B種 [表18.3.5]			
<合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）>					
18.4.2	木部SOP塗り	* 種別 屋外： ※A種 ・B種 屋内： ・A種 ※B種 [表18.4.1]			
18.4.3	鉄鋼面SOP塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.4.2]			
<クリヤラッカー塗り（CL）>					
18.5.2	クリヤラッカー塗り	* 種別： ・A種（ ・溶剤系着色剤 ・油性染料着色剤） ※B種 [表18.5.1]			
<アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）>					
18.6.2	NAD塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.6.1]			
<耐候性塗料塗り（DP）>					
18.7.2	鉄鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級： ・1級 ・2級 ・3級 [表18.7.1]			
18.7.3	亜鉛めっき鋼面DP塗り	* 上塗り塗料の等級： ・1級 ・2級 ・3級 [表18.7.2]			
18.7.4	コンクリート面及び押出成形セメント板面DP塗り	* 種別： ・A種 ・B種 ・C種 [表18.7.3]			
<つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）>					
18.8.2	コンクリート面等EP-G塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.8.1]			
18.8.4	鉄鋼面EP-G塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.8.3]			
<合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）>					
18.9.2	EP塗り	* 種別： ・A種 ※B種 [表18.9.1]			
<ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）>					
18.10.2	UC塗り	* 種別： ・A種 ※B種 工程1の着色の適用 ・適用する ・適用しない [表18.11.1]			
		■電気編 1編 一般共通工事■			
<塗装工事>		■電気編 2章 共通工事■			
2.7.1	一般事項	* 色合等： ・（ ） ・図示による * 塗料の種別、塗り回数： ※表2.7.1による ・（ ） ・図示による * 金属管の塗装箇所： 屋内見えがかり部分（機械室、EPS等は除く）の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。			
		設計事務所名		工事名称	図面番号
		建築士登録番号		縮尺	
		建築士氏名			
		検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
				○年○月	

項 目	特 記 事 項				
	* 溶融亜鉛めっきの種別： ※HDZ35 ・（ ） <耐震処置> 1.5.1 耐震処置 <スリーブ工事> 2.9.1 一般事項 <インサート> 2.10.1 一般事項 <電線保護物類> 1.2.8 ケーブルラック <配線器具> 1.3.1 配線器具 <照明器具> 1.4.2 構造一般 <分電盤> 1.7.3 キャビネット 1.7.6 器具類 <接 地> 1.17.1 接地端子箱 <共通事項> 2.1.1 電線の接続 2.1.10 電線等の防火区画等の貫通 <バスダクト配線> 2.9.2 バスダクトの敷設 <地中配線> 2.12.3 マンホール及び ハンドホールの敷設 2.12.4 管路等の敷設 2.12.5 ケーブルの敷設 <tr><td></td><td> * 設計用標準震度： * スリーブの材料及び仕様： ・表2.9.1による ・図示による ・（ ） * 建物外壁貫通部等水密を要する箇所に用いるつば付銅管、防水鋳鉄管： ・図示による ・（ ） * インサート等、アンカー及び吊り金物の許容引抜荷重： ※表2.10.1による ・図示による ・（ ） ■電気編 2編 電力設備工事■ ■電気編 1章 機 材■ * 形式等： ・標準図（電力47～49）による ・（ ） ・図示による * 接地端子座の形状等： ・標準図（電力56）(1)(a)、(b)、(c)による ・図示による ・（ ） * 住戸内のスイッチ： ・ワイドハンドル形 ・（ ） ・図示による * 住戸内のコンセント： ・ワイド形 ・（ ） ・図示による * 照明用ポール： ・配線用遮断器（引外し装置なし）設置 ・カットスイッチ（素通しヒューズ）内蔵 * 屋内用キャビネット種別： ※銅板 ・ステンレス銅板 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合： ・図示による ・（ ） ドアの錠のハンドルの施錠・解錠状態表示： ・表示付きとする ・表示付きとしない その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用： * 積算計器： ※計量法による検定付きとする ・検定付きとしない * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能： ※表1.7.12による ・（ ） 低圧用SPDクラスⅠの性能： ※図示による ・（ ） * 形式等： ※図示による ・（ ） ■電気編 2章 施 工■ * 屋外の高圧架橋がリチン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策： ・行う ・行わない ・図示による * 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細： ※図示による ・（ ） * エキスパンションバスダクト： ・設ける ・設けない ・図示による ・（ ） * マンホール、ハンドホールの構造及び性能： ・標準図（電力62～65）による ・図示による ・（ ） * ハンドホールの壁にケーブル及び接続部の支持材の取付： ・取り付ける ・取り付けない ・図示による 鉄蓋の構造及び性能： 中耐重型（ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする） * ふたの材質： 鋳鉄製 * 管と建物との接続部： ※図示による ・（ ） * 架空配線からの引込み： ※図示による ・（ ） * 地中配線の標識シート等： ※設置する ・設置しない ・図示による * 埋設標の敷設： ※図示による ・（ ） <tr><td></td><td> ■機械編 2編 共通工事■ ■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ * 被覆銅管の保温（PS内のみ）： ※行う ・行わない * 銅板製の水槽の保温： ・行う ※行わない * 給水管及び排水管（SGP）のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻（1/2重ね2回巻）とする。 ■機械編 8編 浄化槽設備工事■ ■機械編 1章 一般事項■ * 処理種別： 合併処理 * 処理方式： ※接触ばつ気方式 ・長時間ばつ気方式 ※硝化液循環活性汚泥方式（流入水 50m³/日以上の場合） ・その他（ ） * 型式： ・ユニット型 ・現場施工型 ・図示による * 処理容量：（ ）人槽 汚水量：（ ）m³/日平均〔人槽算定はJIA A3302-2000による〕 * 性能： BODの除去率は90%以上 * 放流水の水質： ※BOD 20mg/L以下、COD（ ）mg/L以下、SS（ ）mg/L以下 ・T-N 10mg/L以下、T-P 1mg/L以下（流入水 50m³/日以上の場合） 1.1.2 施工範囲 * し尿浄化槽躯体工事： ※本工事 ・別途工事 * ブロー室機械工事： ※本工事 ・別途工事 * 水流入管（最終柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 汚水放流管（第1柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 電気配管、配線工事： ※本工事 ・別途工事（ただし、制御盤1次側電気工事は別途工事） * 供用開始後3ヶ月間は試運転期間とし、期間中は維持管理費（電気代を除く）は工事費に含む。 * 供用開始後3ヶ月を越えて満2年までの期間は、当該年度に定める保守管理費に基づいて単年契約して保守管理を行う。3年目以降については、別途入札による契約とする。（これらの契約にあたり、契約対象者は「愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格」を有すること。かつ、愛知県住宅供給公社「住宅修繕工事等請負業者」に登録されていることが必要である。）これに先立ち、保守管理費の見積書を公営住宅課長宛に提出する。 * 現場施工型 送風機室： ・図示による ・（ ） ・無 防護さく： ・図示による ・（ ） ・無 1.1.1 一般事項 <保温工事> 3.1.1 一般事項 <塗装及び防錆工事> 3.2.1.1 一般事項 <総 則> 1.1.1 一般事項 試運転 保守管理 </td></tr></td></tr>		* 設計用標準震度： * スリーブの材料及び仕様： ・表2.9.1による ・図示による ・（ ） * 建物外壁貫通部等水密を要する箇所に用いるつば付銅管、防水鋳鉄管： ・図示による ・（ ） * インサート等、アンカー及び吊り金物の許容引抜荷重： ※表2.10.1による ・図示による ・（ ） ■電気編 2編 電力設備工事■ ■電気編 1章 機 材■ * 形式等： ・標準図（電力47～49）による ・（ ） ・図示による * 接地端子座の形状等： ・標準図（電力56）(1)(a)、(b)、(c)による ・図示による ・（ ） * 住戸内のスイッチ： ・ワイドハンドル形 ・（ ） ・図示による * 住戸内のコンセント： ・ワイド形 ・（ ） ・図示による * 照明用ポール： ・配線用遮断器（引外し装置なし）設置 ・カットスイッチ（素通しヒューズ）内蔵 * 屋内用キャビネット種別： ※銅板 ・ステンレス銅板 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合： ・図示による ・（ ） ドアの錠のハンドルの施錠・解錠状態表示： ・表示付きとする ・表示付きとしない その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用： * 積算計器： ※計量法による検定付きとする ・検定付きとしない * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能： ※表1.7.12による ・（ ） 低圧用SPDクラスⅠの性能： ※図示による ・（ ） * 形式等： ※図示による ・（ ） ■電気編 2章 施 工■ * 屋外の高圧架橋がリチン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策： ・行う ・行わない ・図示による * 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細： ※図示による ・（ ） * エキスパンションバスダクト： ・設ける ・設けない ・図示による ・（ ） * マンホール、ハンドホールの構造及び性能： ・標準図（電力62～65）による ・図示による ・（ ） * ハンドホールの壁にケーブル及び接続部の支持材の取付： ・取り付ける ・取り付けない ・図示による 鉄蓋の構造及び性能： 中耐重型（ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする） * ふたの材質： 鋳鉄製 * 管と建物との接続部： ※図示による ・（ ） * 架空配線からの引込み： ※図示による ・（ ） * 地中配線の標識シート等： ※設置する ・設置しない ・図示による * 埋設標の敷設： ※図示による ・（ ） <tr><td></td><td> ■機械編 2編 共通工事■ ■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ * 被覆銅管の保温（PS内のみ）： ※行う ・行わない * 銅板製の水槽の保温： ・行う ※行わない * 給水管及び排水管（SGP）のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻（1/2重ね2回巻）とする。 ■機械編 8編 浄化槽設備工事■ ■機械編 1章 一般事項■ * 処理種別： 合併処理 * 処理方式： ※接触ばつ気方式 ・長時間ばつ気方式 ※硝化液循環活性汚泥方式（流入水 50m³/日以上の場合） ・その他（ ） * 型式： ・ユニット型 ・現場施工型 ・図示による * 処理容量：（ ）人槽 汚水量：（ ）m³/日平均〔人槽算定はJIA A3302-2000による〕 * 性能： BODの除去率は90%以上 * 放流水の水質： ※BOD 20mg/L以下、COD（ ）mg/L以下、SS（ ）mg/L以下 ・T-N 10mg/L以下、T-P 1mg/L以下（流入水 50m³/日以上の場合） 1.1.2 施工範囲 * し尿浄化槽躯体工事： ※本工事 ・別途工事 * ブロー室機械工事： ※本工事 ・別途工事 * 水流入管（最終柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 汚水放流管（第1柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 電気配管、配線工事： ※本工事 ・別途工事（ただし、制御盤1次側電気工事は別途工事） * 供用開始後3ヶ月間は試運転期間とし、期間中は維持管理費（電気代を除く）は工事費に含む。 * 供用開始後3ヶ月を越えて満2年までの期間は、当該年度に定める保守管理費に基づいて単年契約して保守管理を行う。3年目以降については、別途入札による契約とする。（これらの契約にあたり、契約対象者は「愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格」を有すること。かつ、愛知県住宅供給公社「住宅修繕工事等請負業者」に登録されていることが必要である。）これに先立ち、保守管理費の見積書を公営住宅課長宛に提出する。 * 現場施工型 送風機室： ・図示による ・（ ） ・無 防護さく： ・図示による ・（ ） ・無 1.1.1 一般事項 <保温工事> 3.1.1 一般事項 <塗装及び防錆工事> 3.2.1.1 一般事項 <総 則> 1.1.1 一般事項 試運転 保守管理 </td></tr>		■機械編 2編 共通工事■ ■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ * 被覆銅管の保温（PS内のみ）： ※行う ・行わない * 銅板製の水槽の保温： ・行う ※行わない * 給水管及び排水管（SGP）のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻（1/2重ね2回巻）とする。 ■機械編 8編 浄化槽設備工事■ ■機械編 1章 一般事項■ * 処理種別： 合併処理 * 処理方式： ※接触ばつ気方式 ・長時間ばつ気方式 ※硝化液循環活性汚泥方式（流入水 50m³/日以上の場合） ・その他（ ） * 型式： ・ユニット型 ・現場施工型 ・図示による * 処理容量：（ ）人槽 汚水量：（ ）m³/日平均〔人槽算定はJIA A3302-2000による〕 * 性能： BODの除去率は90%以上 * 放流水の水質： ※BOD 20mg/L以下、COD（ ）mg/L以下、SS（ ）mg/L以下 ・T-N 10mg/L以下、T-P 1mg/L以下（流入水 50m³/日以上の場合） 1.1.2 施工範囲 * し尿浄化槽躯体工事： ※本工事 ・別途工事 * ブロー室機械工事： ※本工事 ・別途工事 * 水流入管（最終柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 汚水放流管（第1柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 電気配管、配線工事： ※本工事 ・別途工事（ただし、制御盤1次側電気工事は別途工事） * 供用開始後3ヶ月間は試運転期間とし、期間中は維持管理費（電気代を除く）は工事費に含む。 * 供用開始後3ヶ月を越えて満2年までの期間は、当該年度に定める保守管理費に基づいて単年契約して保守管理を行う。3年目以降については、別途入札による契約とする。（これらの契約にあたり、契約対象者は「愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格」を有すること。かつ、愛知県住宅供給公社「住宅修繕工事等請負業者」に登録されていることが必要である。）これに先立ち、保守管理費の見積書を公営住宅課長宛に提出する。 * 現場施工型 送風機室： ・図示による ・（ ） ・無 防護さく： ・図示による ・（ ） ・無 1.1.1 一般事項 <保温工事> 3.1.1 一般事項 <塗装及び防錆工事> 3.2.1.1 一般事項 <総 則> 1.1.1 一般事項 試運転 保守管理
	* 設計用標準震度： * スリーブの材料及び仕様： ・表2.9.1による ・図示による ・（ ） * 建物外壁貫通部等水密を要する箇所に用いるつば付銅管、防水鋳鉄管： ・図示による ・（ ） * インサート等、アンカー及び吊り金物の許容引抜荷重： ※表2.10.1による ・図示による ・（ ） ■電気編 2編 電力設備工事■ ■電気編 1章 機 材■ * 形式等： ・標準図（電力47～49）による ・（ ） ・図示による * 接地端子座の形状等： ・標準図（電力56）(1)(a)、(b)、(c)による ・図示による ・（ ） * 住戸内のスイッチ： ・ワイドハンドル形 ・（ ） ・図示による * 住戸内のコンセント： ・ワイド形 ・（ ） ・図示による * 照明用ポール： ・配線用遮断器（引外し装置なし）設置 ・カットスイッチ（素通しヒューズ）内蔵 * 屋内用キャビネット種別： ※銅板 ・ステンレス銅板 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合： ・図示による ・（ ） ドアの錠のハンドルの施錠・解錠状態表示： ・表示付きとする ・表示付きとしない その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用： * 積算計器： ※計量法による検定付きとする ・検定付きとしない * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスⅡの性能： ※表1.7.12による ・（ ） 低圧用SPDクラスⅠの性能： ※図示による ・（ ） * 形式等： ※図示による ・（ ） ■電気編 2章 施 工■ * 屋外の高圧架橋がリチン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策： ・行う ・行わない ・図示による * 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細： ※図示による ・（ ） * エキスパンションバスダクト： ・設ける ・設けない ・図示による ・（ ） * マンホール、ハンドホールの構造及び性能： ・標準図（電力62～65）による ・図示による ・（ ） * ハンドホールの壁にケーブル及び接続部の支持材の取付： ・取り付ける ・取り付けない ・図示による 鉄蓋の構造及び性能： 中耐重型（ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする） * ふたの材質： 鋳鉄製 * 管と建物との接続部： ※図示による ・（ ） * 架空配線からの引込み： ※図示による ・（ ） * 地中配線の標識シート等： ※設置する ・設置しない ・図示による * 埋設標の敷設： ※図示による ・（ ） <tr><td></td><td> ■機械編 2編 共通工事■ ■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ * 被覆銅管の保温（PS内のみ）： ※行う ・行わない * 銅板製の水槽の保温： ・行う ※行わない * 給水管及び排水管（SGP）のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻（1/2重ね2回巻）とする。 ■機械編 8編 浄化槽設備工事■ ■機械編 1章 一般事項■ * 処理種別： 合併処理 * 処理方式： ※接触ばつ気方式 ・長時間ばつ気方式 ※硝化液循環活性汚泥方式（流入水 50m³/日以上の場合） ・その他（ ） * 型式： ・ユニット型 ・現場施工型 ・図示による * 処理容量：（ ）人槽 汚水量：（ ）m³/日平均〔人槽算定はJIA A3302-2000による〕 * 性能： BODの除去率は90%以上 * 放流水の水質： ※BOD 20mg/L以下、COD（ ）mg/L以下、SS（ ）mg/L以下 ・T-N 10mg/L以下、T-P 1mg/L以下（流入水 50m³/日以上の場合） 1.1.2 施工範囲 * し尿浄化槽躯体工事： ※本工事 ・別途工事 * ブロー室機械工事： ※本工事 ・別途工事 * 水流入管（最終柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 汚水放流管（第1柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 電気配管、配線工事： ※本工事 ・別途工事（ただし、制御盤1次側電気工事は別途工事） * 供用開始後3ヶ月間は試運転期間とし、期間中は維持管理費（電気代を除く）は工事費に含む。 * 供用開始後3ヶ月を越えて満2年までの期間は、当該年度に定める保守管理費に基づいて単年契約して保守管理を行う。3年目以降については、別途入札による契約とする。（これらの契約にあたり、契約対象者は「愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格」を有すること。かつ、愛知県住宅供給公社「住宅修繕工事等請負業者」に登録されていることが必要である。）これに先立ち、保守管理費の見積書を公営住宅課長宛に提出する。 * 現場施工型 送風機室： ・図示による ・（ ） ・無 防護さく： ・図示による ・（ ） ・無 1.1.1 一般事項 <保温工事> 3.1.1 一般事項 <塗装及び防錆工事> 3.2.1.1 一般事項 <総 則> 1.1.1 一般事項 試運転 保守管理 </td></tr>		■機械編 2編 共通工事■ ■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ * 被覆銅管の保温（PS内のみ）： ※行う ・行わない * 銅板製の水槽の保温： ・行う ※行わない * 給水管及び排水管（SGP）のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻（1/2重ね2回巻）とする。 ■機械編 8編 浄化槽設備工事■ ■機械編 1章 一般事項■ * 処理種別： 合併処理 * 処理方式： ※接触ばつ気方式 ・長時間ばつ気方式 ※硝化液循環活性汚泥方式（流入水 50m³/日以上の場合） ・その他（ ） * 型式： ・ユニット型 ・現場施工型 ・図示による * 処理容量：（ ）人槽 汚水量：（ ）m³/日平均〔人槽算定はJIA A3302-2000による〕 * 性能： BODの除去率は90%以上 * 放流水の水質： ※BOD 20mg/L以下、COD（ ）mg/L以下、SS（ ）mg/L以下 ・T-N 10mg/L以下、T-P 1mg/L以下（流入水 50m³/日以上の場合） 1.1.2 施工範囲 * し尿浄化槽躯体工事： ※本工事 ・別途工事 * ブロー室機械工事： ※本工事 ・別途工事 * 水流入管（最終柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 汚水放流管（第1柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 電気配管、配線工事： ※本工事 ・別途工事（ただし、制御盤1次側電気工事は別途工事） * 供用開始後3ヶ月間は試運転期間とし、期間中は維持管理費（電気代を除く）は工事費に含む。 * 供用開始後3ヶ月を越えて満2年までの期間は、当該年度に定める保守管理費に基づいて単年契約して保守管理を行う。3年目以降については、別途入札による契約とする。（これらの契約にあたり、契約対象者は「愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格」を有すること。かつ、愛知県住宅供給公社「住宅修繕工事等請負業者」に登録されていることが必要である。）これに先立ち、保守管理費の見積書を公営住宅課長宛に提出する。 * 現場施工型 送風機室： ・図示による ・（ ） ・無 防護さく： ・図示による ・（ ） ・無 1.1.1 一般事項 <保温工事> 3.1.1 一般事項 <塗装及び防錆工事> 3.2.1.1 一般事項 <総 則> 1.1.1 一般事項 試運転 保守管理		
	■機械編 2編 共通工事■ ■機械編 3章 保温、塗装及び防錆工事■ * 被覆銅管の保温（PS内のみ）： ※行う ・行わない * 銅板製の水槽の保温： ・行う ※行わない * 給水管及び排水管（SGP）のコンクリート貫通部分及び土中部分は、防食テープ巻（1/2重ね2回巻）とする。 ■機械編 8編 浄化槽設備工事■ ■機械編 1章 一般事項■ * 処理種別： 合併処理 * 処理方式： ※接触ばつ気方式 ・長時間ばつ気方式 ※硝化液循環活性汚泥方式（流入水 50m³/日以上の場合） ・その他（ ） * 型式： ・ユニット型 ・現場施工型 ・図示による * 処理容量：（ ）人槽 汚水量：（ ）m³/日平均〔人槽算定はJIA A3302-2000による〕 * 性能： BODの除去率は90%以上 * 放流水の水質： ※BOD 20mg/L以下、COD（ ）mg/L以下、SS（ ）mg/L以下 ・T-N 10mg/L以下、T-P 1mg/L以下（流入水 50m³/日以上の場合） 1.1.2 施工範囲 * し尿浄化槽躯体工事： ※本工事 ・別途工事 * ブロー室機械工事： ※本工事 ・別途工事 * 水流入管（最終柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 汚水放流管（第1柵の接続）： ※本工事 ・別途工事 * 電気配管、配線工事： ※本工事 ・別途工事（ただし、制御盤1次側電気工事は別途工事） * 供用開始後3ヶ月間は試運転期間とし、期間中は維持管理費（電気代を除く）は工事費に含む。 * 供用開始後3ヶ月を越えて満2年までの期間は、当該年度に定める保守管理費に基づいて単年契約して保守管理を行う。3年目以降については、別途入札による契約とする。（これらの契約にあたり、契約対象者は「愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格」を有すること。かつ、愛知県住宅供給公社「住宅修繕工事等請負業者」に登録されていることが必要である。）これに先立ち、保守管理費の見積書を公営住宅課長宛に提出する。 * 現場施工型 送風機室： ・図示による ・（ ） ・無 防護さく： ・図示による ・（ ） ・無 1.1.1 一般事項 <保温工事> 3.1.1 一般事項 <塗装及び防錆工事> 3.2.1.1 一般事項 <総 則> 1.1.1 一般事項 試運転 保守管理				

項 目		特 記 事 項					
		コンクリート躯体工事(土工事含む)： ・図示による ・ () ・無 * ユニット型 ・土工事 ・地業工事 ・コンクリート工事 ・左官工事 ・図示による					
		■機械編 2章 現場施工型浄化槽■					
＜機 材＞							
2.1.4	エアリフトポンプ	* 計量又は調整 : ・行う ・行わない					
2.1.5	送風機	* 間欠ばつ気運転等: ・行う ・行わない * 換気用送風機 : ・遠心送風機 ・軸流送風機及び斜流送風機 ・壁掛式有圧換気扇(70°付) ・天井式有圧換気扇 ※図示による * 遠心送風機の基礎の形式: ・標準基礎 ・防振基礎 ・図示による * 防振基礎の防振材及び振動絶縁効率: * 換気扇部品(ベントキャップ、パイプフード)の過給気防止機能: ※無 ・有() * 換気設備に使用する管(ダクト)類の管材: ※図示による ・() * 換気設備に使用する継手類の種類: ※図示による ・() * 基礎の大きさ、高さ、配筋要領等 : ・図示による ・() * ストッパーの形状及び取付要領 : ・図示による ・() * 機器の固定方法 : ・図示による ・() * 換気用送風機 : ・遠心送風機 ・軸流送風機及び斜流送風機 ・壁掛式有圧換気扇(70°付) * 遠心送風機(床置型)の基礎の形状 : ・標準基礎 ・特記による ・() * 遠心送風機(天井吊形)の据付 : ・図示による ・() * 遠心送風機のケーシングの水抜き : ・適用する ・適用しない ・図示による ・() * 軸流送風機及び斜流送風機の据付方法: ・図示による ・()					
2.1.6	制御盤	* 一括故障表示用無電圧接点及び端子: ※設置する ・設置しない					
2.1.11	消泡装置	* 消泡装置: ※ノズル式(材質:※銅合金 ・合成樹脂) ・消泡剤式					
2.1.13	スカム除去装置	* 材質: ・鋼製 ※合成樹脂製					
2.1.14	消毒装置	* 消毒装置: ※固形塩素剤消毒装置 ・次亜塩素酸ソーダ消毒装置					
2.1.24	整流板、阻流板	* 材質: ・ステンレス鋼(SUS304)製 ・鋼製 ※合成樹脂製					
2.1.25	越流せき	* 材質: ・ステンレス鋼(SUS304)製 ・鋼製 ※合成樹脂製					
2.1.27	マンホール	* マンホールの施錠 : ・行う ・行わない * 合成樹脂等のマンホール: ・設置する ・設置しない					
2.1.30	配 管 備 品	* 管材及び弁類: ※図示による ・() * 設置する備品: ※図示による ・()					
＜施 工＞							
2.2.1	施工	* 土留等の設置: ・行う ・行わない ・図示による ・()					
		■機械編 3章 ユニット型浄化槽■					
3.2.1	施 工	* 基礎等の厚さ: ※200mm ・図示による					
		■機械編 その他事項■					
特定建設資材の再資源化等		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律{(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。}に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りでない。 また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。					
		別表 1 建築物に係る解体工事					
工 程 及 毎 び の 解 作 体 業 方 内 法 容		工 程		作業内容		分別・解体等の方法	
		・ 建築設備、内装材等		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
		・ 屋根ふき材		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
		・ 外装材、上部構造部材		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
		・ 基礎、基礎ぐい		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
		・ その他 ()		・ 有 ・ 無		・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	
		設計事務所名		工事名称		図面番号	
		建築士登録番号		縮尺			
		建築士氏名					
		検 図	製 図	設 計	愛知県建設局公共建築部公営住宅課		
				○年○月			

項 目	特 記 事 項																						
南海トラフ地震防災対策 推進地域における対応	別表2 建築物に係る新築工事等（外構・増築・修繕・模様替） <table><tr><td rowspan="7">工 程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容</td><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・ 造成等</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 基礎、基礎ぐい</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 上部構造部分、外装</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 屋根</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 建築設備、内装等</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ その他（ ）</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr></table>	工 程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	工 程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容		工 程	作業内容	分別・解体等の方法																		
			・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
			・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
			・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
			・ 屋根	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
			・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																		
		・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
	別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等） <table><tr><td rowspan="7">工 程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容</td><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・ 仮設</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 土工</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 基礎</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 本体工事</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ 本体付属品</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・ その他（ ）</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用</td></tr></table>	工 程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 仮設	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用	・ その他（ ）	・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
	工 程 及 毎 び の 解 体 業 方 内 法 容		工 程	作業内容	分別・解体等の方法																		
・ 仮設			・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
・ 土工			・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
・ 基礎			・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
・ 本体工事			・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
・ 本体付属品			・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																			
・ その他（ ）		・ 有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用																				
別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地 <table><tr><th>廃 棄 物 の 種 類</th><th>施設の名称</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td>・ コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ アスファルト・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 木材</td><td></td><td></td></tr></table>	廃 棄 物 の 種 類	施設の名称	所 在 地	・ コンクリート			・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材			・ アスファルト・コンクリート			・ 木材										
廃 棄 物 の 種 類	施設の名称	所 在 地																					
・ コンクリート																							
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材																							
・ アスファルト・コンクリート																							
・ 木材																							
1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。																							
2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。																							
2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。																							
3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。																							
4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。																							
5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。																							

項 目	特 記 事 項											
	<table><tr><td colspan="2">設計事務所名</td><td>工事名称</td><td rowspan="2">図面番号</td></tr><tr><td colspan="2">建築士登録番号 建築士氏名</td><td>縮尺</td></tr><tr><td>検 図</td><td>製 図</td><td>設 計 ○年○月</td><td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td></tr></table>	設計事務所名		工事名称	図面番号	建築士登録番号 建築士氏名		縮尺	検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課
	設計事務所名		工事名称	図面番号								
	建築士登録番号 建築士氏名		縮尺									
	検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公営住宅課								